第３次吉岡町耐震改修促進計画

令和４年３月

目　　次

Ⅰ．住宅・建築物の耐震化を取り巻く状況 1
１．大震災からの教訓 1
（１）阪神・淡路大震災（１９９５年（平成７年）１月）及び東日本大震災（２０１１年（平成２３年）３月） 1
（２）熊本地震（２０１６年（平成２８年）４月） 2
（３）大阪府北部地震（２０１８年（平成３０年）６月） 3
Ⅱ．計画概要 4
１．目的・背景 4
２．計画の期間 4
３．対象とする建築物 5
４．計画の位置付け 6
５．誰一人取り残さない持続可能な開発目標 7
Ⅲ．地震環境 8
１．過去の地震被害 8
（１）過去の地震被害 8
（２）群馬県内の活断層 9
２．吉岡町で想定される地震被害 10
（１）吉岡町に影響を与えるプレート運動 10
（２）渋川市北部を縦断する柏崎-銚子構造線 11
（３）群馬県内の地震動の予測 12
（４）群馬県において想定される地震 13
（５）吉岡町で想定される地震の規模・被害状況 13
Ⅳ．耐震化の状況・課題 14
１．住宅 14
（１）耐震化の現況 14
（２）群馬県のこれまでの取り組みと課題 15
（３）所有者意識等から見る課題 18
２．多数の者が利用する建築物 26
（１）耐震化の現況 26
（２）群馬県のこれまでの取り組みと課題 27
（３）所有者意識等から見る課題 27
３．耐震診断義務付け対象建築物 32
（１）耐震化の現況 32
（２）群馬県のこれまでの取り組みと課題 33
４．ブロック塀等 34
（１）安全確保対策の現況 34

（２）群馬県のこれまでの取り組みと課題 34
（３）所有者意識等から見る課題 35
Ⅴ．耐震化の目標の設定 39
１．設定の考え方 39
（１）これまでの経緯 39
（２）群馬県における耐震化目標の設定の考え方 39
（３）吉岡町における耐震化目標の設定の考え方 40
２．耐震化の目標 41
（１）住宅 41
（２）多数の者が利用する建築物 42
（３）耐震診断義務付け対象建築物 42
（４）町有建築物 42
（５）ブロック塀等 42
Ⅵ．建築物の耐震化促進施策 43
１．耐震化の促進に係る基本的な取り組み 43
（１）住宅・建築物の所有者等の役割 43
（２）耐震診断及び耐震改修に係る窓口の設置 43
（３）国や県と連携した耐震化への支援 43
（４）自治会と連携した周知・啓発 43
２．耐震化の促進施策 44
（１）住宅 44
（２）町有建築物 46
（３）ブロック塀等の安全確保 47
（４）避難路の指定及び沿道建築物 48
３．耐震化を促進するための支援策 51
（１）老朽危険空家除却支援事業 51
（２）木造住宅耐震診断者派遣事業 51
（３）ブロック塀等除却補助金事業 51
４．耐震改修等を促進するための指導や命令等 52
（１）県が行う建築物の所有者に対する指導等への協力 52
（２）県との連携強化 52
（３）耐震改修促進法に基づく指導等の実施 52
（４）建築基準法に基づく指導等の実施 53
参考資料 54
参考１：耐震改修促進法における特定既存耐震不適格建築物等の要件一覧表 54
参考２：耐震改修促進計画に関する法律 55

Ⅰ．住宅・建築物の耐震化を取り巻く状況

１．大震災からの教訓

（１）阪神・淡路大震災（１９９５年（平成７年）１月）及び東日本大震災（２０１１年（平成２３年）３月）

１９９５年（平成７年）１月の阪神・淡路大震災では、地震により６，４３４人の尊い命が奪われ、２５万棟に及ぶ住宅・建築物の倒壊等（全壊・半壊）、甚大な被害をもたらしました。１９９５年（平成７年）の警察白書によると、死者５，５０２人の約９割は、住宅・建築物の倒壊等が原因であり、１９８１年（昭和５６年）５月３１日以前に着工された、新耐震基準に適合しないと考えられる耐震性が不十分な建築物に多くの被害が生じました。

また、１９９５年（平成７年）阪神・淡路大震災建築震災調査委員会の報告書では、１９８１年（昭和５６年）６月の建築基準法の改正によって強化された新耐震基準に基づいた建築物は、倒壊に至るような大きな被害が少なかったとしており、この傾向は２００４年（平成１６年）の新潟県中越地震においても顕著でした。

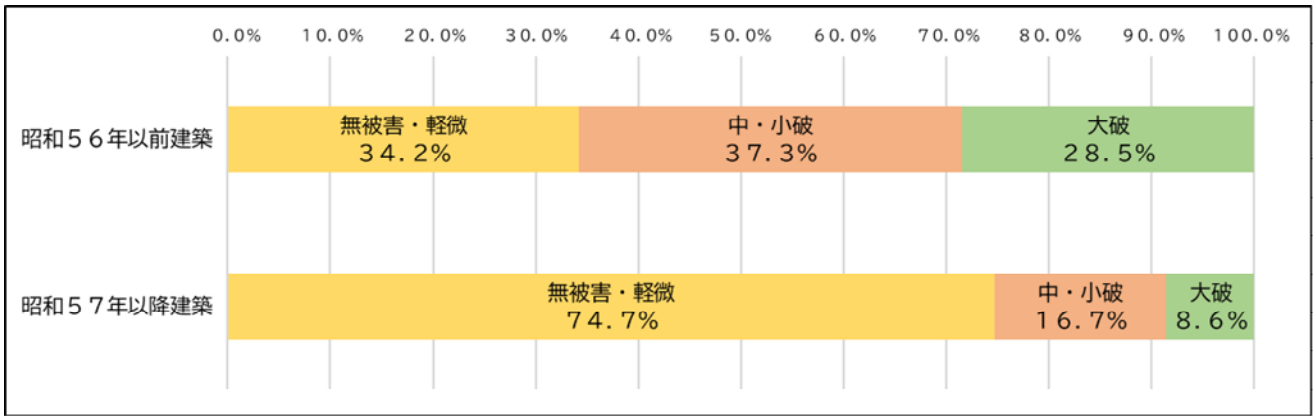
２０１１年（平成２３年）３月１１日に発生した東日本大震災は、死者・行方不明者が２万人※1を超え、全壊した住宅は１２万４千戸※1、半壊した住宅が２７万５千戸※1でしたが、新耐震基準により建設・補強された建築物の地震の揺れによる被害は限定的であり、死傷者や経済的な損害の大半は津波によるものでした※2。

こうしたことから、大規模地震による被害を減少させるためには、新耐震基準が導入される以前の耐震性が不十分な建築物について、耐震性の向上を図ることが重要です。

表Ⅰ-１：阪神・淡路大震災による直接的な死亡要因

地震による直接的な死亡原因	死者数（人）	割合（%）
家屋・家具類等の倒壊による圧迫死と思われるもの	４，８３１	８７．８
焼死体（火傷死体）及びその疑いのあるもの	５５０	１０．０
その他	１２１	２．２
合　計	５，５０２	１００．０

資料：「１９９５年（平成７年）版警察白書」による。１９９５年（平成７年）４月２４日現在



図Ⅰ-１：阪神・淡路大震災における建築時期による被害状況

資料：１９９５年（平成７年）阪神・淡路大震災建築震災調査委員会中間報告書（建設省）による

※１：消防庁災害対策本部、２０１５年（平成２７年）第１５２報
※２：東日本大震災記録集(消防庁、２０１３年（平成２５年）３月)

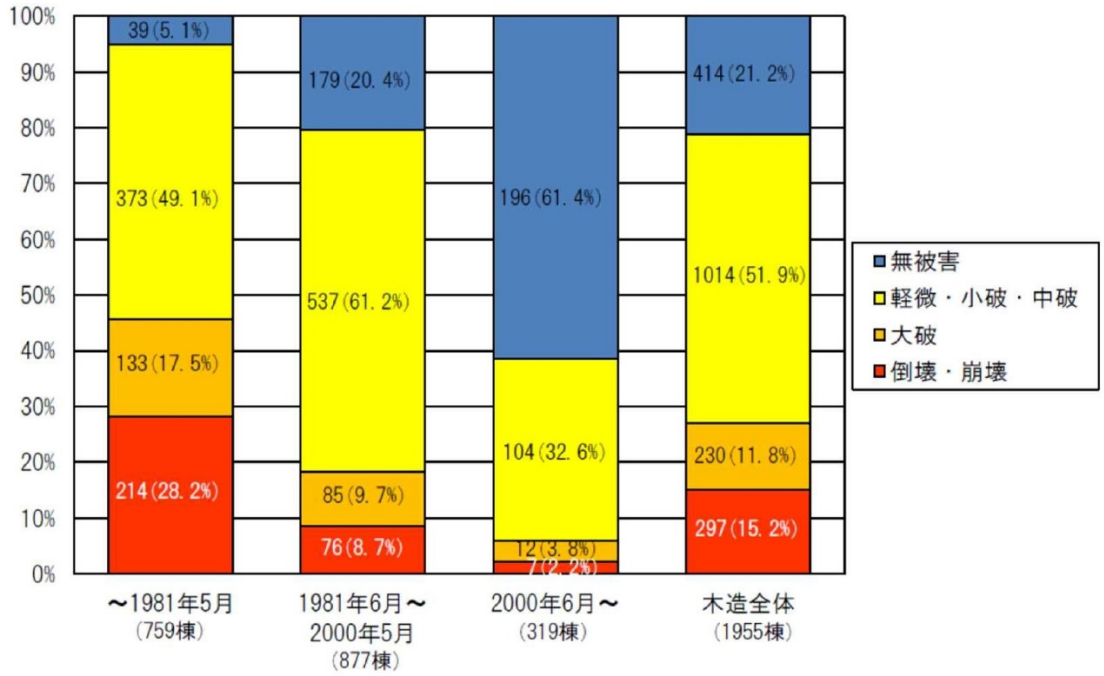
（２）熊本地震（２０１６年（平成２８年）４月）

熊本県熊本地方において、２０１６年（平成２８年）４月１４日及び１６日の２回、最大震度７を記録する地震が発生し、熊本県を中心に数多くの建築物に倒壊などの被害をもたらしました。

一般社団法人日本建築学会（以下「学会」という。）が、熊本県上益城郡益城町中心部において実施した悉皆調査（以下「学会悉皆調査」という。）によれば、新耐震基準導入以降に比べて、それ以前（旧耐震基準）の木造住宅の被害率が顕著に大きかったとしています。

「熊本地震における建築物被害の原因分析を行う委員会報告書（２０１６年（平成２８年）９月）」では、「必要壁量が強化された新耐震基準は、旧耐震基準と比較して、熊本地震に対する倒壊・崩壊の防止に有効であったと認められ、旧耐震基準の木造建築物については、耐震化の一層の促進を図ることが必要である。」としており、これまでの地震被害からの教訓と同様に、新耐震基準が導入される以前の耐震性が不十分な建築物について、早急に耐震性の向上を図る必要があります。

加えて、新耐震基準の木造建築物にも一定の被害があったことが確認されています。この原因として、柱とはり等との接合部の接合方法が不十分であったことなどが指摘されており、接合部の仕様等が明確化された２０００年（平成１２年）以前に建築された新耐震基準の木造建築物に対しても対策が求められています。



図Ⅰ-２：学会悉皆調査結果による木造の建築時期別の被害状況

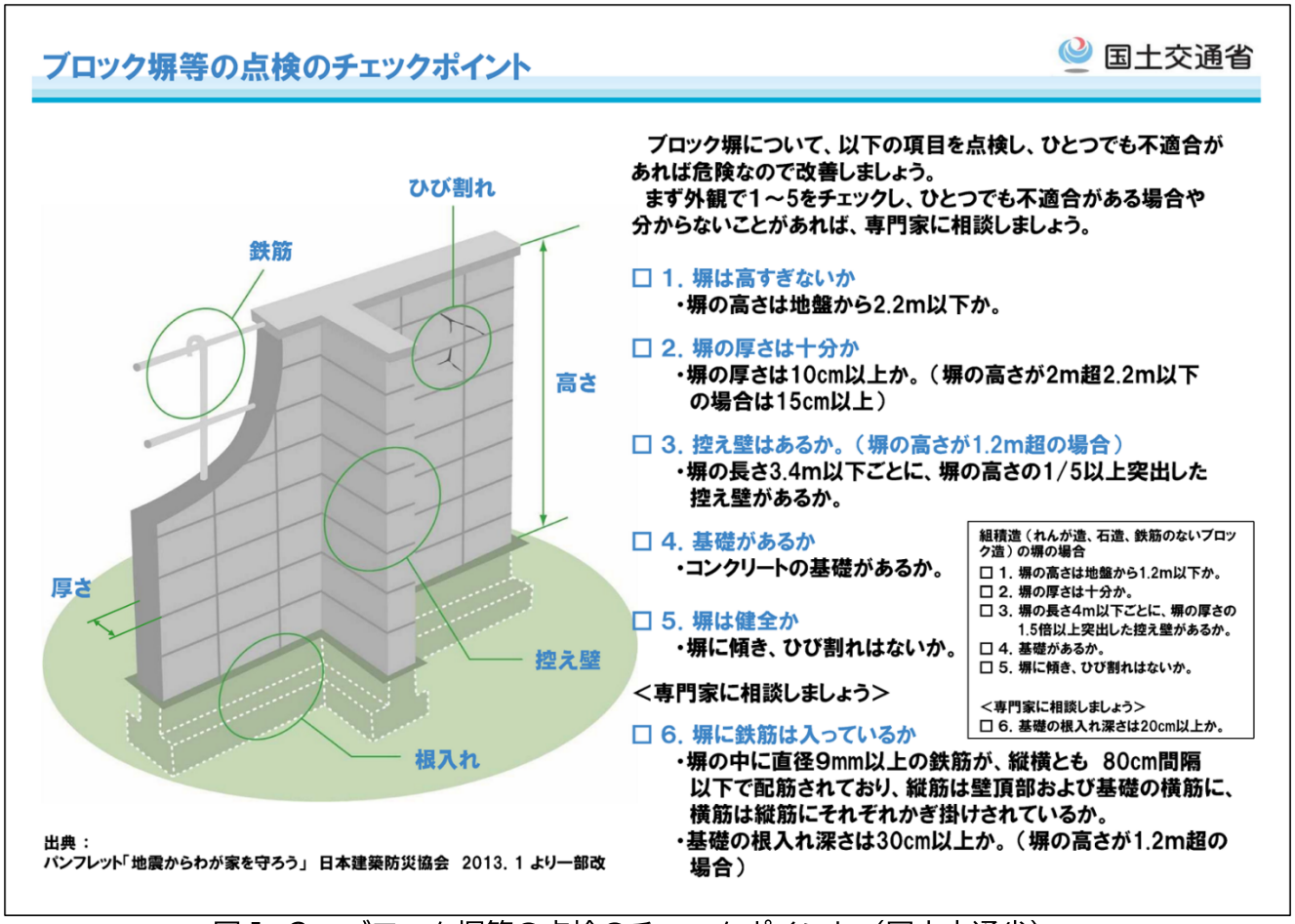
資料：熊本地震における建築物被害の原因分析を行う委員会報告書（２０１６年（平成２８年）９月）による

（３）大阪府北部地震（２０１８年（平成３０年）６月）

大阪府北部において、２０１８年（平成３０年）６月１８日、マグニチュード６．１の地震が発生し、大阪市北区、高槻市、枚方市、茨木市、箕面市で震度６弱を観測しました。地震による死者は６名で、うち２名が小学校や住宅のブロック塀の倒壊によるものでした。

このブロック塀の倒壊事故を受け、文部科学省は学校における組積造の塀又は補強コンクリート造の塀（以下「ブロック塀等）という。）の安全点検等について取り組みを促す通知を全国の各教育委員会等に発出しました。また、国土交通省は、「ブロック塀等の点検のチェックポイント」を公表し、地方公共団体に対し、塀の所有者等に向けた注意喚起の依頼等を行いました。

過去にも、１９７８年（昭和５３年）６月の宮城県沖地震をはじめとして、ブロック塀等の倒壊による死亡事故が発生していることや、ブロック塀等が倒壊すると避難や救護活動のための道路の通行に支障を来すことから、倒壊のおそれがあるブロック塀等の安全確保対策が求められています。



図Ⅰ-３：ブロック塀等の点検のチェックポイント（国土交通省）

Ⅱ．計画概要

１．目的・背景

本計画はだれもが安全で安心して暮らせるまちづくりを進めるために建築物の地震に対する安全性を計画的に向上させることを目的としています。

１９９５年（平成７年）１月に発生した阪神・淡路大震災（兵庫県南部地震）以降、日本各地で大地震が頻発しており、大地震の発生が危惧されています。

国においては、南海トラフ地震防災対策推進基本計画、首都直下地震緊急対策推進基本計画及び住生活基本計画（２０１６年（平成２８年）３月閣議決定）における目標を踏まえ、住宅の耐震化率及び多数の者が利用する建築物の耐震化率について、２０２０年（令和２年）までに少なくとも９５パーセントにすることを目標とするとともに、２０２５年（令和７年）までに耐震性が不十分な住宅を、同年を目途に耐震性が不十分な耐震診断義務付け対象建築物を、それぞれおおむね解消することを目標に掲げるとともに、これを受けて「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（１９９５年（平成７年）法律第１２３号。以下「耐震改修促進法」という。）は２０１８年（平成３０年）６月に改正され、２０１９年（平成３１年）１月には「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」（国土交通省告示１３８１号）が策定されました。

群馬県においては、耐震改修促進法で耐震改修促進計画の策定が義務付けられ、２０２１年（令和３年）４月に「群馬県耐震改修促進計画（２０２１-２０２５）」を策定しています。

表Ⅱ-１　近年の大地震と法改正の流れ

近年被害をもたらした地震	法改正等の動き
Ｈ　７．１.17　阪神・淡路大震災	
	Ｈ　７.１２.２５　耐震改修促進法の施行
Ｈ16.１０.23　新潟県中越地震	
Ｈ17．３.20　福岡県西方沖地震	
	Ｈ17．３.３０ 中央防災会議「地震防災戦略」決定 ・１０年間で東海地震等の死者数及び経済被害を半減 ・住宅の耐震化率を現状の７５%から９０%へ
	Ｈ17．６.１０ 住宅・特定建築物等の地震防災推進会議による提言 ・住宅・特定建築物等の耐震化率を現状の７５%から９０%へ ・耐震改修促進法等の制度の充実、強化
Ｈ17．７.23　千葉県北西部地震	
Ｈ17．８.16　宮城県沖地震	
	Ｈ17.11．７　改正耐震改修促進法の公布
	Ｈ18．１.２５　国の基本方針（第１８４号）の告示
	Ｈ18．１.２６　改正耐震改修促進法の施行
	Ｈ19．１.２５　群馬県耐震改修促進計画の策定
Ｈ19．３.２５　能登半島地震	
Ｈ19．７.１６　新潟県中越沖地震	
Ｈ23．３.１１　東日本大震災	
	Ｈ25．５.２９　改正耐震改修促進法の公布
	Ｈ25.１０.２９　国の基本方針（第１０５５号）の告示
	Ｈ25.11.２５　改正耐震改修促進法の施行
Ｈ28．４.１４　熊本地震	
Ｈ30．６.１８　大阪府北部地震	
	Ｈ30.11.３０　改正耐震改修促進法施行令の公布
	Ｈ30.１２.２１　国の基本方針（第１３８１号）の告示
	Ｈ31．１．１　改正耐震改修促進法施行令の施行
Ｈ30．９．６　北海道胆振東部地震	
	Ｒ　３.１２.２１　国の基本方針（第１５３７号）の告示

２．計画の期間

本計画は２０２２年（令和４年）度から２０２６年（令和８年）度までの５年間とし、計画期間における耐震化率の目標を定め、その具体的な取り組みを検討し、目標達成に向けて耐震化の促進を図ります。

なお、定期的に事業進捗等の検証を行い、社会情勢や技術革新による状況の変化を勘案し、必要に応じて計画内容を見直すものとします。

※１中央防災会議：内閣総理大臣を会長とし、防災担当大臣をはじめとする全閣僚、指定公共機関の長、学識経験者からなる会議で、防災に関する計画の作成やその実施の推進、重要事項の審議などを行っている。

３．対象とする建築物

町民は、自ら所有または管理する建築物について、地震に対する安全性を確保するよう努力する必要があるとともに、一部の建築物には耐震診断が義務付けられました。

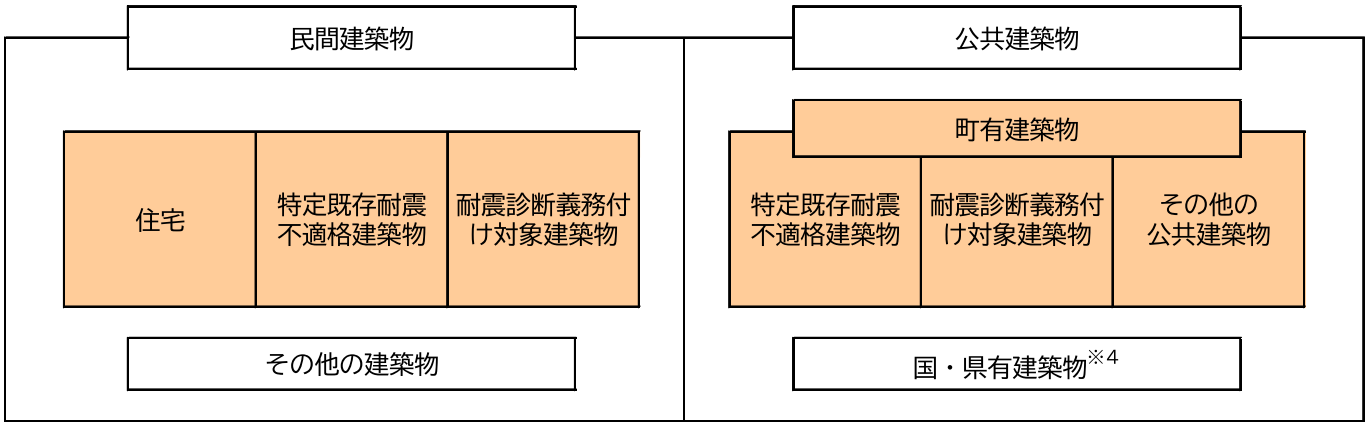
本計画では特に耐震化を図るべき建築物として、次の施設のうち、建築基準法等の耐震関係規定に適合していない建築物※1（耐震強度が不足する施設）を対象に、耐震化の促進を図ります。

（１）住宅・・・・・・・・・・・・・・・・・町民の生命・財産を守り被災地域の減災という視点からも重要な住宅の耐震化が必要です。
①多数の町民が利用する建築物
②甚大な被害が発生することが想定される危険物等を取り扱う建築物

（２）特定既存耐震不適格建築物※2・・・・次の一定規模以上の建築物で耐震化を促進します。
①多数の町民が利用する建築物
②甚大な被害が発生することが想定される危険物等を取り扱う建築物
③地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物

（３）耐震診断義務付け対象建築物※3・・・公共公益性が高いことや倒壊時に大きな被害が想定されることなどから、特に耐震化を積極的に促進します。
【要緊急安全確認大規模建築物】：病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物及び学校、老人ホーム等の避難弱者が利用する建築物のうち大規模なもの
：一定量以上の危険物を取り扱う貯蔵場、処理場のうち大規模なもの
【要安全確認計画記載建築物】
沿道建築物：県又は市町村が指定する緊急輸送道路等の避難路沿道建築物
防災拠点：県が指定する庁舎、避難所等の防災拠点建築物

（４）公共建築物・・・・・・・・・・・・・・公共建築物は災害時の活動拠点や多くの町民が利用することから積極的に耐震化を図る必要があります。



図Ⅱ-１：対象とする建築物

※１耐震関係規定に適合していない建築物：１９８１年（昭和５６年）６月の建築基準法の改正により新しい耐震基準が施行され、この改正以前に施工された建築物は、耐震性能が確保されているか不明であるため、耐震診断を実施して耐震性を確認すること、耐震診断の結果耐震性が不足する場合は、耐震改修を実施する必要があります。

※２特定既存耐震不適格建築物：耐震改修促進法における特定既存耐震不適格建築物等の要件一覧表（５４ページ参照）に定められた用途及び規模(特定既存耐震不適格建築物の要件欄)を満たし、かつ、建築基準法等の耐震関係規定に適合していない既存不適格建築物。

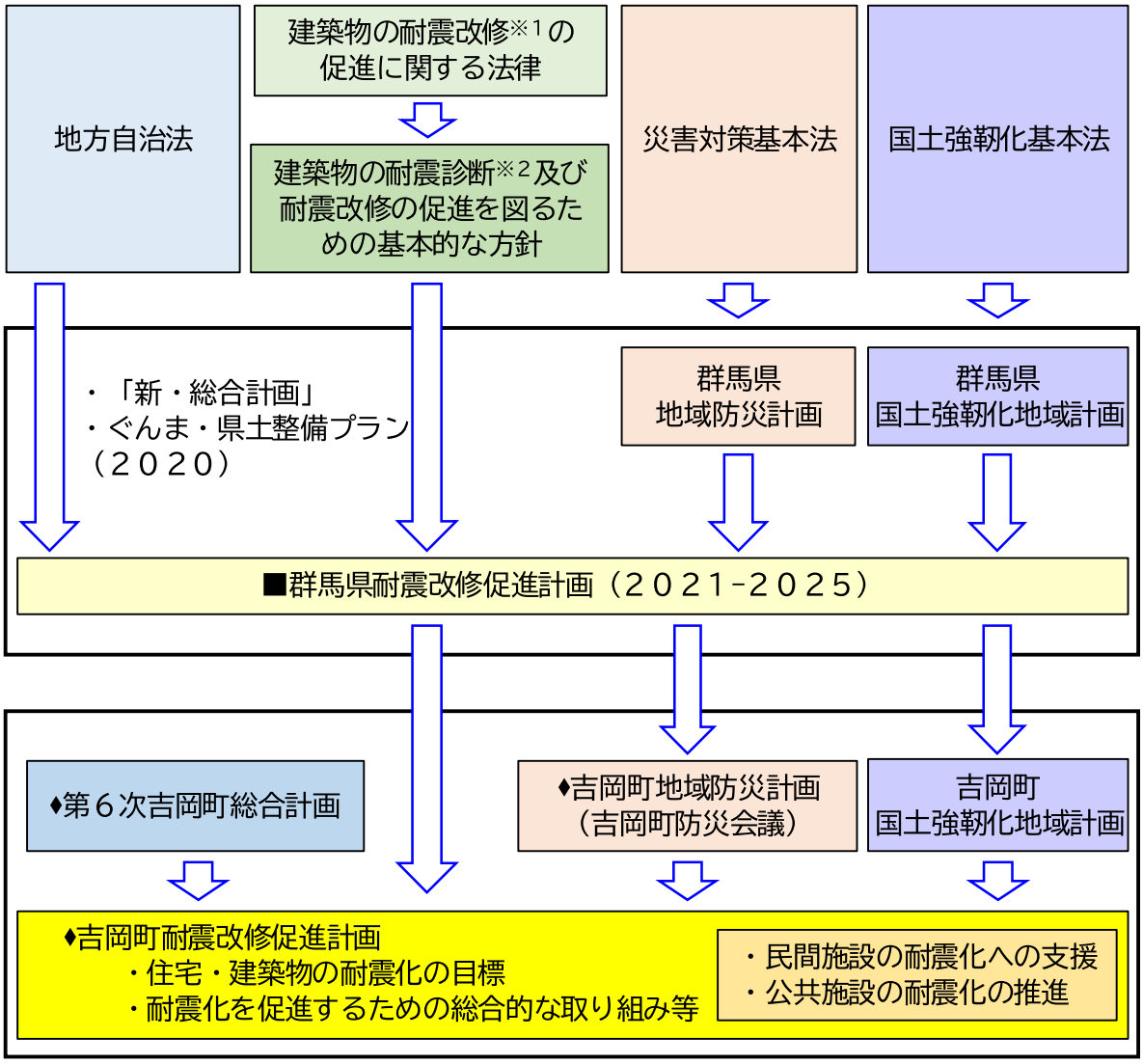
※３耐震診断義務付け対象建築物：耐震改修促進法における特定既存耐震不適格建築物等の要件一覧表（５４ページ参照）に定められた要件（耐震診断義務付け対象建築物の要件欄）を満たし、かつ、建築基準法等の耐震関係規定に適合していない既存不適格建築物であって、１９８１年（昭和５６年）５月３１日以前に建築に着手したもの（旧耐震基準建築物）。

※４国・県有建築物：国の基本方針、群馬県耐震改修促進計画において計画されているため、本計画ではこれらの建築物は対象外とします。

４．計画の位置付け

本計画は、耐震改修促進法第５条第７項に基づき策定するもので、国の基本的な方針及び群馬県耐震改修促進計画を勘案し、町内で想定される地震の規模、被害状況及び町内の耐震化の現状を踏まえて具体的な目標を定め、耐震化を促進するための総合的な施策や基本的な取り組みを定めます。

また、吉岡町地域防災計画及び第６次吉岡町総合計画との整合を図ります。



図Ⅱ-２　本計画の位置付け

※１耐震改修：地震に対する安全性の向上を目的として、建物の増築・改築・修繕、もしくは、模様替え、または建物敷地の整備をすること。
※２耐震診断：既存の建築物の地震に対する安全性を評価すること。

５．誰一人取り残さない持続可能な開発目標

持続可能な開発目標の略称であるＳＤＧｓは、２０１５年（平成２７年）９月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための２０３０アジェンダ」に記載された２０１６年（平成２８年）から２０３０年（令和１２年）までの国際目標です。

持続可能な世界を実現するための１７のゴール・１６９のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っています。

ＳＤＧｓは発展途上国のみならず、先進国も取り組むべきユニバーサル（普遍的）なものであり、自治体として今後の施策の企画・立案・実行の各プロセスにおいて、ＳＤＧｓの理念に配慮した施政運営に努めていく必要があります。

本計画は、図Ⅱ-４のＳＤＧｓの達成に資する取り組みとして推進していきます。



目標１　［貧困］
あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる



目標２　［飢餓］
飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する



目標３　［保健］
あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する



目標４　［教育］
すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する



目標５　［ジェンダー］
ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う



目標６　［水・衛生］
すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する



目標７　［エネルギー］
すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する



目標８　［経済成長と雇用］
包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する



目標９　［インフラ、産業化、イノベーション］
強靭（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進



目標１０　［不平等］
国内及び各国家間の不平等を是正する



目標１１　［持続可能な都市］
包摂的で安全かつ強靭（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する



目標１２　［持続可能な消費と生産］
持続可能な消費生産形態を確保する



目標１３　［気候変動］
気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる



目標１４　［海洋資源］
持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する



目標１５　［陸上資源］
陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する



目標１６　［平和］
持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する



目標１７　［実施手段］
持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

図Ⅱ-３：ＳＤＧｓイニシアティブ



【ターゲット】
１１．ｂ　２０２０年までに、包含、資源効率、気候変動の緩和と適応、災害に対する強靭さ（レジリエンス）を目指す総合的政策及び計画を導入・実施した都市及び人間居住地の件数を大幅に増加させ、仙台防災枠組２０１５-２０３０に沿って、あらゆるレベルでの総合的な災害リスク管理の策定と実施を行う。

図Ⅱ-４：本計画が関連するＳＤＧｓとターゲット

Ⅲ．地震環境

１．過去の地震被害

（１）過去の地震被害

県内で発生した地震被害で最も大きいものが２０１１年（平成２３年）３月に発生した東北地方太平洋沖地震で、県内の最大震度は６弱、吉岡町においても５弱を記録し、県内での住宅の一部破損は１７,２４６棟にも及ぶ被害が発生しました。

表Ⅲ-１：過去の地震被害

発生年月日	地震名（震源）	規模（M）	震　度	群馬県内の主な被害
１９１６.２.２２ （大正５年）	・・・・・※1 （浅間山麓）	６.２	３：前橋市昭和町	家屋全壊７戸　半壊３戸 一部破損１０９戸
１９２３.９.１ （大正１２年）	関東地震 （神奈川県西部）	７.９	４：前橋市昭和町	負傷者９人 家屋全壊４９戸　半壊８戸
１９３１.９.２１ （昭和６年）	西埼玉地震 （埼玉県北部）	６.９	５：前橋市昭和町	死者５人　負傷者５５人 家屋全壊１６６戸 半壊１,７６９戸
１９６４.６.１６ （昭和３９年）	新潟地震※2 （新潟県下越沖）	７.５	４：須田貝通報所・ 前橋市昭和町	負傷者１人
１９９６.１２.２１ （平成８年）	茨城県南部の地震 （茨城県南部）	５.６	５弱：板倉町板倉 ４：沼田市西倉内町 ・片品村東小川 ・桐生市織姫町	家屋一部破損６４戸
２００４.１０.２３ （平成１６年）	平成１６年（２００４年） 新潟県中越地震※2 （新潟県中越地方）	６.８	５弱：片品村東小川 ・高崎市高松町 ・渋川市北橘町	負傷者６人 家屋一部破損１,０５５戸
２０１１.３.１１ （平成２３年）	平成２３年（２０１１年） 東北地方太平洋沖地震※2 （三陸沖）	９.０	６弱：桐生市元宿町 ５弱：沼田市白沢町 ・前橋市富士見町 ・高崎市高松町 ・桐生市新里町 ・太田市西本町 ・渋川市赤城町 ・明和町新里 ・千代田町赤岩 ・大泉町日の出 ・邑楽町中野	死者１名　負傷者４１名 住家半壊７棟 住家一部破損１７,２４６棟
２０１８.６.１７ （平成３０年）	群馬県南部の地震 （群馬県南部）	４.６	５弱：渋川市 ４：前橋市、桐生市、 伊勢崎市、沼田市、 吉岡町、東吾妻町	住宅一部破損４棟

資料：『群馬県地域防災計画』（震災対策編（第１部 総則 第４節））による

※１：１９１６年(大正５年)の浅間山麓を震源とする地震は浅間山の火山活動に起因する火山性地震と推定され、局所的な被害にとどまっています。
※２東北地方太平洋沖地震：気象庁が命名した地震。

また、８１８年（弘仁９年）に関東平野北西部（今の群馬県付近）で推定マグニチュード７．５以上の弘仁地震が発生し、歴史書の「類聚国史」には多くの死者が出たと記載されています。



写真Ⅲ-１：弘仁地震（８１８年（弘仁９年））によるものとされる地割れ

資料：渋川市半田中原・南原遺跡、渋川市教育委員会提供

（２）群馬県内の活断層

地震には、活断層の活動による「内陸直下型地震（阪神・淡路大震災や新潟県中越地震など）」と、プレート（岩盤）とプレートがぶつかり合うことにより発生する「プレート境界型地震（関東大震災や十勝沖地震など）」があります。

群馬県内には、フォッサマグナの東縁の可能性があるとされる「柏崎－銚子構造線※1」が県土を南北に貫いています。新潟県中越地震は、その震源地（長岡市や小千谷市など）が「柏崎－銚子構造線」沿線に点在していたため、大きな余震が数多く発生したと考えられています。

また、県内では、北西部の県境付近には活火山周辺に短い活断層が、県北東部の片品川流域には片品川左岸断層が、それぞれ分布しています。一方、県南部には、埼玉県北部から高崎市北部まで続く深谷断層が認められます。深谷断層の南西側には、深谷断層と平行する平井-櫛挽断層帯の各断層や磯部断層が断続的に分布しており、平井-櫛挽断層帯のうち、神川断層、平井断層が発達しています。文部科学省地震調査研究推進本部（２００５年（平成１７年））は、深谷断層と埼玉県東部にある江南断層や綾瀬川断層、平井-櫛挽断層帯が一連のものとして関東平野北西縁断層帯と定義しています。なお、その後に行われた調査及び研究成果により新たな知見が得られたため、関東平野北西縁断層帯は深谷断層帯・綾瀬川断層に二分され、それぞれ評価されています。その他、県内の活断層としては、みどり市大間々周辺の大久保断層や太田市東部から桐生市南部に延びる太田断層が挙げられます。

※１柏崎-銚子構造線：地殻変動により生じた大規模な断層帯のこと。一本の大断層ではなく、時期や規模によらず数多くの断層の集合体から成る場合が多い。これを境に両側は著しく異なる地質構造が形成される。特に、新潟県の柏崎付近から三国峠、沼田、赤城山、太田を通り千葉県銚子付近へ抜ける構造線を、柏崎-銚子構造線という。

２．吉岡町で想定される地震被害

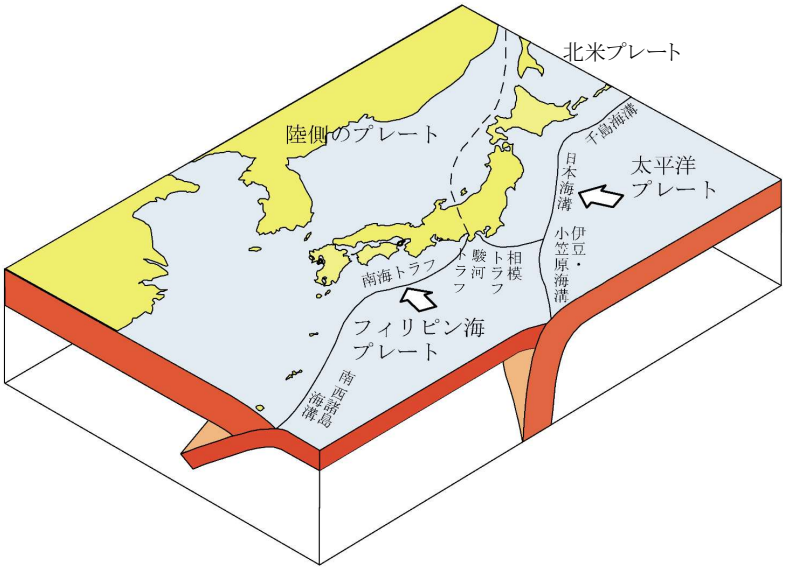
（１）吉岡町に影響を与えるプレート運動

日本列島の地震活動は、日本列島を乗せた陸側のプレート（ユーラシアプレート、北米プレート）とその下に沈み込んでいる２枚の海洋プレート（フィリピン海プレート、太平洋プレート）の相対運動で説明されています。

群馬県は、フィリピン海プレートが沈み込む相模トラフ及び駿河トラフから１００～２００ｋｍ、太平洋プレートが沈み込む日本海溝から１５０～２００ｋｍの地点に位置しており、群馬県直下では、ユーラシアプレートの下にフィリピン海プレートが沈み込みさらにその下に太平洋プレートが沈み込んでいます。また、群馬県直下のフィリピン海プレート上面の深さは８０ｋｍ前後、太平洋プレートの上面の深さは１００～１４０ｋｍとされています。

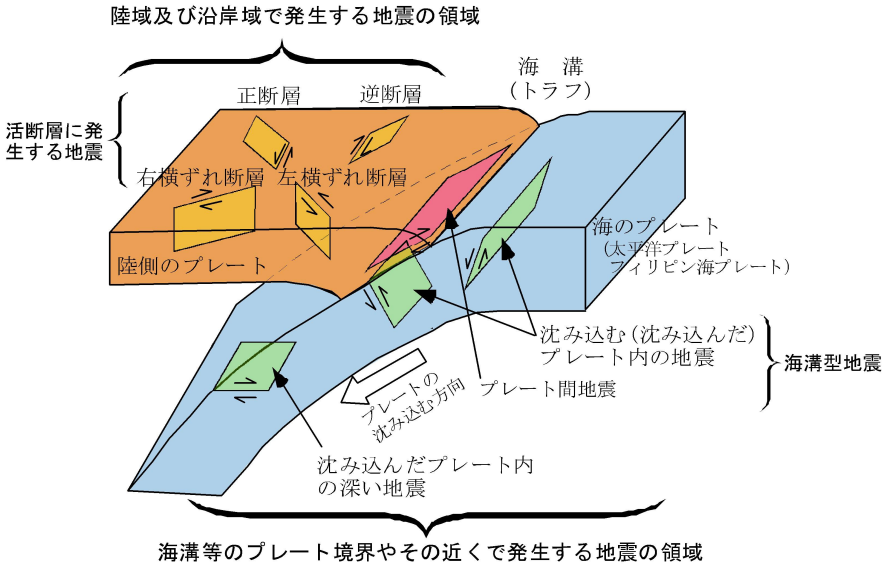
プレート上面で発生した地震としてはフィリピン海プレートの上面で発生した関東大震災（１９２３年（大正１２年）、Ｍ7．９）が典型例であり、プレート内部で発生した地震としては千葉県東方沖地震（１９８７年（昭和６２年）、Ｍ6．７）が典型例です。

群馬県直下のプレートに起因する地震は、太平洋プレートに起因すると思われるものが地下１２０～１６０ｋｍで発生していますが、震源が深いため、このタイプの地震で群馬県内に被害が発生したという記録はありません。



図Ⅲ-１：日本列島とその周辺のプレート

（出典：２００５年（平成１７年）３月　地震調査推進本部　全国を概観した地震動予測値図）



図Ⅲ-２：日本列島とその周辺で発生する地震のタイプ

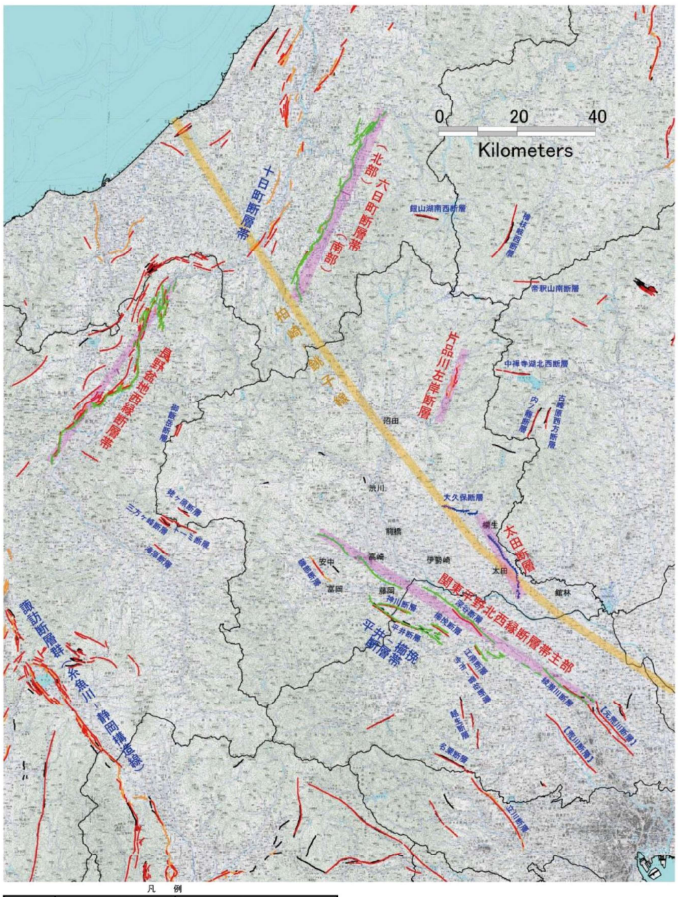
（出典：２００５年（平成１７年）３月　地震調査推進本部　全国を概観した地震動予測値図）

（２）渋川市北部を縦断する柏崎-銚子構造線

群馬県内には、フォッサマグナの東縁とされる「柏崎-銚子構造線」が県土を南北に貫いており、渋川市の北部を縦断しています。

近年、新潟県で発生した２度の地震の震源はこの構造線沿線にあり、大きな余震が数多く発生したと考えられています。

また、県内では、北西部の県境付近には活火山周辺に近い活断層が、県北東部の片品川流域には片品川左岸断層がそれぞれ分布しています。一方、県南部には、埼玉県北部から高崎市北部まで続く深谷断層が認められます。深谷断層の南西側には、深谷断層と平行する平井-櫛挽断層帯の各断層や磯部断層が断続的に分布しており、平井-櫛挽断層帯のうち、神川断層、平井断層が発達しています。文部科学省地震調査研究推進本部（２００５年（平成１７年））は、深谷断層と埼玉県東部にある江南断層や綾瀬川断層、平井-櫛挽断層帯が一連のものとして関東平野北西縁断層帯と定義しています。その他、県内の活断層としては、みどり市大間々周辺の大久保断層や太田市東部から桐生市南部に延びる太田断層が挙げられます。



図Ⅲ-３：群馬県及びその周辺の活断層の分布図

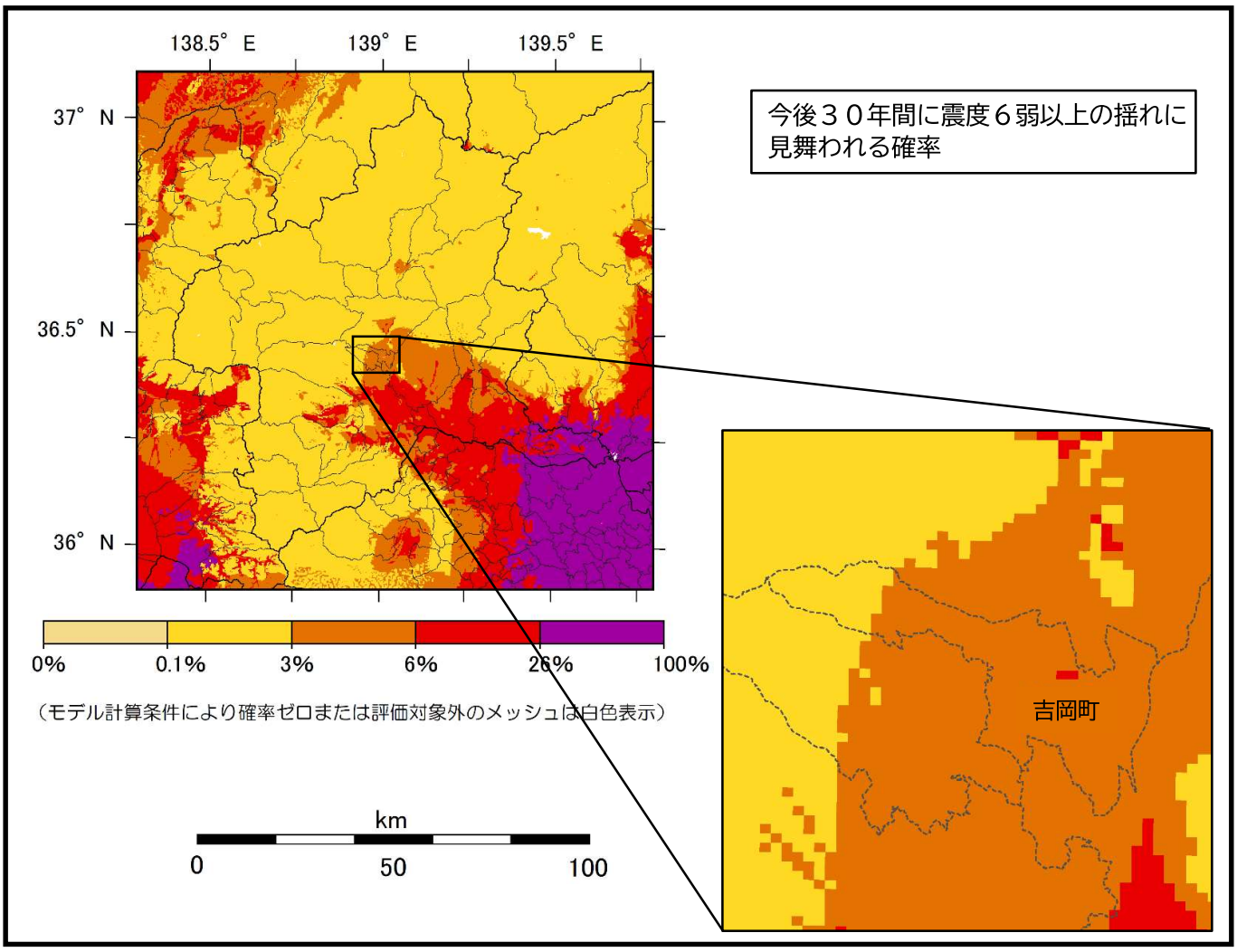
資料：群馬県地震被害想定調査※1（２０１２年（平成２４年）６月 群馬県）

※１群馬県地震被害想定調査：群馬県に大きな影響を及ぼす可能性の高い地震に対して、自然条件や社会条件の下で、科学的知見に基づき地震による被害を想定し、想定される被害を可能な限り減少させるために実施する県の地震防災対策を充実させるとともに、市町村が実施する防災対策や、県民が自助・共助による地域防災力を向上させていくための検討を行う際の基礎資料とすることを目的として、２０１１年（平成２３年）～２０１２年（平成２４年）度にかけて実施した調査

（３）群馬県内の地震動の予測

地震調査研究推進本部※1地震調査委員会は、東日本大震災の発生を受けて指摘された確率論的地震動予測地図の諸課題のうち、特に大規模・低頻度の地震を考慮するための検討等に重点的に取り組み、２０１４年（平成２６年）以降、新たに公表される長期評価に基づいた全国地震予測地図を更新、公表しています（本計画策定時の最新版は「全国地震動予測地図地図編２０２０年版）。

その全国地震予測地図によると、町内において、今後３０年間に震度６弱以上の揺れに見舞われる確率が、町内の一部に６％～２６％、町内の中央部から東部に３％～６％の範囲が広がり、町内の西部は０．１％～３％の範囲が広がっています。



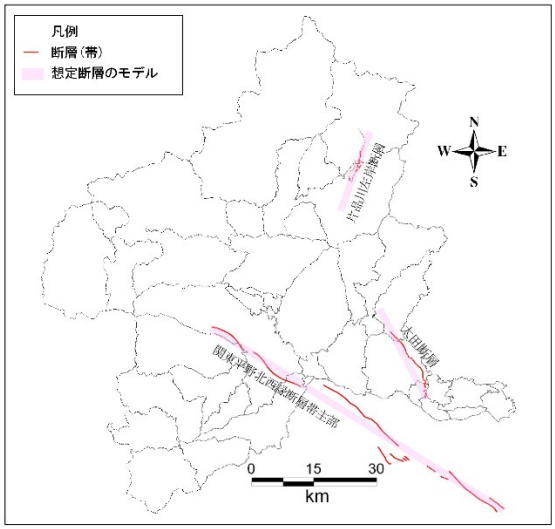
図Ⅲ-４：全国地震動予測地図２０２０年

資料：地震調査研究推進本部地震調査委員会資料

※１地震調査研究推進本部：１９９５年（平成７年）の阪神・淡路大震災の経験を活かし、地震に関する調査研究の成果を社会に伝え、政府として一元的に推進するために作られた組織。地震防災対策の強化、特に地震による被害の軽減に資する地震調査研究の推進を基本目標に調査・研究を進めています。

（４）群馬県において想定される地震

群馬県地震被害想定調査では、群馬県に大きな被害を及ぼす可能性のあるものとして、「関東平野北西縁断層帯主部による地震」「太田断層による地震」「片品川左岸断層による地震」の３つの地震を想定しています。

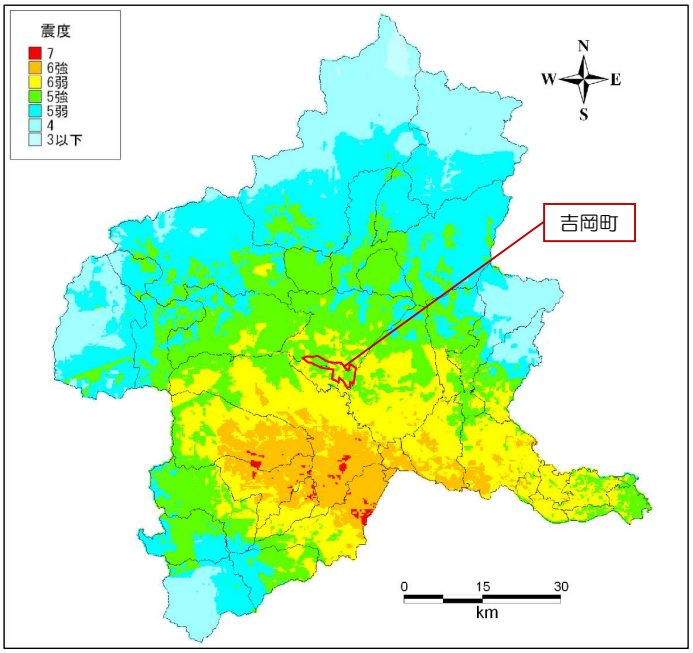


図Ⅲ-５：地震被害

（出典：２０１２年（平成２４年）６月　群馬県地震被害想定調査）

（５）吉岡町で想定される地震の規模・被害状況

群馬県が実施した「地震被害想定調査」（２０１２年（平成２４年）６月）によると、関東平野北西縁断層帯主部によるマグニチュード８．１の地震が発生した場合、吉岡町における震度は５強～６弱と予測されています。また、地震被害については表Ⅲ-２のとおり予測されており、３０人を超える負傷者や１，６００人を超える避難者が予測されています。なお、季節と時間帯の想定ケースは、被害が比較的多い「冬５時」としています。



図Ⅲ-６：関東平野北西縁断層帯主部による地震

表Ⅲ-２：地震被害

被害項目			吉岡町	群馬県全域
人的被害				
建物被害による人的被害		死　者	０．７人	２，８８６．９人
		負傷者	３４．６人	１７，３１３．３人
	（うち　屋内収容物の転倒・落下による）	死　者	０．２人	７９．８人
		負傷者	７．１人	１，４２２．２人
屋外通行による人的被害				
	ブロック塀倒壊による人的被害	死　者	０．０人	１．５人
		負傷者	０．２人	４８．７人
	自動販売機転倒による人的被害	死　者	０．０人	０．０人
		負傷者	０．０人	０．１人
	屋外落下物による人的被害	死　者	０．０人	０．０人
		負傷者	０．０人	０．０人
土砂災害による人的被害		死　者	０．０人	２３６．２人
		負傷者	０．０人	２９５．５人
火災による人的被害		死　者	０．０人	８．３人
		負傷者	０．０人	８５．０人
建物、その他被害				
配水管被害		－	２０件	５，１２７件
断水世帯数		（直後）	１，８５９．４世帯	４８２，０２４世帯
		（１日後）	１，００３．６世帯	３１８，１４９世帯
ＬＰガス被害			２３件	４，６９０件
停電率			０．５％	１１．１％
不通回線予測			３回線	７，３６５回線
避難者予測		（１日後）	１，６３８．２人	５４３，５８９人
		（１か月後）	２９３．８人	２６２，２７０人
帰宅困難者数		帰宅困難者	５１６．７人	１４６，０９９．７人
		徒歩帰宅者	７，５５２．３人	１，１３３，８９９人

（出典：２０１２年（平成２４年）６月　群馬県地震被害想定調査）

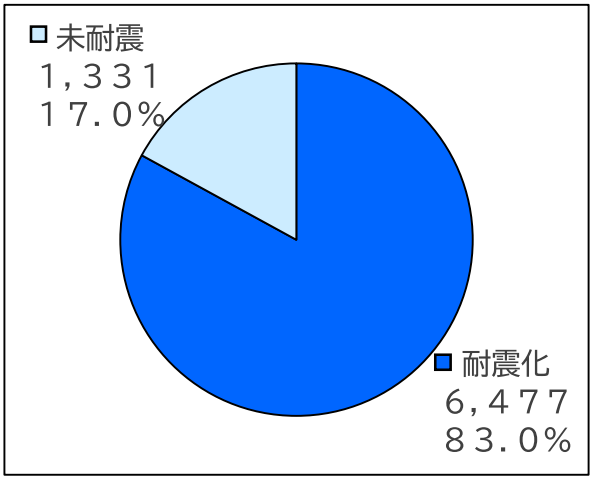
Ⅳ．耐震化の状況・課題

１．住宅

（１）耐震化の現況

住宅は、町内に７，８０８戸あります。１９８２年（昭和５７年）以降の新耐震基準の住宅に１９８１年（昭和５６年）以前の住宅で耐震性ありと推測されるもの※1を加えると耐震化率は８３．０％（前回計画７５．６％）になりますが、１７．０％の住宅は耐震化が図られていない状況です。

また、住宅の種類別の耐震化率は、木造戸建住宅が約８１．５％、木造戸建以外の住宅が約９４．６％となっており、木造戸建住宅の耐震化が遅れています。



図Ⅳ-１：住宅の耐震化率の状況（２０２０年（令和２年）度末時点の推計値）

表Ⅳ-１：２０２０年（令和２年）度末時点の住宅の耐震化率の推計値

（戸、％）

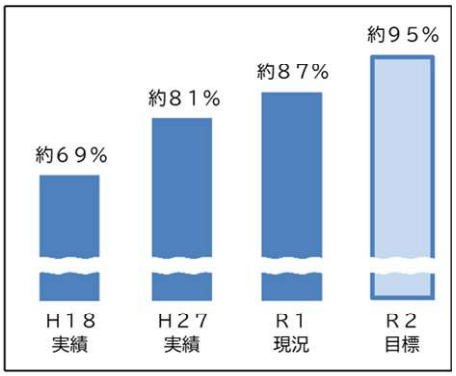
		合計	木造戸建	木造戸建以外
住宅総戸数	（ａ）	７，８０８	６，９３７	８７１
昭和５７年以降の建築物	（ｂ）	５，９１４	５，１９５	７１９
昭和５６年以前の建築物	（ｃ）	１，８９４	１，７４２	１５２
耐震性ありと推測されるもの	（ｄ）	５６３	４５８	１０５
改修済み（耐震性あり）	（ｅ）	０	０	０
耐震性なしと推測されるもの	（ｆ）	１，３３１	１，２８４	４７
耐震化戸数	（ｇ=ｂ+ｄ+ｅ）	６，４７７	５，６５３	８２４
耐震化率	（ｈ=ｇ/ａ）	８３．０％	８１．５％	９４．６％

※１耐震性ありと推測されるもの：国の算出方法を準用して、２０１８年（平成３０年）住宅・土地統計調査における結果を基に算出しました。

（２）群馬県のこれまでの取り組みと課題

住宅の耐震化率は、２００６年（平成１８年）度で約６９%、２０１５年（平成２７年）度で約８１%、２０１９年（令和元年）度で約８７%と増加していますが、第２期計画の２０２０年（令和２年）度の目標９５%の達成には至らない見込みです。

群馬県では、木造戸建住宅について、耐震化の普及啓発を行うとともに、２０１３年（平成２５年）度から、精密診断、補強設計及び耐震改修の補助を行う市町村に補助し、２０１７年（平成２９年）度から減災化（簡易改修、部分改修及び耐震シェルター等設置）の補助を行う市町村に補助してきました。耐震診断者派遣事業は全市町村で導入され実績も増えてきましたが、耐震改修の補助は募集に対する実績が半分に満たない状況であり、減災化の補助制度は実績が１件のみとなっています。



図Ⅳ-２：住宅の耐震化率の推移と目標

表Ⅳ-２：木造戸建住宅の市町村耐震化補助制度等の実績
（２０１６年（平成２８年）度～２０１９年（令和元年）度）

（単位：件、市町村数）

補助制度等			２０１６年（平成２８年）	２０１７年（平成２９年）	２０１８年（平成３０年）	２０１９年（令和元年）	計	導入市町村数	市町村補助金上限額
耐震診断者派遣事業		一般診断※１	１９５	１３５	１２０	７５	５２５	３５	－
精密診断※２補助		単独補助	１	２	１	２	６	３	５～１３．６ 万円
		ﾊﾟｯｹｰｼﾞ補助※３	２	４	１	０	７	７	耐震改修補助参照
補強設計補助		単独補助	９	１０	６	５	３０	１	１０ 万円
		ﾊﾟｯｹｰｼﾞ補助※３	１３	１２	４	５	３４	１９	耐震改修補助参照
耐震改修補助※４		募集	６５	７２	７８	６０	２７１	２６	５０～１４０ 万円
		実績	２８	３２	１８	２２	１００		
減災化補助	簡易改修補助※５		－	－	－	－	－	０	－
	部分改修補助※６	募集	－	３	４	４	１１	３	２０～６０ 万円
		実績	－	０	１	０	１		
	耐震ｼｪﾙﾀｰ等※７設置補助	募集	－	１６	２６	２２	６４	１２	２０～６０ 万円
		実施	－	０	０	０	０		
建替補助			－	９	１３	１２	３４	１	１２０ 万円

※１一般診断：目視調査による代表的な部位をもって耐震性の評価を行う診断方法
※２精密診断：部材や接合部仕様を明らかにして詳細に耐震性の評価を行う診断方法
※３パッケージ補助：耐震改修等と一体の補助制度で補助金上限額は耐震改修等と合算で設定
※４耐震改修補助：耐震診断による上部構造評点※８を１．０以上とする工事に対する補助
※５簡易改修補助：上部構造評点を０．７以上とし、かつ上部構造評点を０．３以上上昇させる工事に対する補助
※６部分改修補助：階数２階の木造住宅の１階部分の上部構造評点を１．０以上とする工事に対する補助
※７耐震シェルター等：住宅倒壊時に一定の生存空間を確保する耐震シェルター又は耐震ベッド
※８上部構造評点：木造住宅の基礎より上の構造の耐震性能を示す指標
（０．７未満：倒壊する可能性が高い、０．７～１．０未満：倒壊する可能性がある、１．０～１．５未満：一応倒壊しない、１．５以上：倒壊しない）

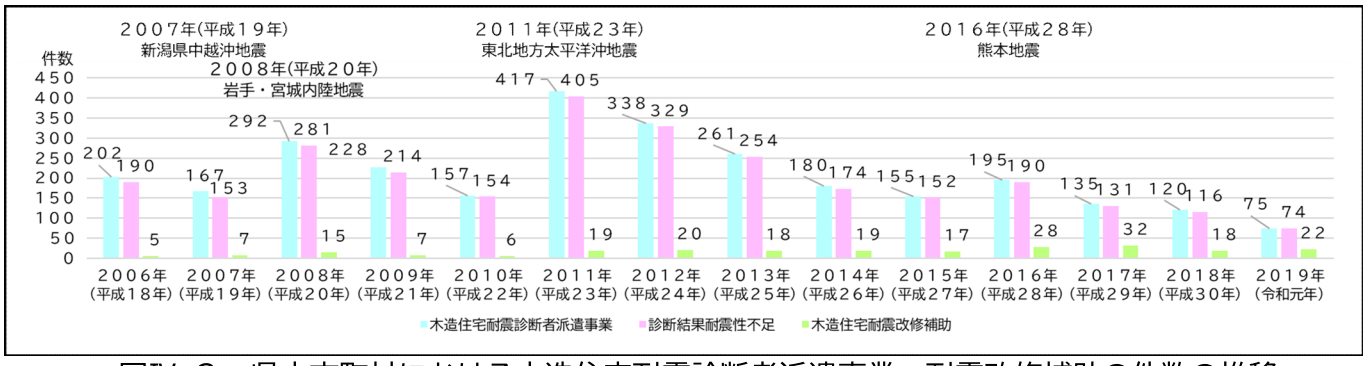
群馬県内の市町村における木造住宅耐震診断者派遣事業の件数の推移を見ると、大規模な地震が発生する毎に件数が増えて、その後、件数が徐々に減る傾向があります。これは、地震によって住宅所有者の耐震化の意識が高まり、その後、その意識が徐々に薄まることの現れと考えられます。木造住宅耐震改修補助については、２０１１年（平成２３年）の東北地方太平洋沖地震以降、年度あたり１７件から３２件となっており、２０１６年（平成２８年）の熊本地震の翌年度の２０１７年（平成２９年）度が最も多くなっています。

木造住宅耐震診断者派遣事業の結果、おおむねの木造住宅で耐震性が不足すると判定されていますが、２００６年（平成１８年）度から２０１９年（令和元年）度において、耐震性が不足すると判定された件数に対する耐震改修補助件数の割合（以下「耐震改修補助実施率」という。）は約８％（補助２３３件/耐震性不足２，８１７件）であり、耐震改修補助にほとんどつながっていません。

表Ⅳ-３：県内市町村における木造住宅耐震診断者派遣事業・耐震改修補助の件数の推移

（単位：件）

	２００６年（平成１８年）	２００７年（平成１９年）	２００８年（平成２０年）	２００９年（平成２１年）	２０１０年（平成２２年）	２０１１年（平成２３年）	２０１２年（平成２４年）	２０１３年（平成２５年）	２０１４年（平成２６年）	２０１５年（平成２７年）	２０１６年（平成２８年）	２０１７年（平成２９年）	２０１８年（平成３０年）	２０１９年（令和元年）	合計
耐震診断者派遣事業	２０２	１６７	２９２	２２８	１５７	４１７	３３８	２６１	１８０	１５５	１９５	１３５	１２０	７５	２，９２２
診断結果耐震性不足	１９０	１５３	２８１	２１４	１５４	４０５	３２９	２５４	１７４	１５２	１９０	１３１	１１６	７４	２，８１７
耐震改修補助	５	７	１５	７	６	１９	２０	１８	１９	１７	２８	３２	１８	２２	２３３

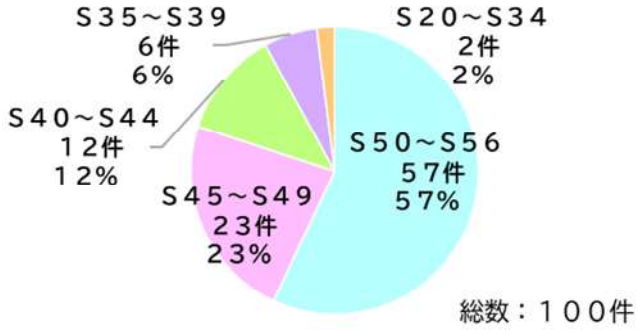


図Ⅳ-３：県内市町村における木造住宅耐震診断者派遣事業・耐震改修補助の件数の推移

群馬県による木造住宅耐震改修補助の４年間の実績１００件によると、複数件の実績がある設計者・施工者は限られ、耐震化費用を抑えられる精密診断を行う診断者も少なく、耐震化に積極的なプレイヤーが少ない状況です。耐震改修工事費は、全国と比べると割高な状況にあります。また、耐震化に要する所有者負担額の平均値は約１８０万円となっています。

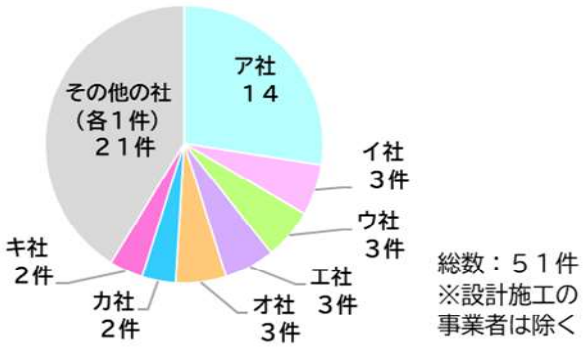
■耐震改修補助を受けた住宅の建築年

新耐震基準が導入された１９８１年（昭和５６年）以前の約１０年間に建築された住宅が約８割を占めている。



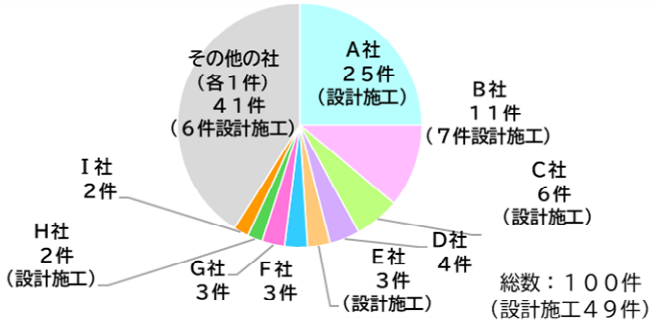
■耐震補強設計の設計者の状況

４年間で複数件の実績がある設計者は７社であり、耐震補強設計に積極的な設計者が限られている。



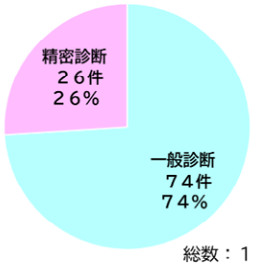
■耐震改修工事の施工者の状況

４年間で複数件の実績がある施工者は９社であり、耐震改修に積極的な施工者が限られている。



■耐震診断法と耐震化費用の関係

耐震改修後の耐震性を確認する診断法は、一般診断が約３/４を占めているが、精密診断を行った方が、耐震化に要するトータルの費用が安くなる傾向がある。



・耐震改修工事単価（平均）
一般診断　２２．６千円/㎡
精密診断　１８．０千円/㎡
差　４．６千円/㎡

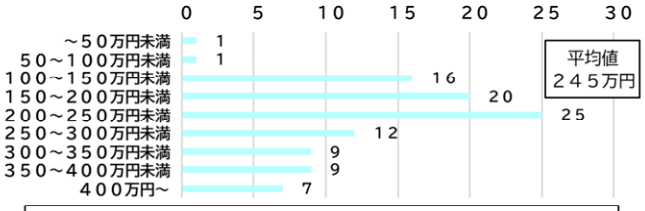
・耐震改修工事費差額（平均）
平均延床面積１１５㎡
×４．６千円/㎡=５２．９万円　A

・精密診断の一般的な費用
約１０～３０万円　B

⇒　A　＞　B

■耐震改修工事費

『２００～２５０万円未満』が最も多く、平均値は２４５万円である。全国と比べると県内の耐震改修工事費は割高な状況である。



全国では『１００～１５０万円未満』が最も多く、
平均値は１階建で１４０万円、２階建で１８６万円である。
（出典：(一財)日本建築防災協会『耐震改修工事費の目安』）

■県内の平均的な耐震化に要する費用

補助実績に基づく平均値は、補強設計費１９万円、工事監理費１７万円、耐震改修工事費２４５万円で、トータルの耐震化に要する費用は２８１万円で、市町村補助額の平均値１０１万円を差し引くと、耐震化に要する所有者負担額は１８０万円である。

補助実績に基づく県内の平均的な耐震化費用

補強設計費	１９万円	①
耐震改修工事費	２４５万円	②
工事監理費	１７万円	③
耐震化に要する費用	２８１万円	④=①+②+③
市町村補助額	１０１万円	⑤
耐震化に要する所有者負担額	１８０万円	⑥=④-⑤

図Ⅳ-４：群馬県による木造住宅耐震改修補助の実績と分析
（２０１６年（平成２８年）度～２０１９年（令和元年）度）

（３）所有者意識等から見る課題

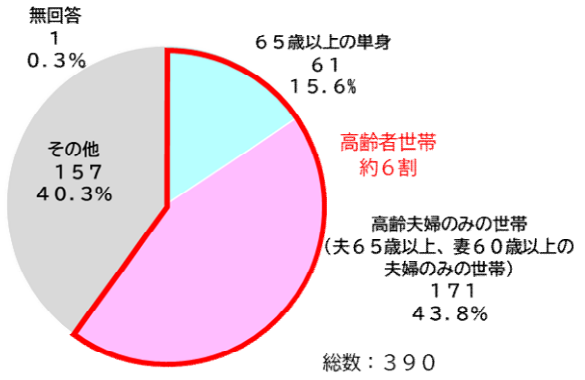
木造戸建住宅の所有者の耐震化の意識等を把握することを目的として、群馬県では旧耐震基準の木造戸建住宅の所有者と想定される世帯１，０００件を抽出し、２０２０年（令和２年）度に『木造戸建住宅の耐震化に関する所有者アンケート』を実施しました。その結果は次のとおりです。

①旧耐震基準の住宅所有者の属性

旧耐震基準の住宅所有者は、高齢者世帯が多く、世帯年収は３００万円未満が多いなど、経済的に耐震化にかかる費用負担が厳しい世帯が多いと考えられます。

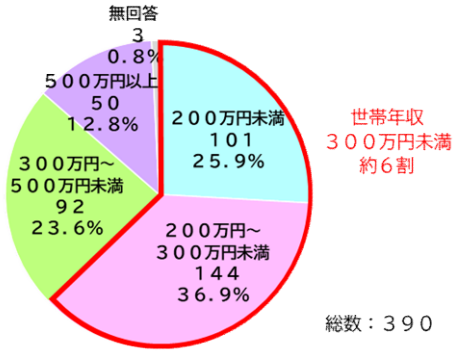
■世帯構成

『６５歳以上の単身』と『高齢夫婦』を合わせた高齢者世帯が約６割となっている。



■世帯年収

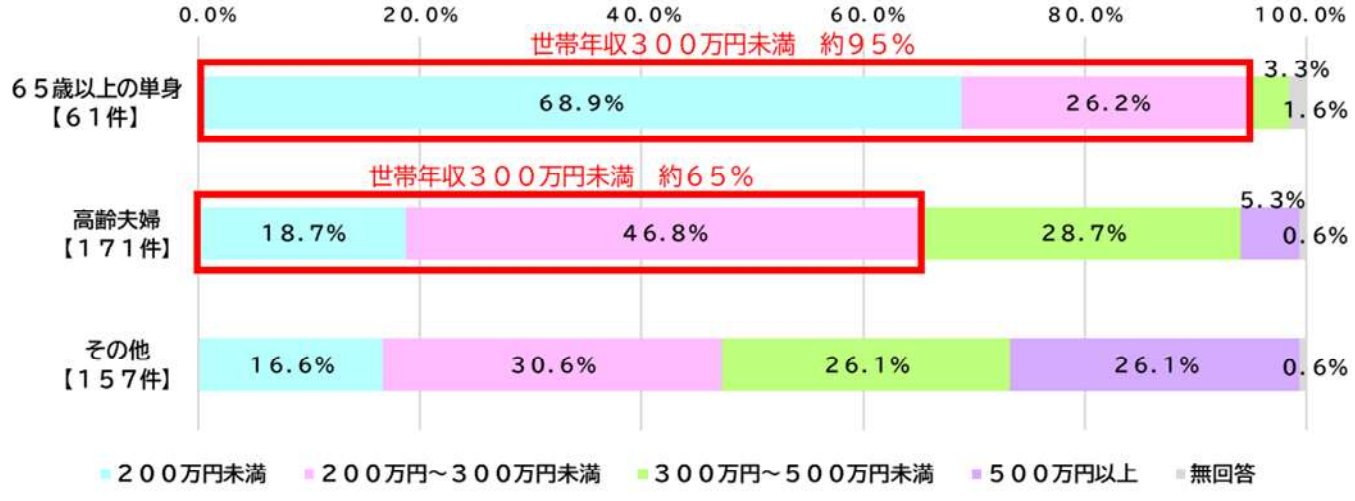
『２００～３００万円未満』が最も多く、『２００万円未満』と合わせると約６割を占めている。



■世帯構成と世帯年収の関係

『６５歳以上の単身』では『２００万円未満』が最も多く、約９５%が世帯年収３００万円未満である。

『高齢夫婦』では『２００～３００万円未満』が最も多く、約６５%が世帯年収３００万円未満である。



図Ⅳ-５：木造戸建住宅の耐震化に関する所有者アンケート結果（群馬県）

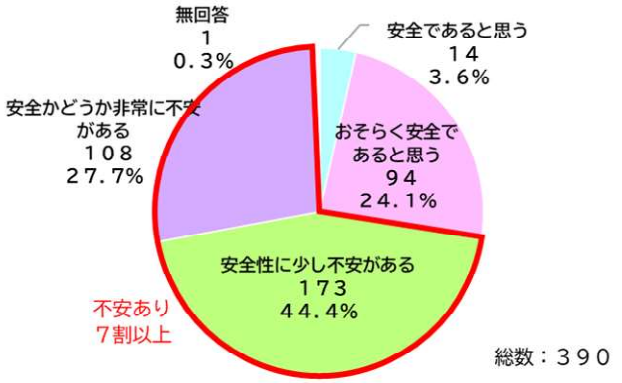
②耐震化に関する所有者の知識・意識等

旧耐震基準の住宅所有者の多くが、自宅の耐震性が不足している可能性があることや、無料の木造住宅耐震診断者派遣事業を知らない状況であり、診断せずに耐震性があると思っている所有者も一定数います。これまで行政は広報紙を中心に普及啓発を行ってきましたが、耐震化に関する正しい知識や情報が、住宅所有者に行き届いていないという課題が見えます。

耐震診断については、地震に対する安全性に不安を抱えている住宅所有者が多いものの、将来の利用予定がないことを主な理由として、予定なしの所有者が多い状況です。今の住宅に住む間にも大地震が来る可能性があること、旧耐震基準住宅の危険性、地震後の困難などについて、住宅所有者に具体的に考えてもらえる普及啓発が重要となります。また、年収が低い世帯は、耐震診断の意向がない世帯が多い傾向があり、耐震化の費用負担が難しいことに関連していると推測されます。

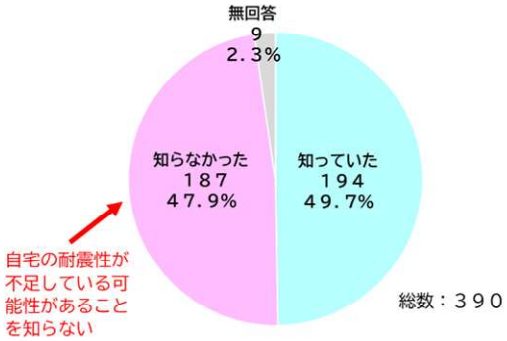
■住まいの地震に対する安全性の認識

『安全かどうか非常に不安がある』、『安全性に少し不安がある』を合わせて、７割以上が住まいの安全性に対して不安を抱えている。



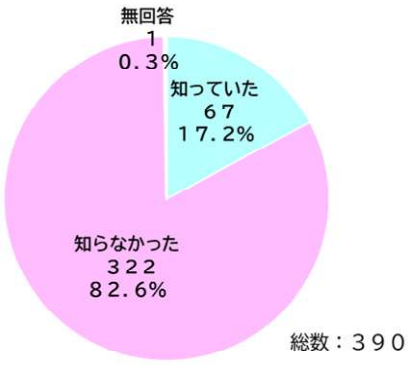
■旧耐震基準の建物の耐震性に関する認識

１９８１年（昭和５６年）５月以前の旧耐震基準の建物は耐震性が不足している可能性があることについて、旧耐震基準の住宅所有者の約半数は知らない。



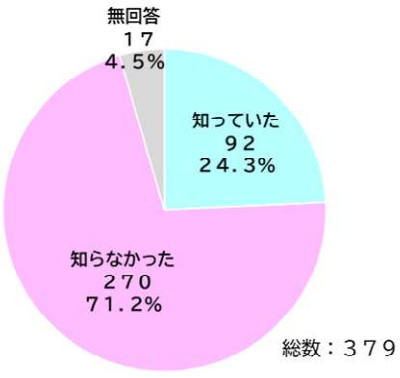
■過去の地震履歴の認識

過去に県内で大地震（８１８年（弘仁９年）弘仁地震）があったことについて、約８割が知らない。



■木造住宅耐震診断者派遣事業の認知度

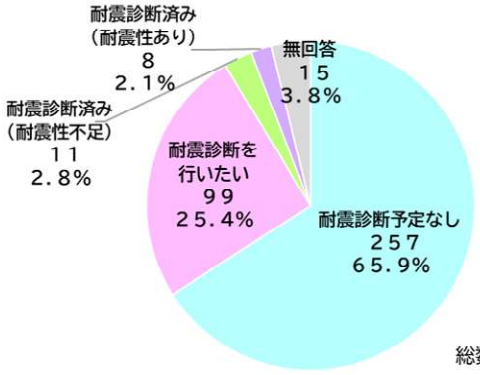
県内全市町村に無料診断事業があり、主に広報紙で募集を案内しているが、７割以上が事業を知らず、認知度が低い。



図Ⅳ-６：木造戸建住宅の耐震化に関する所有者アンケート結果（群馬県）

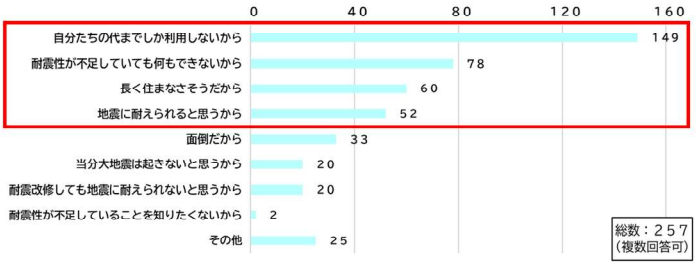
■耐震診断の意向

６割以上が『耐震診断予定なし』としている一方で、２割以上が『耐震診断を行いたい』と回答している。



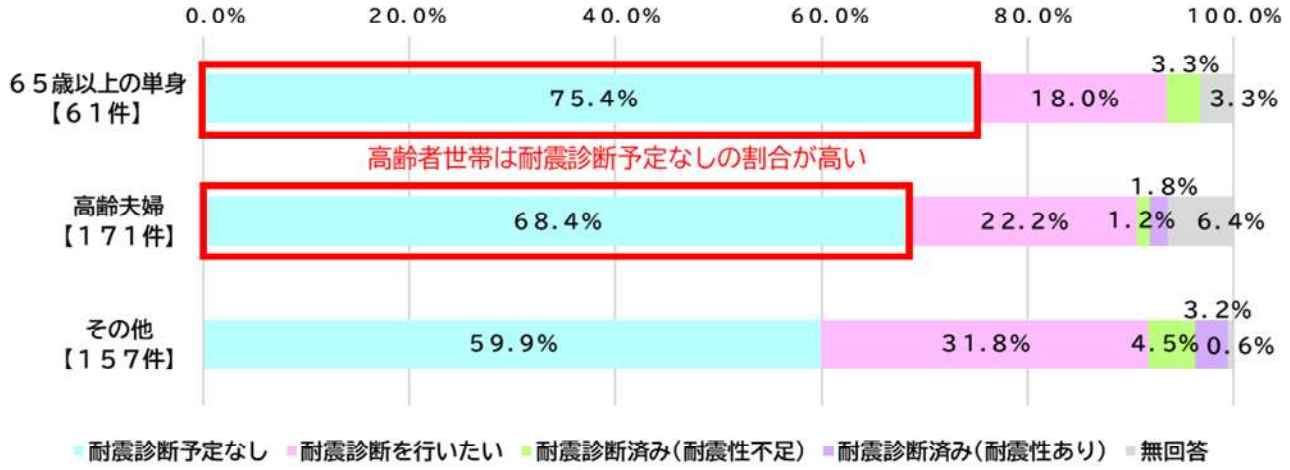
■耐震診断の予定がない理由

『自分たちの代までしか利用しないから』が最も多く、『長く住まなそうだから』も含め、将来の利用予定に関する理由が多い。２番目に『耐震性が不足していても何もできないから』が多く、『地震に耐えられると思うから』という理由も多い。



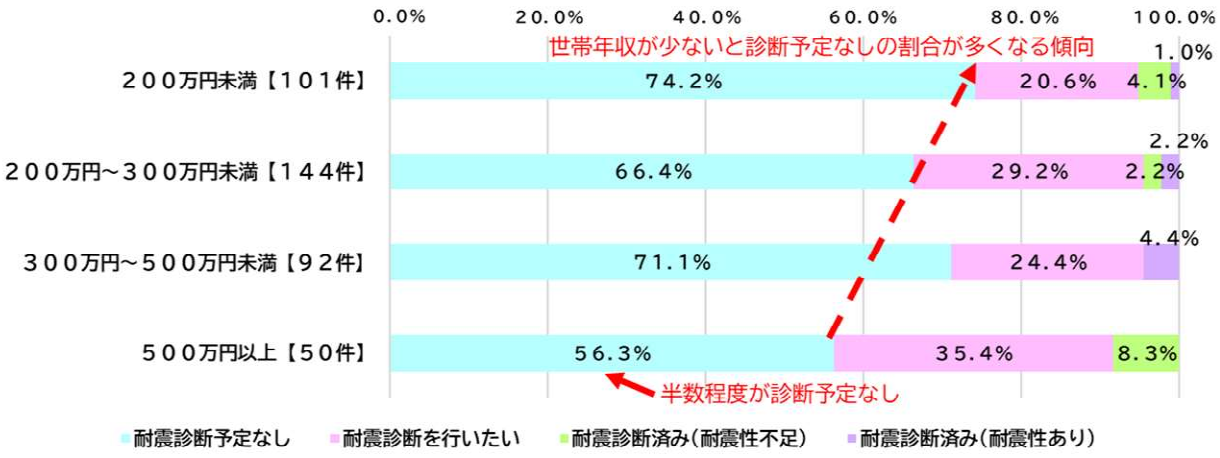
■世帯構成別の『耐震診断の意向』

高齢者世帯は、その他の世帯よりも『耐震診断予定なし』の割合が多い。その他の世帯でも『耐震診断予定なし』が約６割である。



■世帯年収別の『耐震診断の意向』

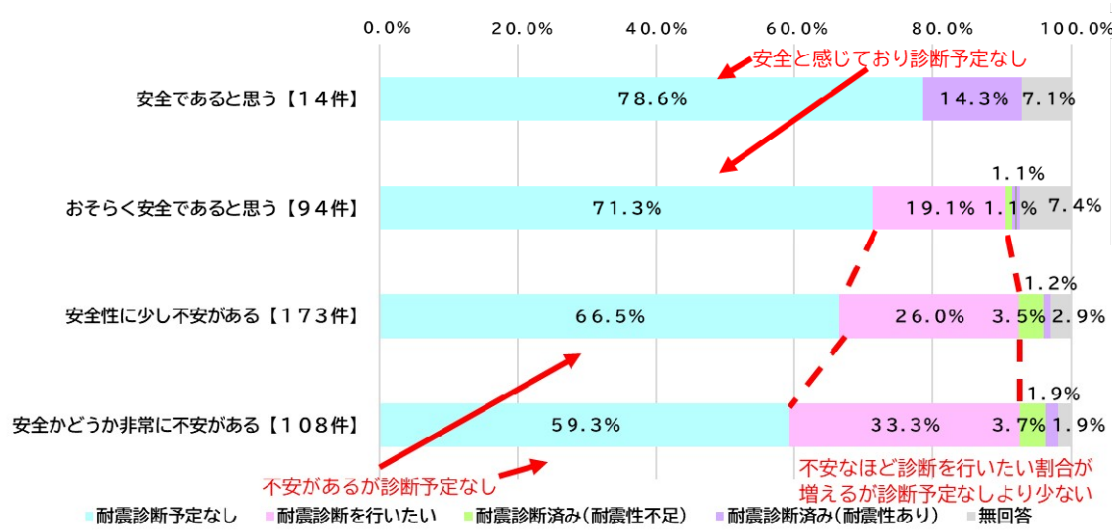
世帯年収が低くなると、『耐震診断予定なし』の割合が多くなる傾向が見られる。世帯収入が『５００万円以上』の世帯でも半数程度が『耐震診断予定なし』となっている。



図Ⅳ-７：木造戸建住宅の耐震化に関する所有者アンケート結果（群馬県）

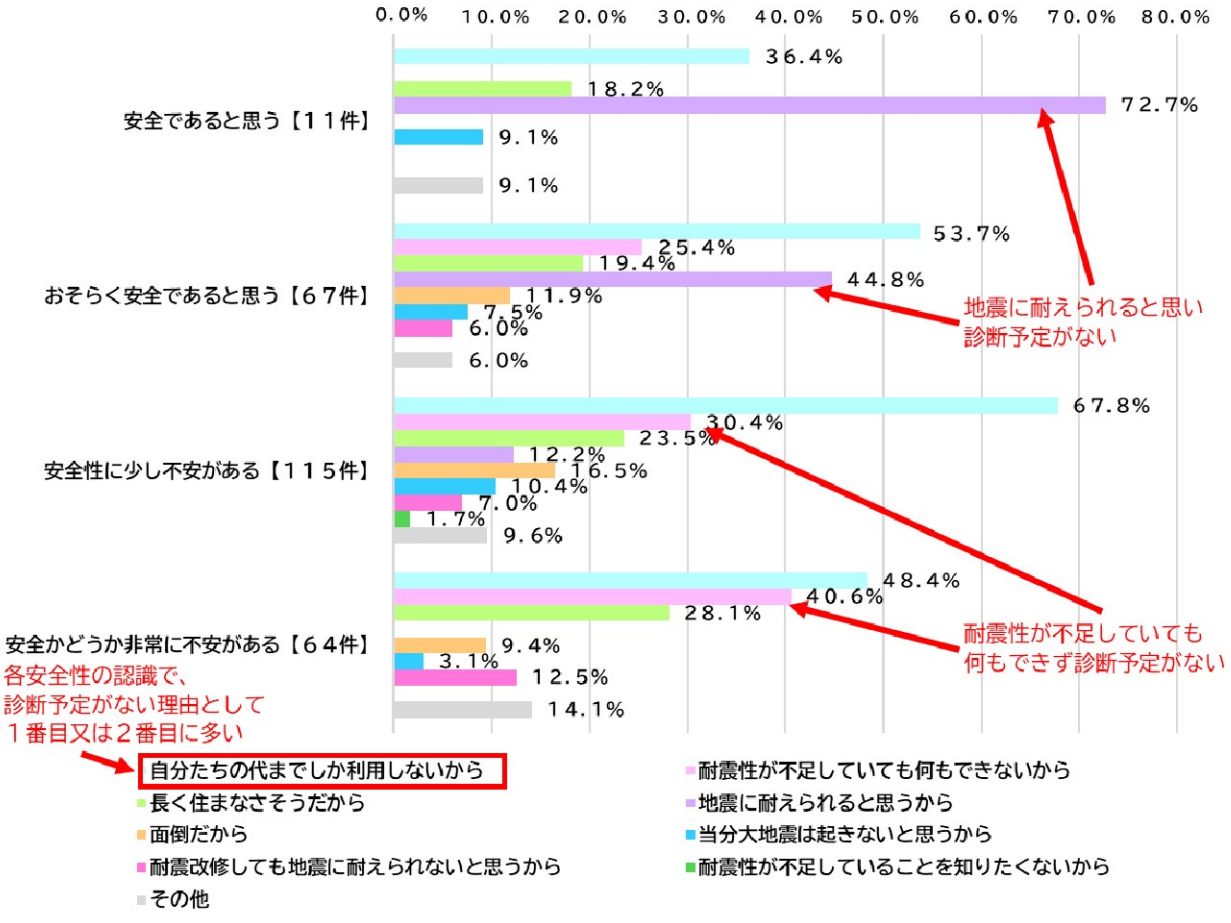
■住まいの地震に対する安全性の認識別の『耐震診断の意向』

『安全である又はおそらく安全であると思う』では診断予定なしが約７～８割である。『安全性に少し又は非常に不安がある』でも診断予定なしが６割程度ある。また、安全性に不安を感じているほど『耐震診断の実施を行いたい』の割合が増えるが、診断予定なしより少ない。



■住まいの地震に対する安全性の認識別の『耐震診断の予定がない理由』

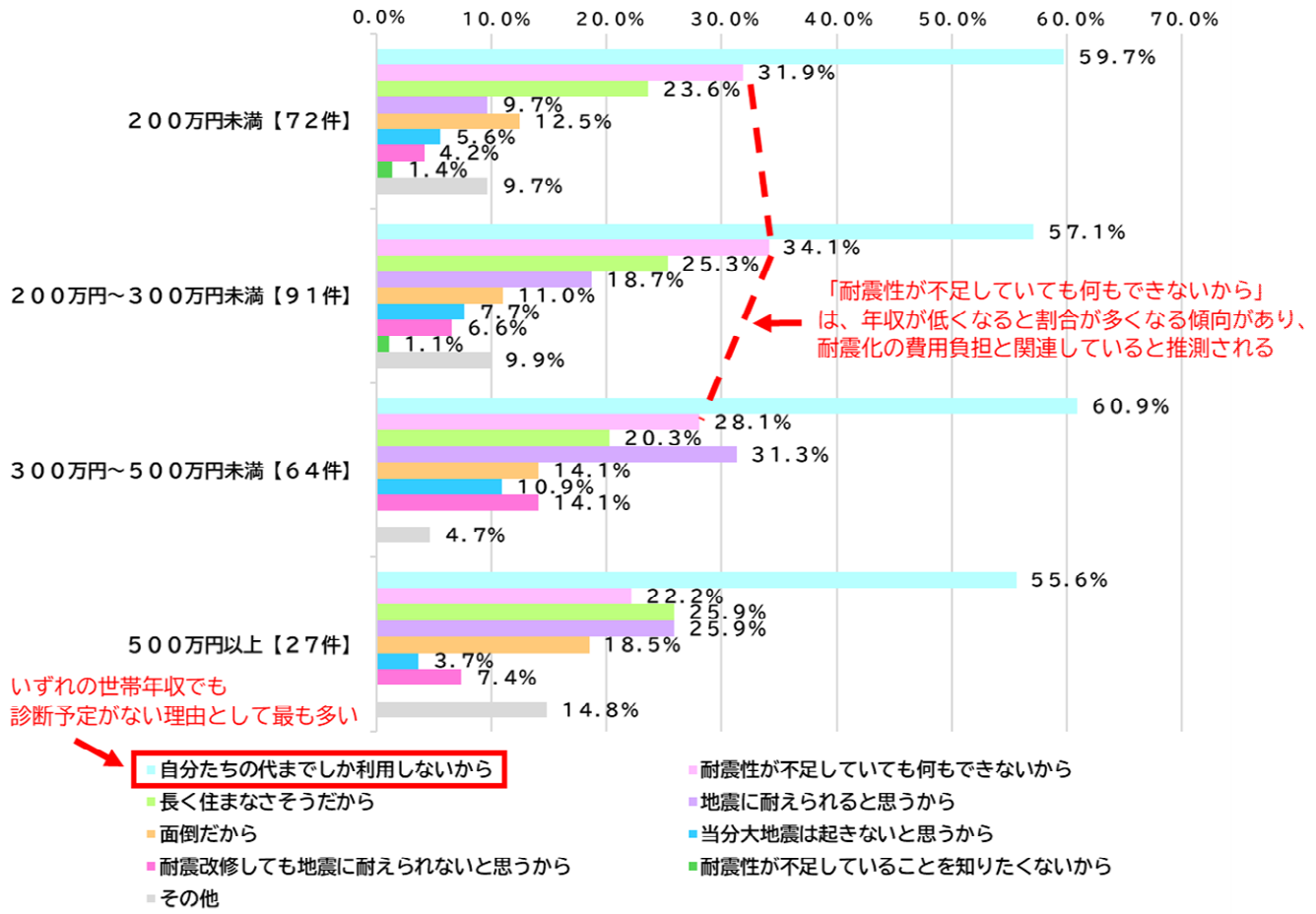
安全であると感じている回答者は、『地震に耐えられると思うから』、『自分たちの代までしか利用しないから』が多い。安全性に不安を感じている回答者では、『自分たちの代までしか利用しないから』が最も多く、次いで『耐震性が不足していても何もできないから』が多い。



図Ⅳ-８：木造戸建住宅の耐震化に関する所有者アンケート結果（群馬県）

■世帯年収別の『耐震診断の予定がない理由』

いずれの世帯年収でも、『自分たちの代までしか利用しないから』の割合が最も多い。また、『耐震性が不足していても何もできないから』の回答については、世帯年入が低くなると割合が多くなる傾向があることから、何もできない理由は耐震化の費用負担と関連していると推測される。



※世帯年収の各項目の数値は今後耐震診断の予定はないと回答した件数

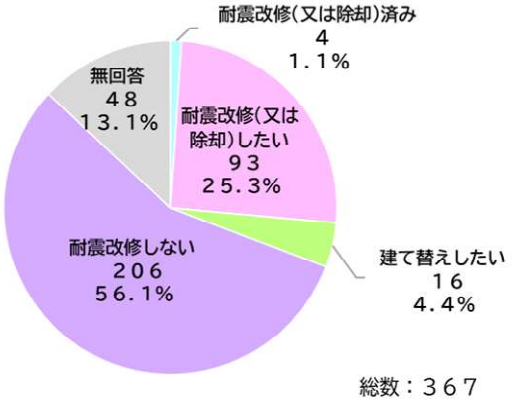
図Ⅳ-９：木造戸建住宅の耐震化に関する所有者アンケート結果（群馬県）

③耐震改修等に関する所有者の意向

耐震性が不足していた場合の耐震改修等の意向について、約半数が耐震改修に消極的であり、耐震改修を行わない理由は、費用負担が大きいからや古い家にお金をかけたくないからが特に多くなっています。耐震改修してもよい自己負担額について、１００万円以下又は５０万円以下という住宅所有者が多く、その意向と実際（県補助実績で平均１８０万円）のギャップが大きいことが課題となります。また、年収が低い世帯は耐震改修してもよい自己負担額が１０万円から３０万円程度の回答が多く、更なる費用負担の軽減が重要となります。

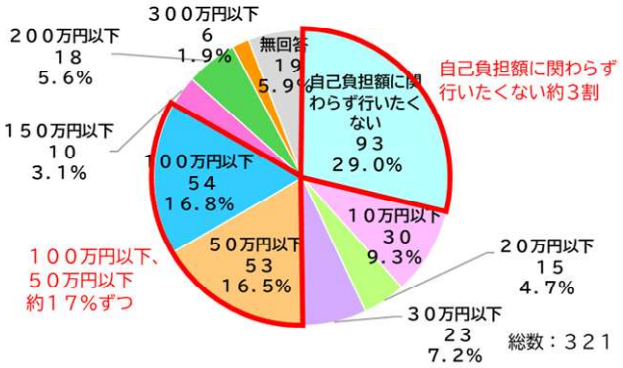
■耐震改修等の意向

耐震診断を行ったところ耐震性が不足していると診断された場合、『耐震改修しない』が約半数を占める。一方、『耐震改修（又は除却）したい』が約１/４存在する。『建て替えしたい』がわずかだが存在する。



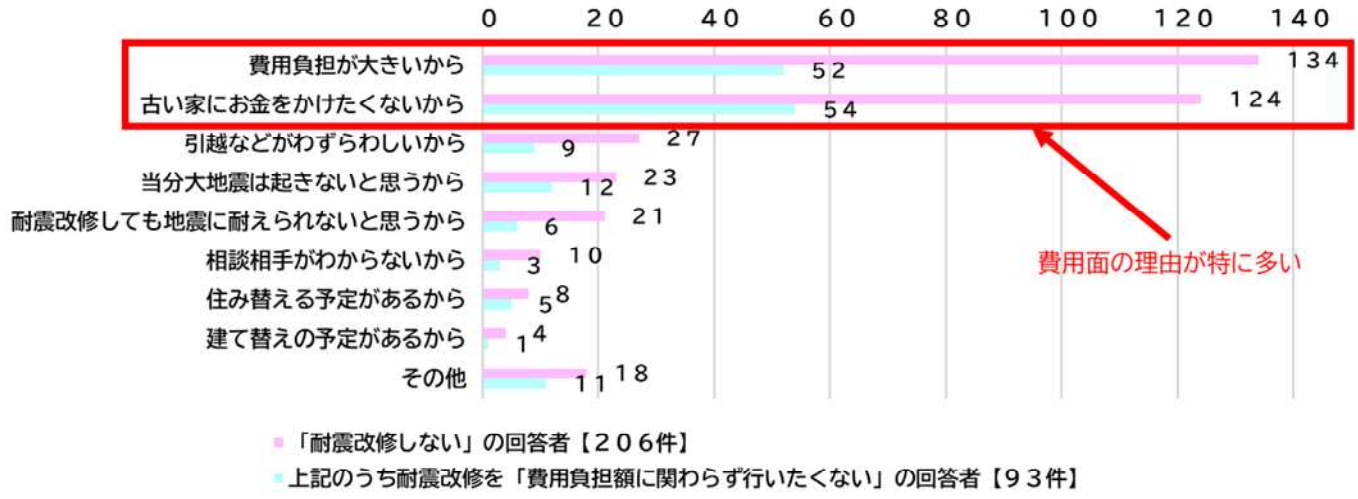
■耐震改修してもよい自己負担額

約３割が『自己負担額に関わらず行いたくない』と回答している。一方で、『１００万円以下』又は『５０万円以下』であれば行いたいとする回答も約１７％ずつ存在する。県補助実績による自己負担が平均１８０万円であり、多くの所有者の意向と実際に大きなギャップがある。



■耐震改修を行わない理由

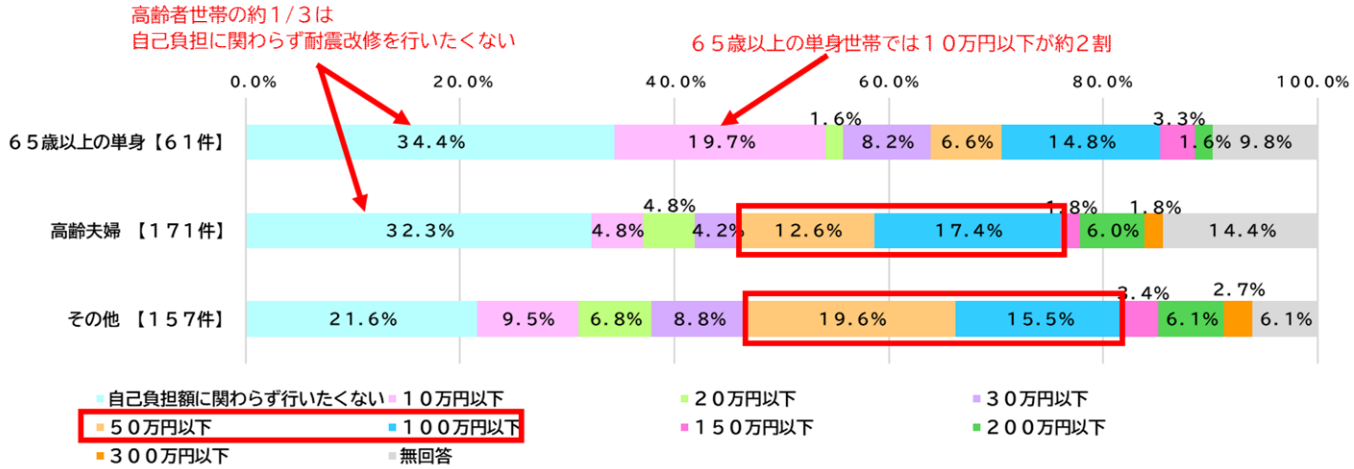
『費用負担が大きいから』や『古い家にお金をかけたくないから』という費用面の理由が特に多い。耐震改修を「費用負担に関わらず行いたくない」の回答者の主な理由も費用面と見られる。



図Ⅳ-１０：木造戸建住宅の耐震化に関する所有者アンケート結果（群馬県）

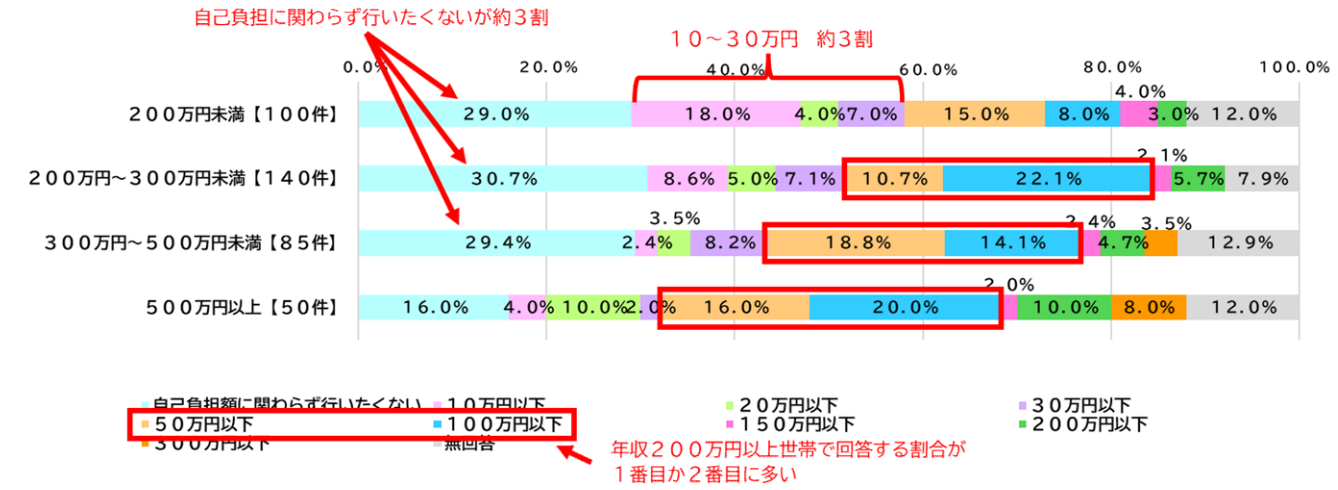
■世帯構成別の『耐震改修してもよい自己負担額』

高齢者世帯の約１/３において、『自己負担額に関わらず行いたくない』となっており、その他世帯より多い。また、『６５歳以上の単身』では、負担ができても『１０万円以下』とする回答が約２割となっている。高齢夫婦とその他の世帯では『５０万円以下』と『１００万円以下』と回答する割合が多い。



■世帯年収別の『耐震改修してもよい自己負担額』

世帯年収別では、『自己負担額に関わらず行いたくない』が、５００万円以上を除く各世帯で約３割存在する。２００万円未満の年収世帯では『１０万円以下～３０万円以下』が約３割存在し、２００万円以上の年収世帯では『５０万円以下』、『１００万円以下』と回答する割合が、『自己負担額に関わらず行いたくない』を除き１番目か２番目に多い。



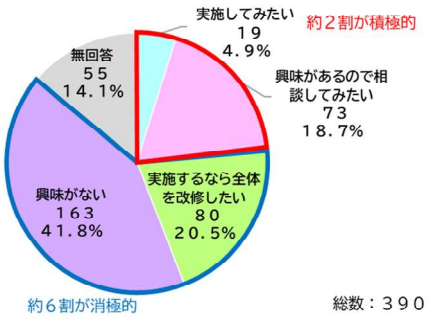
図Ⅳ-１１：木造戸建住宅の耐震化に関する所有者アンケート結果（群馬県）

④減災化等に関する所有者の意向

費用負担の小さい減災化（部分改修、段階的改修、耐震シェルター等）に対して興味がない世帯が多く、建替えは費用負担が大きく困難な世帯が多い一方、一定数は減災化や建替えの実施意向や興味がある世帯も存在しています。耐震化の費用負担の軽減が課題となる中、住宅所有者のニーズに適した様々な手法による安全性の確保について、住宅所有者へきめ細かに情報提供や支援を行うことが重要となります。

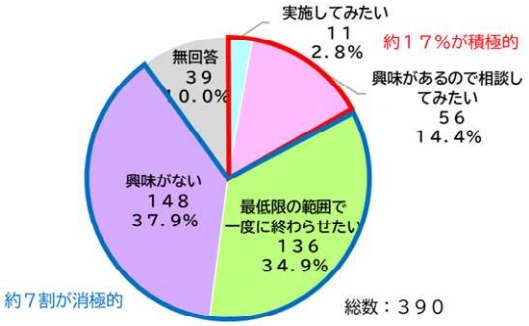
■部分改修の意向について

２階建の全体を耐震改修することが費用の面で難しい場合の１階部分のみの改修について、約６割が消極的な回答である。一方で積極的な回答も約２割ある。



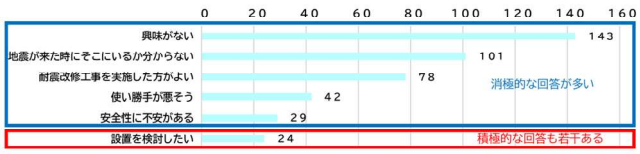
■段階的改修の意向について

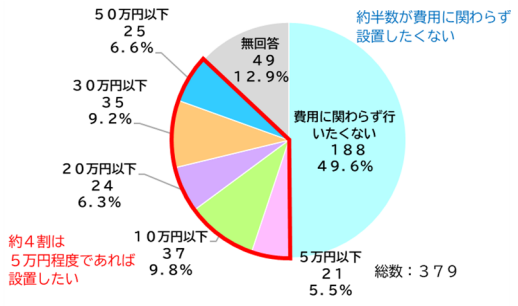
『興味がない』又は『最低限の範囲で一度に終わらせたい』が多く、消極的な回答が約７割である。一方で積極的な回答も約１７%ある。



■耐震シェルターの印象と設置したい自己負担額

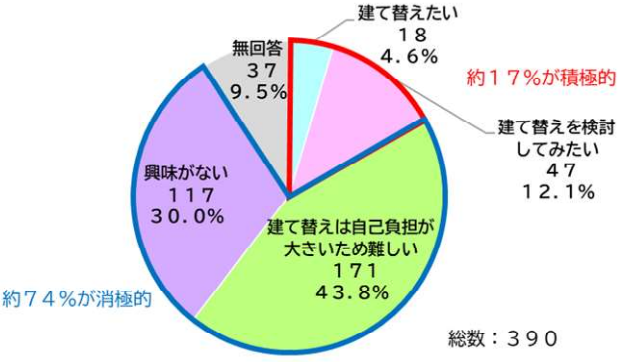
『興味がない』などの消極的な回答が多く、『設置を検討したい』という積極的な回答も若干ある。設置したいと思う自己負担額については、『費用に関わらず行いたくない』が半数を占める一方、５万円程度であれば設置したいという回答が約４割ある。





■建替え等に対する補助があった場合の建替えへの検討意向について

『建て替えは自己負担が大きいため難しい』が半数近くを占め『興味がない』を含めた消極的な回答は約３/４である。一方で積極的な回答も約１７%ある。

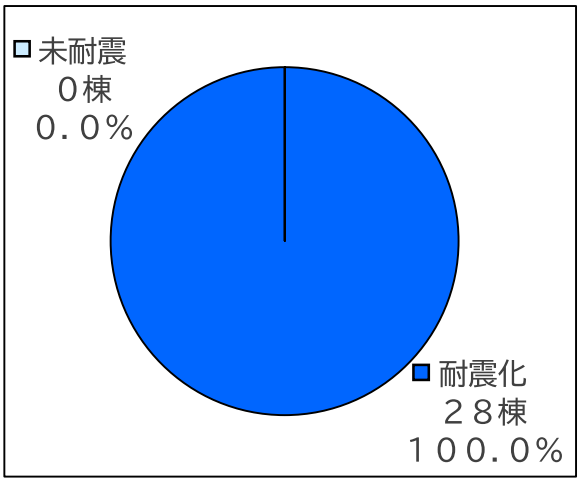


図Ⅳ-１２：木造戸建住宅の耐震化に関する所有者アンケート結果（群馬県）

２．多数の者が利用する建築物

（１）耐震化の現況

多数の者が利用する建築物は、民間建築物１９棟と公共建築物９棟で町内に２８棟あります。１９８２年（昭和５７年）以降の新耐震基準の建築物に１９８１年（昭和５６年）以前の住宅で耐震性ありと推測されるものを加えると耐震化率は１００．０％（前回計画１００．０％）となり、全ての建築物が耐震化されました。



図Ⅳ-１３：多数の者が利用する建築物の耐震化率の状況（２０２０年（令和２年）度末時点）

表Ⅳ-４：２０２０年（令和２年）度末に本町が実施した調査結果に基づく
多数の者が利用する建築物の耐震化率

（戸、％）

	合計	町有	民有
多数の者が利用する建築物総棟数（ａ）	２８	９	１９
昭和５７年以降の建築物（ｂ）	２４	７	１７
昭和５６年以前の建築物（ｃ）	４	２	２
診断の結果耐震性あり（ｄ）	０	０	０
改修済み（耐震性あり）（ｅ）	４	２	２
耐震性なし又は不明（ｆ）	０	０	０
耐震化棟数（ｇ＝ｂ＋ｄ＋ｅ）	２８	９	１９
耐震化率（ｈ＝ｇ／ａ）	１００．０％	１００．０％	１００．０％

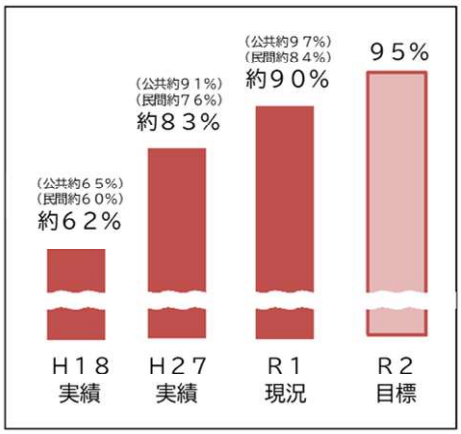
表Ⅳ-５：多数の者が利用する建築物の分類

大分類	小分類	具体例
Ⅰ．災害対策拠点機能等の確保を図るうえで優先的に整備すべき町有施設	１　災害対策拠点機能関係	町庁舎等
	２　救助・救急、医療等拠点機能関係	病院、消防署（消防分団含む）、保健センター等
	３　避難収容施設関係	避難所指定の学校、体育館、コミュニティセンター等
	４　ライフライン関係	上・下水道施設等
Ⅱ．震災時における被害防止の観点から整備すべき町有施設	５　要援護者施設	児童館、保育所、老人福祉センター、障害者福祉作業所等
	６　多数の町民が集まる施設	文化会館、図書館、プール、温泉施設、集会施設等
	７　比較的滞在時間の長い施設	町営住宅等
Ⅲ．その他	８　その他の町有施設	事務所、調理場、駐車施設、附帯施設（倉庫、機械室）等

（２）群馬県のこれまでの取り組みと課題

多数の者が利用する建築物の耐震化率は、２００６年（平成１８年）度で約６２％、２０１５年（平成２７年）度で約８３％、２０１９年（令和元年）度で約９０％と増加していますが、第２期計画の２０２０年（令和２年）度の目標９５％の達成には至らない見込みです。２０１９年（令和元年）度の内訳を見ると、公共建築物の耐震化率は約９７％まで増加しているのに対して、民間建築物は約８４％に留まっており、特に民間建築物の耐震化が急務となっています。

群馬県では、多数の者が利用する民間建築物については、ダイレクトメールによる普及啓発を行うとともに、耐震診断義務付け対象民間建築物について耐震診断、補強設計及び耐震改修の補助を行う市町村に補助してきましたが、その他の多数の者が利用する民間建築物については群馬県では補助制度がない状況となっています（官庁による所管用途の施設に対する補助制度を除く）。



図Ⅳ-１４：多数の者が利用する建築物の耐震化率の推移と目標

また、多数の者が利用する公共建築物については、計画的に耐震化を進めている施設がある一方、施設のあり方や耐震化の方針（耐震改修、建替、移転等）などが決まらず、耐震化が進まない施設があることが課題となっています。

（３）所有者意識等から見る課題

多数の者が利用する民間建築物所有者の耐震化に関する意識等を把握するため、群馬県では２０１９年（令和元年）度から２０２０年（令和２年）度に『多数の者が利用する民間建築物の耐震化に関する所有者アンケート』を実施しました。その結果は次のとおりです。

①多数の者が利用する民間建築物の所有者の属性

群馬県内の多数の者が利用する民間建築物のうち、旧耐震基準で耐震性が不明な全６３２棟（耐震診断が義務付けられたものは除く。発送当時の棟数。複数所有を含む。）にアンケートを送付し、半数程度から回答を得ています。

ホテル等、店舗等、賃貸共同住宅等の建物用途については、回答率が５０％未満と低くなっています。

表Ⅳ-６：多数の者が利用する民間建築物の耐震化に関する所有者アンケート結果（群馬県）

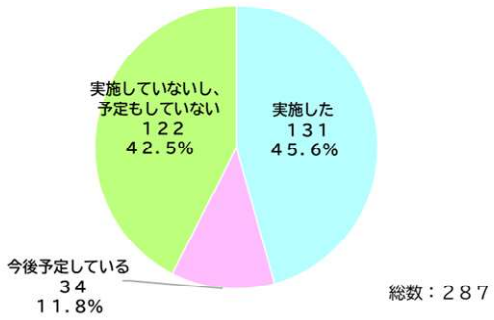
建物用途	対象棟数	回答	回答率
学校	２５	２０	８０.０%
集会場等	４	２	５０.０%
病院等	３２	１６	５０.０%
ホテル等	１４２	４５	３１.７%
店舗等	４６	１９	４１.３%
賃貸共同住宅等	１０６	４８	４５.３%
福祉施設等	３６	２５	６９.４%
その他（事務所・工場等）	２４１	１５２	６３.１%
合計	６３２	３２７	５１.７%

②耐震診断・耐震改修の実施状況・意向

アンケート回答のあった棟数のうち５割強が耐震診断を未実施であり、回答のない建築物も多くの棟が耐震診断を未実施であると想定されることから、まずは、耐震診断の実施を促進することが課題となります。また、耐震改修が必要と診断された場合には改修したいという意向が最も多い一方で、何も行わないという意向も多くなっています。

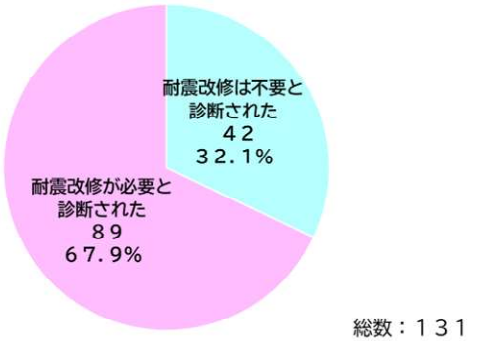
■耐震診断の実施状況・意向

回答のあった棟数の４割強が『実施していないし、予定もしていない』で、約１割が『今後予定している』となっている。



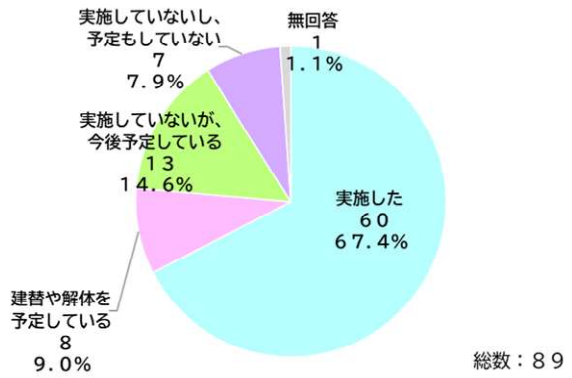
■診断の結果、改修が必要な建築物

回答のあった棟数の約２/３に相当する８９棟が、改修が必要であると診断されている。



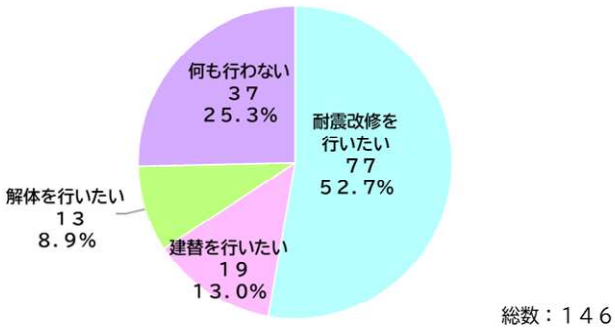
■耐震診断後の耐震改修の実施状況・意向

耐震改修が必要と診断された棟について、７割弱が耐震改修を実施し、建替・解体・耐震改修の予定ありが約１/４で、予定なしが約８％である。



■耐震性が不足している場合の意向

耐震診断を実施していない棟について、耐震性が不足していると診断された場合の意向は、耐震改修が約半数で、建替・解体が２割程度である。一方、何も行わないが約１/４である。



図Ⅳ-１５：多数の者が利用する民間建築物の耐震化に関する所有者アンケート結果（群馬県）

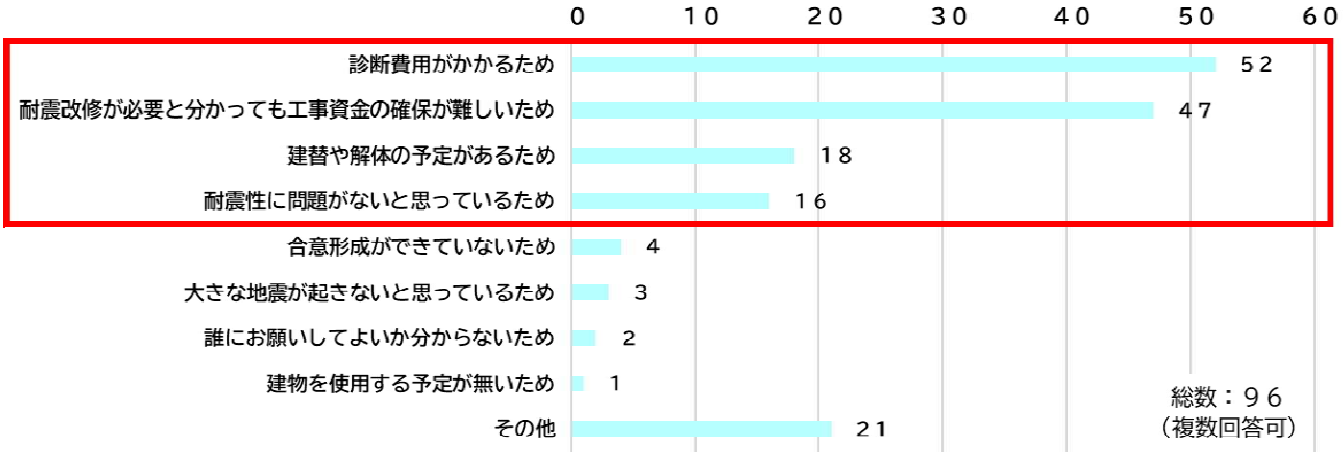
③耐震診断・耐震改修の阻害要因

耐震診断をしないのは、診断費用だけでなくその後の改修費用の確保が難しいことが多く挙げられており、耐震診断・耐震改修費用の負担軽減が課題となります。耐震診断せずに耐震性に問題がないと思っている所有者も一定数いることから、正しい知識を普及させることも課題となります。

耐震改修について、工事費用の不安に加え、必要な工事期間、営業面や生活面に関する不安が多く挙げられ、それらの不安に対する情報提供や支援が重要となります。建物用途により耐震改修への不安となる内容が異なるため、建物用途の特性に合わせたきめ細かな情報提供や支援が重要となります。

■耐震診断を行わない理由

診断費用が必要となることや、改修が必要となった場合の資金確保が難しいことを理由としている所有者が多い。建替や解体の予定があるという理由や、耐震性に問題がないと思っているという理由も一定数ある。



■耐震改修への不安

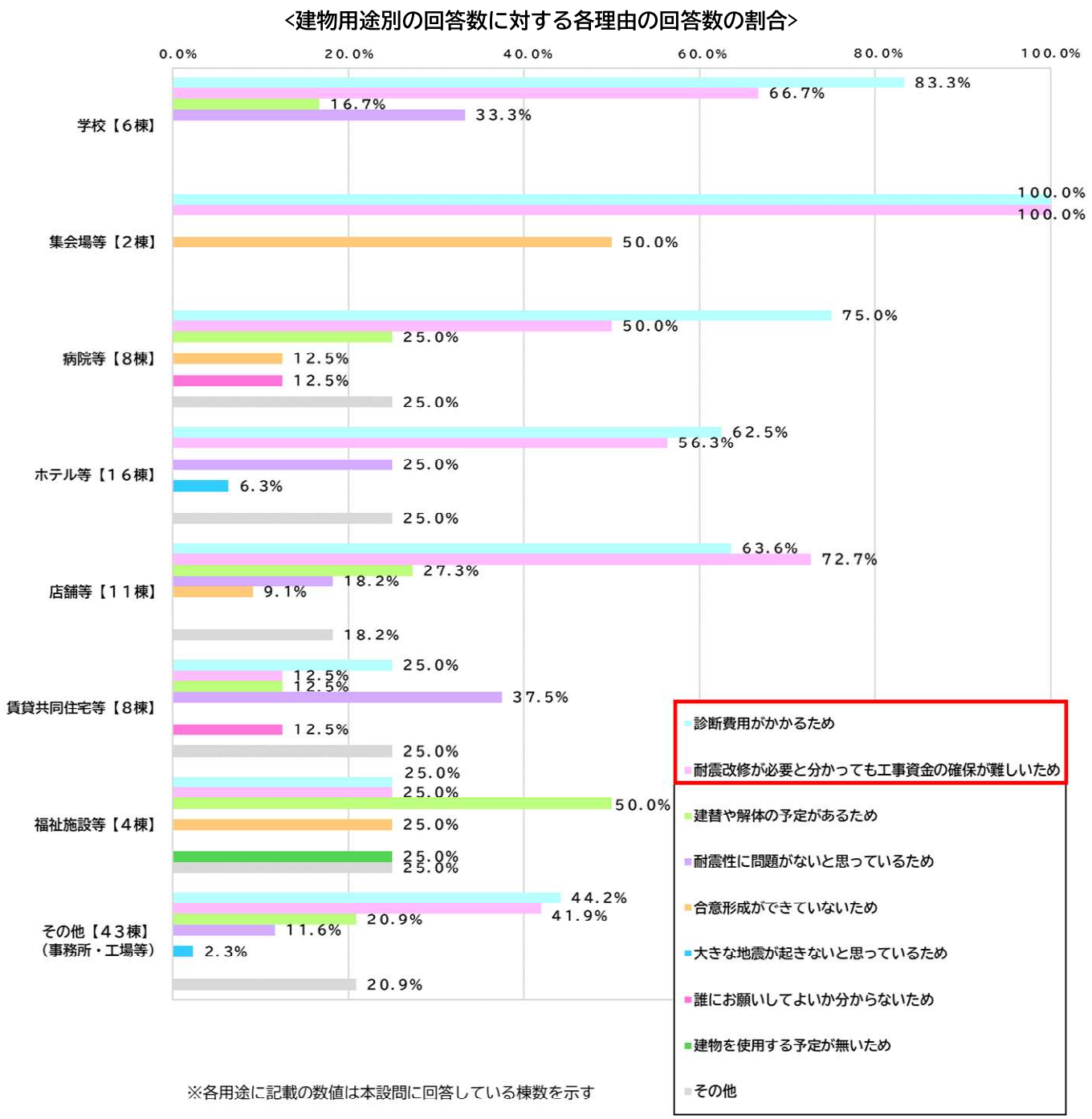
耐震改修の工事資金の不足が理由として最も多い。また、必要な金額・工事期間、営業や生活しながら工事ができるかどうか、工事による営業や生活への悪影響に関する不安も多い。



図Ⅳ-１６：多数の者が利用する民間建築物の耐震化に関する所有者アンケート結果（群馬県）

■建物用途別の『耐震診断を行わない理由』

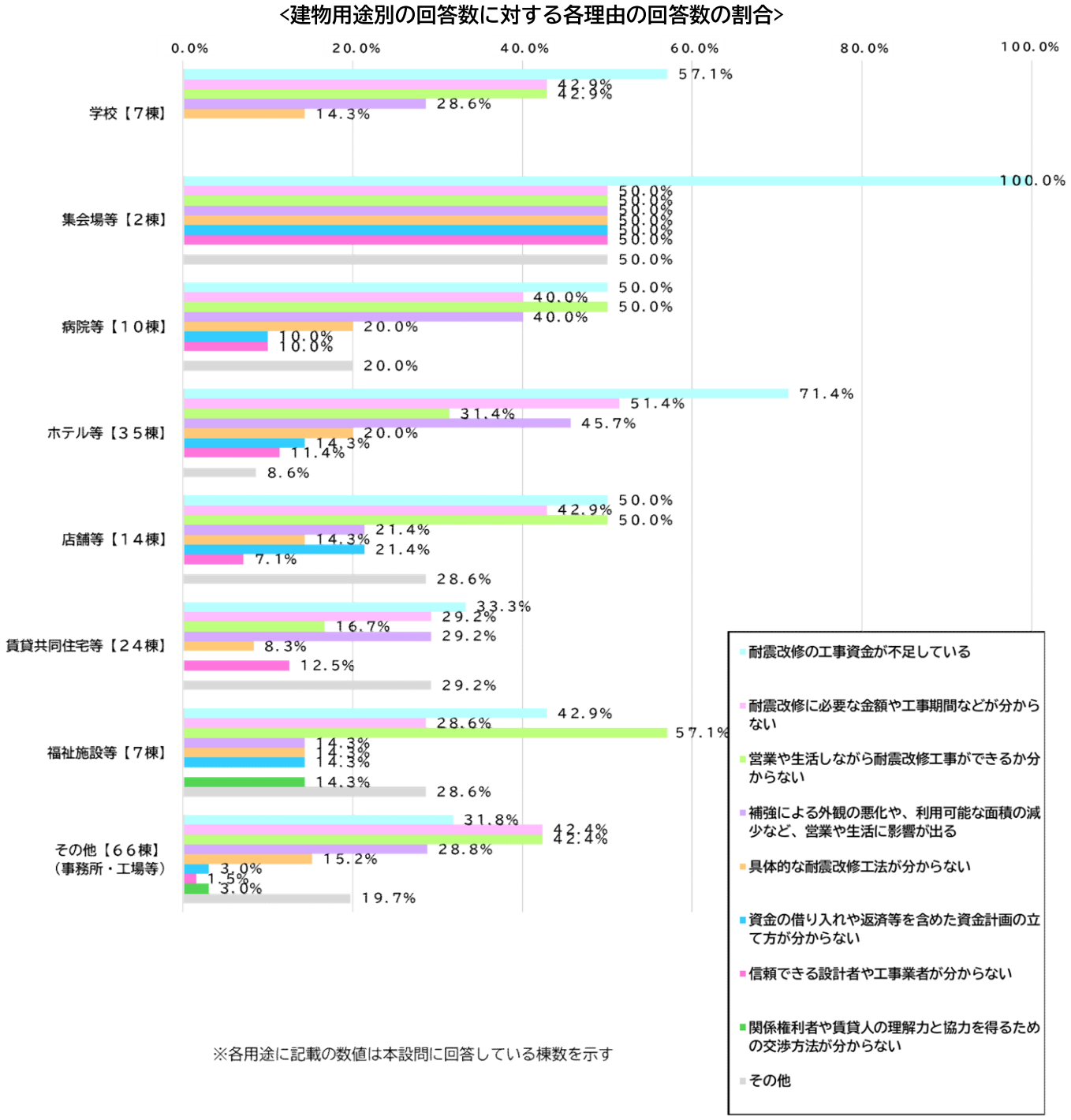
おおむねの建物用途において、耐震診断にかかる費用や、改修が必要となった場合に資金確保が難しいなど、費用に関することが理由として上げられる割合が多い。



図Ⅳ-１７：多数の者が利用する民間建築物の耐震化に関する所有者アンケート結果（群馬県）

■建物用途別の『耐震改修への不安』

「学校、集会場等、病院等、ホテル等、店舗等」は、回答の半数以上が、工事資金の不足と回答している。「集会場等、病院等、店舗等、福祉施設等、その他（事務所・工場等）」は、回答の半数程度が、営業や生活しながらの耐震改修に不安があると回答している。「集会場等、ホテル等」では、補強後の営業や生活への悪影響の回答の割合が多くなっている。



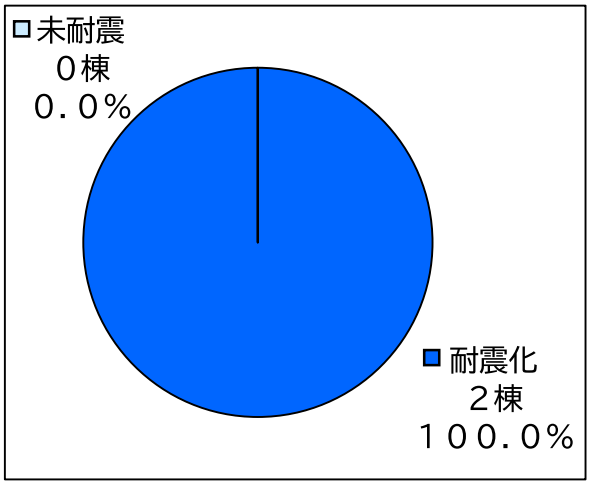
図Ⅳ-１８：多数の者が利用する民間建築物の耐震化に関する所有者アンケート結果（群馬県）

３．耐震診断義務付け対象建築物

（１）耐震化の現況

２０１３年（平成２５年）から、不特定多数の者が利用する建築物や学校、保育所等の避難弱者が利用する建築物等のうち大規模な建築物に対して、耐震診断の実施と結果報告を行うことが義務付けられました（要緊急安全確認大規模建築物）。また、群馬県では、２０１８年（平成３０年）から、災害対策本部が設置され防災拠点となる市町村役場庁舎について、２０２０年（令和２年）から、群馬県地域防災計画に位置付けられている緊急輸送道路のうち特に重要な路線の避難路沿道建築物について、耐震診断を義務付けています（要安全確認計画記載建築物）。

２０２０年（令和２年）度末時点で耐震診断義務付け対象建築物の総棟数が２棟のうち、耐震性ありと診断されたものが２棟となっており、耐震化率は１００．０%となっています。



図Ⅳ-１９：耐震診断義務付け対象建築物の耐震化率の状況（２０２０年（令和２年）度末時点）

表Ⅳ-７：２０２０年（令和２年）度末時点の耐震診断義務付け対象建築物の耐震化率

（戸、%）

	合計	要緊急安全確認大規模建築物	要安全確認計画記載建築物	
			防災拠点	沿道建築物
耐震診断義務付け対象建築物総棟数（a）	2	2	0	0
昭和５６年５月末以前の建築物（b）	2	0	0	0
診断の結果耐震性あり（c）	0	0	0	0
改修済み（耐震性あり）（d）	2	2	0	0
耐震性なし又は不明（e）	0	0	0	0
耐震化棟数（f=c+d）	2	2	0	0
耐震化率（g=f/a）	１００．０%	１００．０%	-	-

※『要緊急安全確認大規模建築物』かつ『要安全確認計画記載建築物』となる建築物については、『要緊急安全確認大規模建築物』に含めて計上しています。

（２）群馬県のこれまでの取り組みと課題

群馬県及び市町村では、一定の要件を満足する民間の耐震診断義務付け対象建築物について、耐震診断、補強設計及び耐震改修の補助を行っており、対象建築物の所有者等に対して個別訪問等を行い、普及啓発の実施や補助制度の活用を促すなど耐震化を働きかけています。補助制度の利用実績は以下のとおりです。

表Ⅳ-８：補助制度の利用実績

（単位：棟）

補助制度	２０１４年（平成２６年）	２０１５年（平成２７年）	２０１６年（平成２８年）	２０１７年（平成２９年）	２０１８年（平成３０年）	２０１９年（令和元年）	計
耐震診断	１	１６	－	－	－	－	１７
補強設計			５	５	４		１４
耐震改修			１		２	１	４

また、耐震診断結果公表後に耐震改修を実施した建築物の実績は以下のとおりです。

表Ⅳ-９：耐震診断結果公表後の耐震改修実績

（単位：棟）

種別	２０１６年（平成２８年）	２０１７年（平成２９年）	２０１８年（平成３０年）	２０１９年（令和元年）	計
公共建築物	０	１	０	１	２
民間建築物	１	２	４	１	８
計	１	３	４	２	１０

民間の要緊急安全確認大規模建築物については、多くが補強設計までは実施していますが、所有者等へのヒアリングによると、耐震改修費用が高額で投資が難しいことや、耐震改修時の営業休止や居ながらの工事に伴う運営計画を立てることが難しいことが、耐震改修の実施の課題となっています。

また、民間の要安全確認計画記載建築物（沿道建築物）については、２０２０年（令和２年）４月に耐震診断義務付けの指定をしたところであり、早期に耐震診断結果の報告を完了し、耐震性が不十分な場合には、着実に設計・耐震改修等を行うことが課題となっています。

公共の要緊急安全確認大規模建築物及び要安全確認計画記載建築物（防災拠点）については、計画的に耐震化を進めている施設がある一方、施設のあり方や耐震化の方針（耐震改修、建替、移転等）などが決まらず、耐震化が進まない施設があることが課題となっています。

４．ブロック塀等

（１）安全確保対策の現況

ブロック塀等については、１９７８年（昭和５３年）の宮城県沖地震をはじめとする過去の地震によって、倒壊事故が発生しており、安全確保対策の必要性が指摘されてきました。また、２０１８年（平成３０年）の大阪府北部地震においても、倒壊事故が発生しており、ブロック塀等の安全確保対策が急務となっています。

地震発生に伴いブロック塀等が倒壊すると、その下敷きになり死傷者が発生することや避難や救援活動のため道路の通行に支障を来す恐れがあります。本町においては、地震発生時におけるブロック塀等の倒壊などによる人命被害を減らすため、緊急輸送道路、町立小学校指定の通学路に面する危険なブロック塀等を除却する方に一部、除却費の補助を２０２０年（令和２年）度末で２件行い、ブロック塀等の安全確保の促進を進めています。

表Ⅳ-１０：ブロック塀等の安全確保対策に係る補助制度の実績

（単位：件）

補助内容	２０２０年（令和２年）	計
撤去	２	２

（２）群馬県のこれまでの取り組みと課題

群馬県及び市町村では、広報紙やホームページ等でブロック塀等の安全点検について周知を行うとともに、市町村では、道路沿いのブロック塀等に対する撤去、新設及び改修の補助を行っています。最も多い撤去の補助については１０市町村で導入されており、今後の活用が期待されます。

また、道路沿いの既存ブロック塀等は、広域に渡り膨大な量が存在しており、実態の把握が進んでいないことが、安全確保対策を進める上での課題となっています。

表Ⅳ-１１：ブロック塀等の安全確保対策に係る市町村の補助制度の導入状況

（２０２０年（令和２年）４月１日現在）

補助制度	導入市町村	補助金額	備考
診断	０市町村	－	
撤去	１０市町村	上限２０～７５０千円	
撤去後の新設	５市町村	上限５０～７５０千円	『撤去』導入市町村と重複
改修	１市町村	上限５０千円	『撤去』及び『撤去後の新設』導入市町村と重複

表Ⅳ-１２：ブロック塀等の安全確保対策に係る市町村の補助制度の実績

（単位：件）

補助内容	２０１８年（平成３０年）	２０１９年（令和元年）	２０２０年（令和２年上期）	計
撤去・新設・改修	１００	８０	５８	２３８

（３）所有者意識等から見る課題

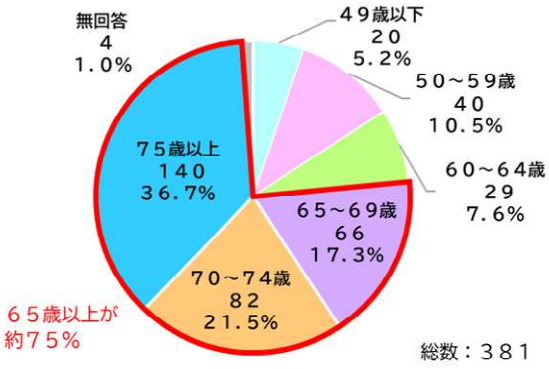
ブロック塀等所有者のブロック塀等の安全に関する意識等を把握するため、群馬県では県内の道路沿いにある高さ１．２ｍを越えるブロック塀等の所有者と思われる方を、現地確認により１，０００件抽出し、２０２０年（令和２年）度に『ブロック塀等の安全に関する所有者アンケート』を実施しました。その結果は次のとおりです。

①ブロック塀等の所有者属性

全体的に高齢者が世帯主となっている世帯が多く、高齢者のみ世帯（単身又は夫婦のみ）が占める割合も多くなっており、主に年金で生活するなど収入が低い世帯が多くなっています。

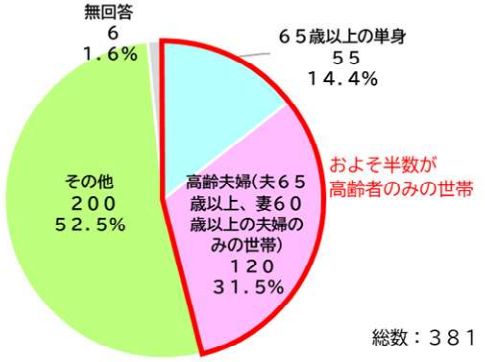
■対象者（世帯主）の年齢

６５歳以上の占める割合が約７５％となっている。



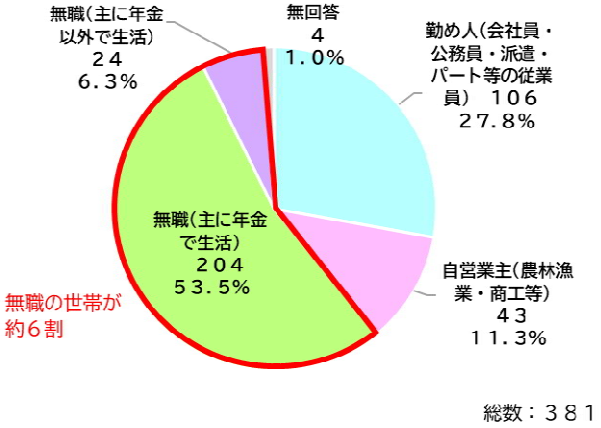
■世帯構成

およそ半数が高齢者のみの世帯（単身又は夫婦のみ）の構成となっている。



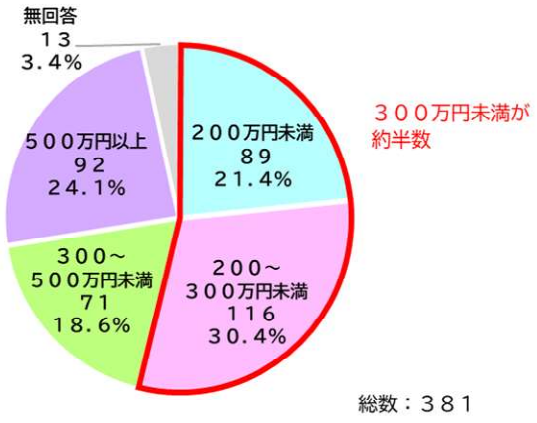
■対象者（世帯主）の職業

無職の世帯が約６割を占めている。



■対象世帯の年収

３００万円未満の世帯が約半数を占めている。



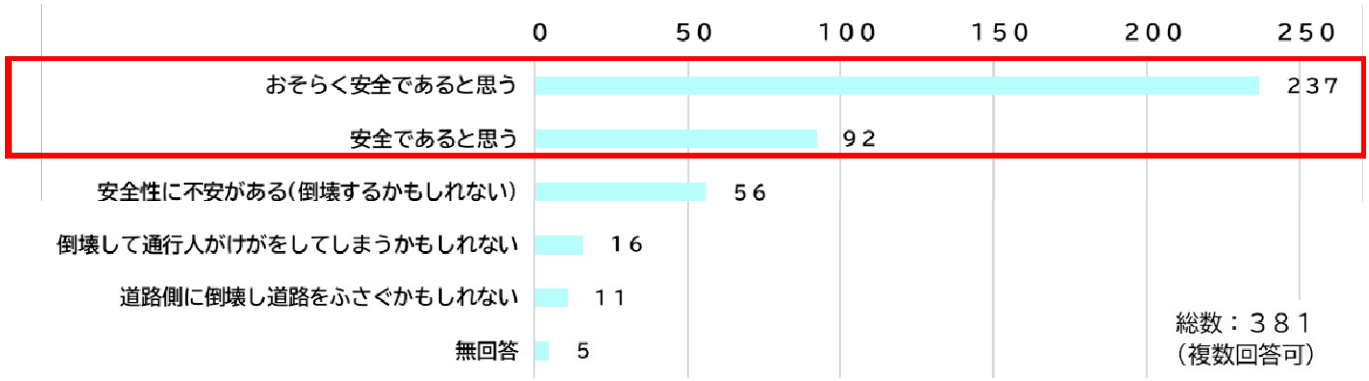
図Ⅳ-２０：ブロック塀等の安全に関する所有者アンケート結果（群馬県）

②ブロック塀等の安全に関する所有者の認識

既存ブロック塀等について、アンケート回答の安全点検結果によると一定数に不適合の部分が確認されている中で、多くの所有者が、安全点検を知らない又は実施していないにもかかわらず安全であると思っていることが分かりました。まずは、既存ブロック塀等の危険性や安全点検について普及啓発することが課題となります。

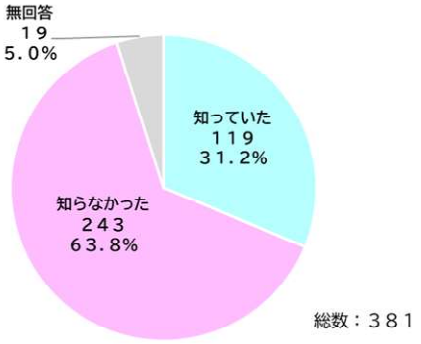
■所有するブロック塀等の安全性の認識

安全性について、『おそらく安全であると思う』と考えている回答者が最も多く、『安全であると思う』も含め、ほとんどの所有者があまり危険性は感じていない。



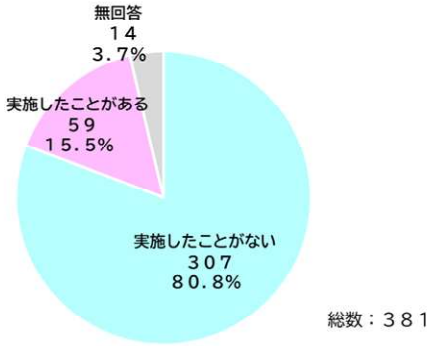
■安全点検に対する認知度

『知っていた』が約３割であり、『知らなかった』の半数程度である。



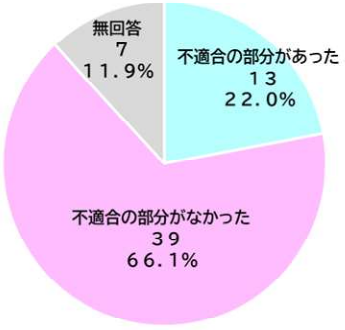
■安全点検の実施状況

約８割の回答者が『実施したことがない』と回答している。



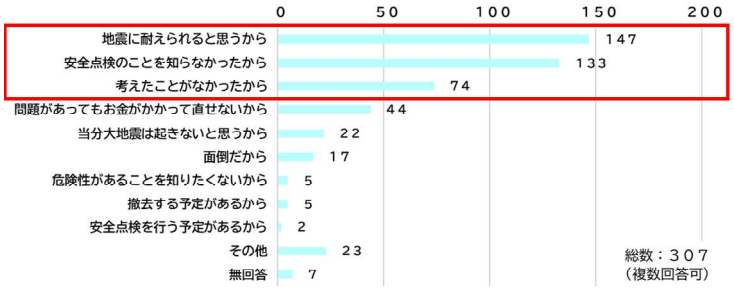
■安全点検の結果

約２割が『不適合の部分があった』としている。



■安全点検を行っていない理由

地震に耐えられると思うや、安全点検を知らない・考えたことがないなど、認識不足に係る理由が多い。



図Ⅳ-２１：ブロック塀等の安全に関する所有者アンケート結果（群馬県）

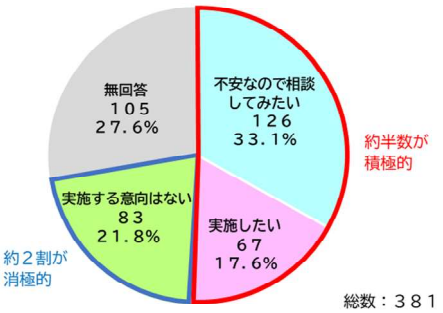
③安全確保対策にかかる所有者の意向

安全点検で不適合があった場合、約半数が安全確保対策に積極的な意向がありますが、費用面を主な理由として消極的な意向の所有者も一定数います。自己負担額が１０万円程度までであれば安全確保対策を実施したいという所有者が、高齢者世帯、その他世帯とも半数程度存在することから、所有者の意向を踏まえ、安全確保対策にかかる費用負担を軽減することが重要となります。

また、行政の役割としては補助だけでなく、道路沿いのブロック塀等の地域全体の実態調査や、所有者への安全点検の普及啓発も求められています。

■安全点検で不適合があった場合の安全確保対策の意向

約半数が安全確保対策の実施や相談を行いたいとしている一方、約２割が実施する意向はないとしている。



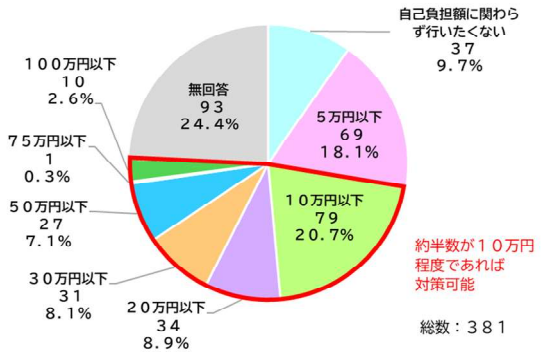
■安全確保対策を実施する意向のない理由

『費用負担が大きいから』、『お金をかけたくない』といった費用面の理由が多い。



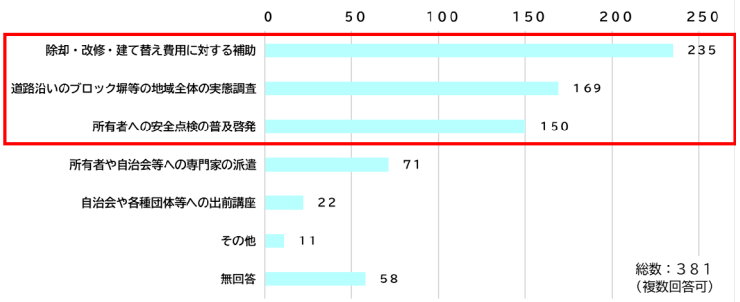
■安全確保対策を行える自己負担額

約半数が、１０万円程度であれば安全確保対策を行えると考えている。



■行政が取り組んだ方がよいもの

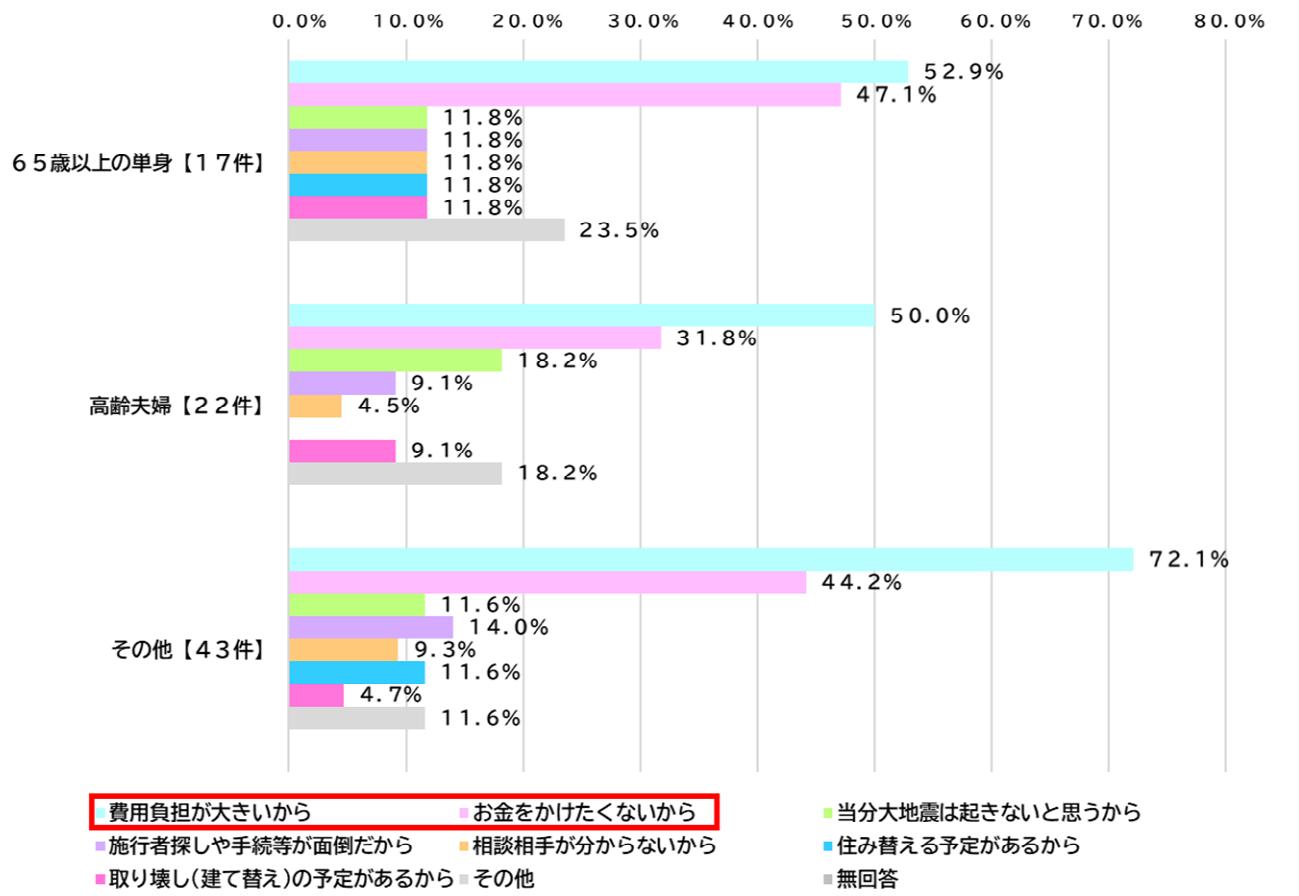
『補助』が最も多くなっていますが、『地域全体の実態把握』や『安全点検の普及啓発』も多くなっています。



図Ⅳ-２２：ブロック塀等の安全に関する所有者アンケート結果（群馬県）

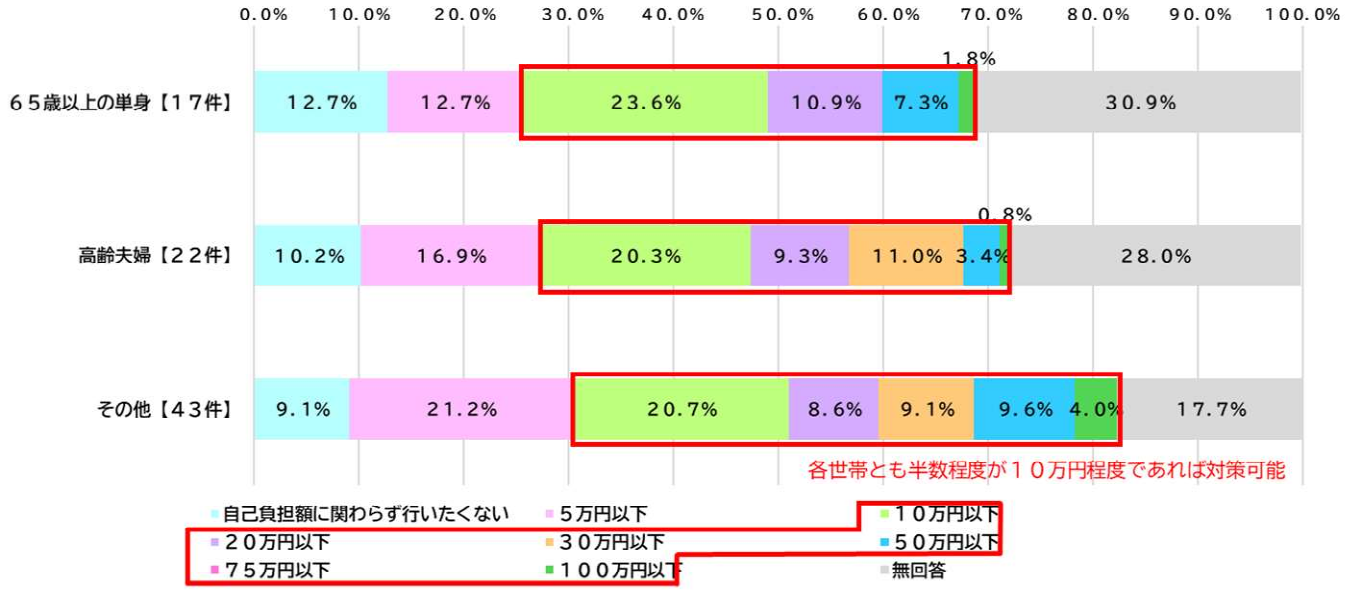
■世帯構成別の『安全確保対策を実施する意向のない理由』

安全確保対策を実施する意向がない理由として、各世帯で『費用負担が大きい』、『お金をかけたくない』を挙げる割合が多い。



■世帯構成別の『安全確保対策を行える自己負担額』

各世帯とも自己負担額が１０万円程度であれば、所有者の半数程度は安全確保対策を行えると回答している。



図Ⅳ-２３：ブロック塀等の安全に関する所有者アンケート結果（群馬県）

Ⅴ．耐震化の目標の設定

１．設定の考え方

（１）これまでの経緯

国の基本方針では、南海トラフ地震防災対策推進基本計画及び首都直下地震緊急対策推進基本計画における目標を踏まえ、住宅の耐震化率及び多数の者が利用する建築物の耐震化率について、２０２０年（平成３２年）（当時）までに少なくとも９５％にすることを目標とするとともに、２０２５年（平成３７年）（当時）までに耐震性が不十分な住宅及び耐震診断義務付け対象建築物をおおむね解消することを目標としています。

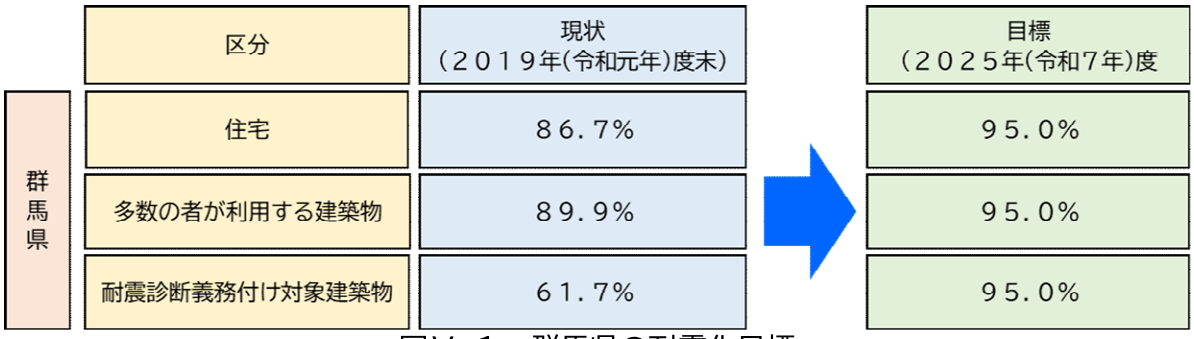
近年では、国土交通省の「住宅・建築物の耐震化率のフォローアップのあり方に関する研究会」において、耐震化率の目標設定について２０２０年（令和２年）５月に以下のとおりとりまとめが行われており、その内容を踏まえて国の基本方針が見直される予定です。

表Ⅴ-１：住宅・建築物の耐震化率のフォローアップのあり方に関する研究会のとりまとめ内容

住宅	住宅以外の建築物
・住宅の耐震化の目標については、２０１８年（平成３０年）の耐震化率及び南海トラフ地震等の発生の切迫性を踏まえ、従来以上に所管行政庁等関係者の積極的な取り組みがなされることを求めるとともに、現在設定されている目標を５年間スライドさせて設定（２０２５年（令和７年）９５%、２０３０年（令和１２年）耐震性を有しない住宅のおおむね解消）することとしてはどうか。	・他の所管省庁において学校、病院等の施設について個別に耐震化率の目標の公表が進んできていることを踏まえれば、従来の目標での継続性に固執することなく、特に耐震化の重要性の高い耐震診断義務付け対象の建築物に重点化して、建築物の耐震化の目標を設定することが適当ではないか。 ・その上で、２０２５年（令和７年）までに耐震性が不十分な耐震診断義務付け対象建築物のおおむね解消を引き続き目標とするとともに、他の所管省庁が公表している各施設の耐震化目標（国土強靱化年次計画２０１９に掲載されているもの）も併せて示すことが適当ではないか。

（２）群馬県における耐震化目標の設定の考え方

群馬県における２０２５年（令和７年）度末までの耐震化率の目標値について、国の基本方針や県内で想定される地震の規模・被害及び耐震化の現状などを踏まえ、住宅については９５．０%、多数の者が利用する建築物については継続性を踏まえて群馬県独自に９５．０%、耐震診断義務付け対象建築物については近年に対象建築物を指定したことを踏まえ９５．０%に設定します。



図Ⅴ-１：群馬県の耐震化目標

（３）吉岡町における耐震化目標の設定の考え方

【住宅】

住宅については、吉岡町の現状の耐震化率が８３．０％と群馬県の８６．７％を下回っており耐震化は遅れているものと思われます。群馬県の目標値は９５．０％となっており、吉岡町においては耐震化率も上昇していることから目標値を９５．０％に設定します。

（前回計画での目標値９０％）

	区分	現状（２０２０年(令和２年)度末）	目標（２０２６年(令和８年)度末）
吉岡町	住宅	８３．０％	９５．０％

図Ⅴ-２：住宅の耐震化目標

【多数の者が利用する建築物】

民間建築物及び町有建築物をあわせた多数の者が利用する建築物の耐震化率は１００．０％となっており、すべての建築物が耐震化されました。

	区分	現状（２０２０年(令和２年)度末）
吉岡町	多数の者が利用する建築物	１００．０％（目標達成）

図Ⅴ-３：多数の者が利用する建築物の耐震化目標

【耐震診断義務付け対象建築物】

耐震診断義務付け対象建築物の耐震化率は１００．０％となっており、すべての建築物が耐震化されました。

	区分	現状（２０２０年(令和２年)度末）
吉岡町	耐震診断義務付け対象建築物	１００．０％（目標達成）

図Ⅴ-４：耐震診断義務付け対象建築物の耐震化目標

【町有建築物全体】

公共建築物については、多数の者が利用する建築物以外の建築物であっても、防災上重要な役割があります。よって、多数の者が利用する建築物以外の建築物を含めた町有建築物全体として目標値を１００．０％に設定します。（前回計画での目標値９０％）

	区分	現状（２０２０年(令和２年)度末）	目標（２０２６年(令和８年)度末）
吉岡町	町有建築物（全体）	９７．９％	１００．０％

図Ⅴ-５：町有建築物全体の耐震化目標

２．耐震化の目標

（１）住宅

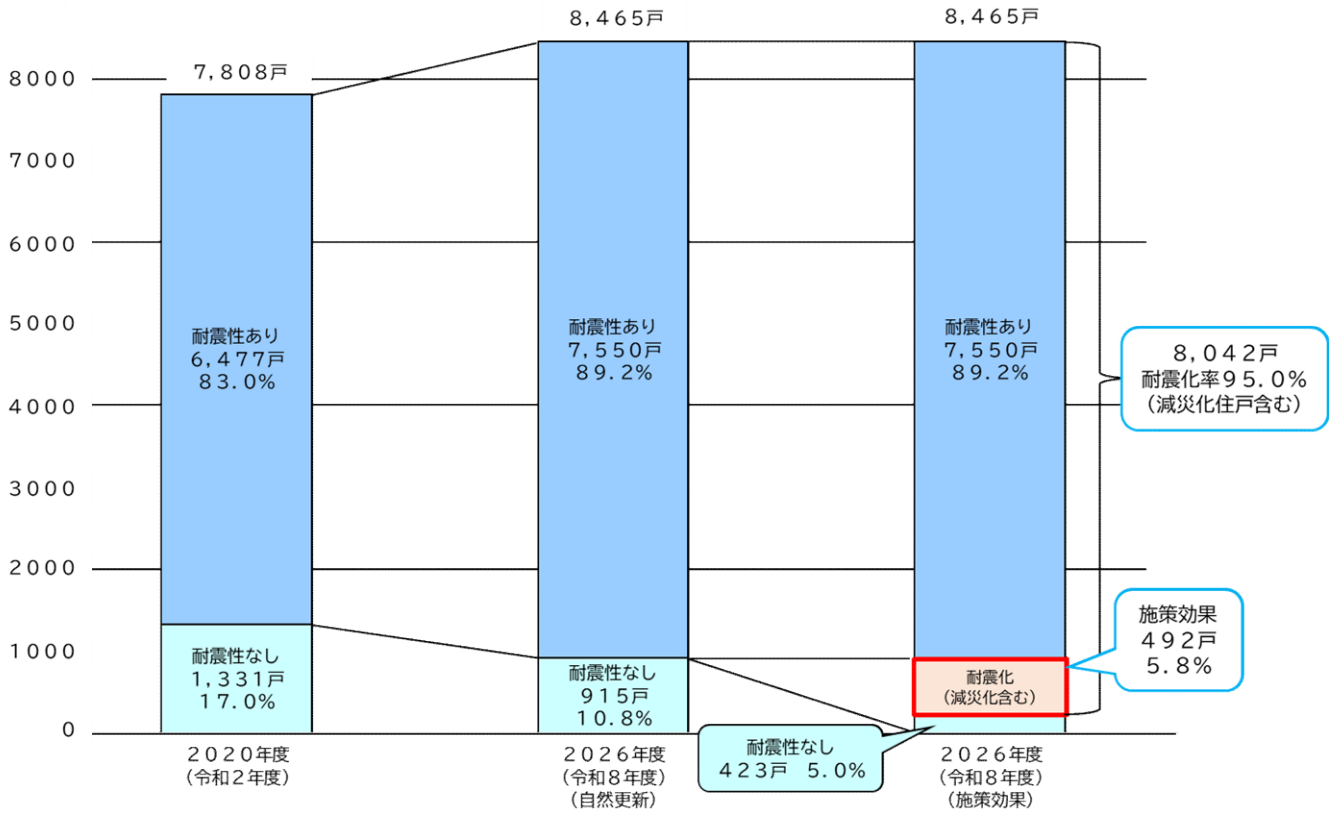
２０２０年（令和２年）度末での住宅の耐震化は、空き家を除いた住宅の総戸数が７，８０８戸であるのに対し、耐震性があると判断される住宅が６，４７７戸であり、耐震化率は８３．０％となっています。

住宅の更新がこれまでのペースで進むと仮定した場合、２０２６年（令和８年）度での耐震化率は８９．２％と推計されます。

群馬県の目標値、現状の耐震化率及び自然更新による耐震化率の見込みを踏まえ、住宅の耐震化率の目標を９５．０％と設定するため、自然更新に加えて、的確な施策の推進により２０２６年（令和８年）度末までに４９２戸（年間約１２３戸）の住宅の耐震化（減災化含む）を図る必要があります。

表Ⅴ-２：２０２６年（令和８年）度末の住宅の耐震化の目標

現状の耐震化率 （２０２０年（令和２年）度末）	自然更新による 耐震化率の見込み （２０２６年（令和８年）度末）	目標耐震化率 （２０２６年（令和８年）度末）	目標の達成に向けて
８３．０％ （６，４７７戸）	８９．２％ （７，５５０戸）	９５．０％ （８，０４２戸）	４９２戸の耐震化及び減災化が必要



図Ⅴ-６：住宅の耐震化の現状と２０２６年（令和８年）度末の見込みと目標

（２）多数の者が利用する建築物

多数の者が利用する建築物については、民間建築物・町有建築物全ての建築物が耐震化されました。

（３）耐震診断義務付け対象建築物

耐震診断義務付け対象建築物については、対象となる全ての建築物が耐震化されました。

（４）町有建築物

町有建築物については、町民の生命・財産を守る以外に、地震発生後の災害対策や避難・救助を図るための重要な役割があります。建築物の耐震改修促進法上の分類に応じて耐震化を進めていきます。

表Ⅴ-３：耐震化を積極的に推進する町有建築物の耐震化の考え方

耐震改修促進法上の分類	耐震化の進め方	優先度
Ⅰ　耐震診断義務付け対象建築物 ・要緊急安全確認大規模建築物 ・要安全確認計画記載建築物 （防災拠点庁舎）	・２０２６年（令和８年）度までのできるだけ早い時期に全ての対象建築物の耐震化が完了するよう、最優先で耐震化を進める。 ・対象建築物のあり方や耐震化の方針が決定していない場合は、早急に決定させる。	高い ↑
Ⅱ　特定既存耐震不適格建築物 ・多数の者が利用する建築物 ・危険物等を取り扱う建築物 ・避難路沿道建築物	・２０２６年（令和８年）度までに全ての対象建築物の耐震化が完了するよう、優先的かつ計画的に耐震化を進める。 ・対象建築物のあり方や耐震化の方針が決定していない場合は、早急に決定させる。 ・耐震診断を行っていない場合は、早急に耐震診断を行う（近く建替・除却・使用停止の予定がある場合は除く）。	
Ⅲ　既存耐震不適格建築物 （小規模建築物※１を除く）	・公共建築物の様々な特性を把握し、耐震性能を確保する優先度を評価し、耐震診断を行っていない場合は耐震診断を進め、計画的に耐震化を進める。 （評価項目の例：利用状況、利用者属性、災害時の位置付け、活用方針、立地、規模、建築年等）	

表Ⅴ-４：町有建築物の分類

大分類	小分類	具体例
Ⅰ. 災害対策拠点機能等の確保を図るうえで優先的に整備すべき町有施設	1　災害対策拠点機能関係	町庁舎等
	2　救助・救急、医療等拠点機能関係	病院、消防署（消防分団含む）、保健センター等
	3　避難収容施設関係	避難所指定の学校、体育館、コミュニティセンター等
	4　ライフライン関係	上・下水道施設等
Ⅱ. 震災時における被害防止の観点から整備すべき町有施設	5　要援護者施設	児童館、保育所、老人福祉センター、障害者福祉作業所等
	6　多数の町民が集まる施設	文化会館、図書館、プール、温泉施設、集会施設等
	7　比較的滞在時間の長い施設	町営住宅等
Ⅲ．その他	8　その他の町有施設	事務所、調理場、駐車施設、附帯施設（倉庫、機械室）等

（５）ブロック塀等

道路沿いの本町所有のブロック塀等に関して、２０２６年（令和８年）度までに安全確保対策をおおむね完了させることを目指します。道路沿いの民間のブロック塀等に関しては、目標は設定しませんが、危険なブロック塀等の実態把握及び安全確保を進めます。

※１小規模建築物は以下のいずれかに該当する建築物
・構造が木造で、階数が２以下かつ延床面積５００㎡以下
・構造が木造以外で、階数が１かつ延床面積２００㎡以下

Ⅵ．建築物の耐震化促進施策

１．耐震化の促進に係る基本的な取り組み

（１）住宅・建築物の所有者等の役割

地震による建築物の倒壊は、その建築物を使用する人に対し、大きな被害を引き起こします。

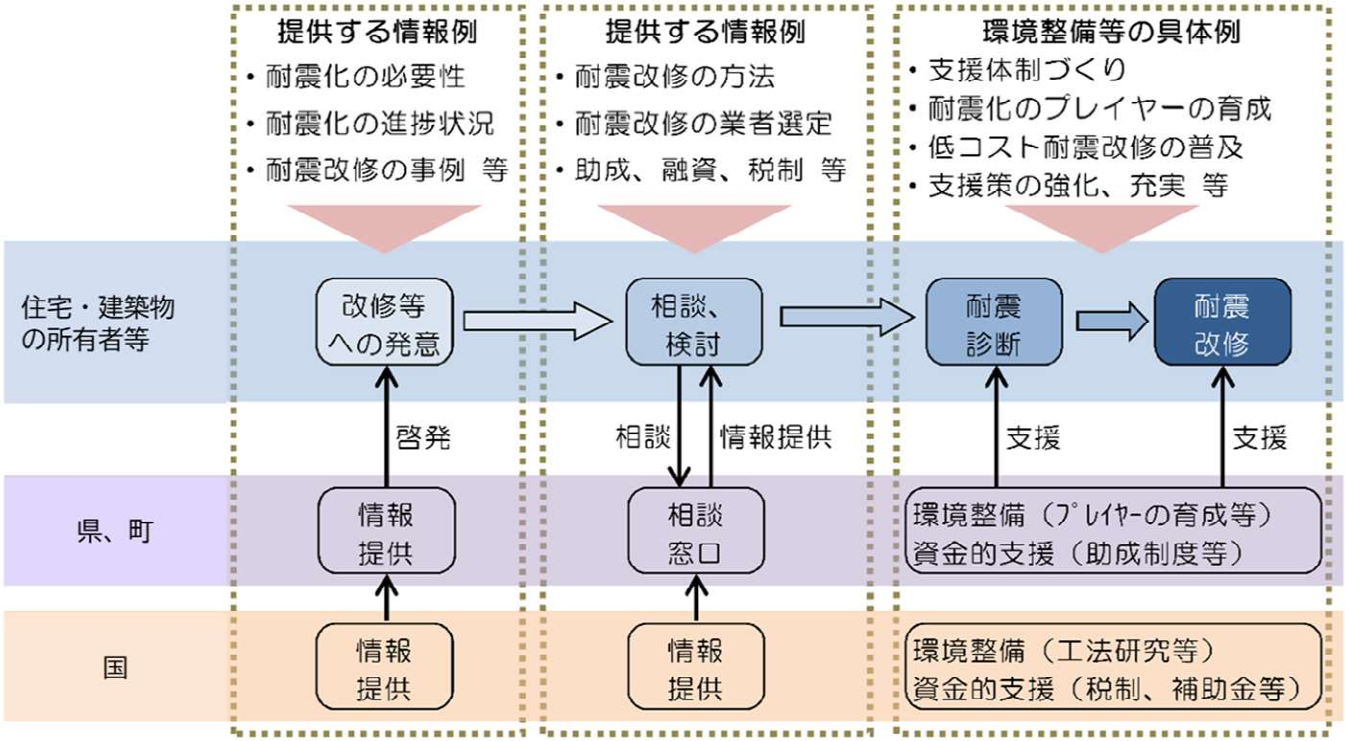
また、個々の建築物の耐震化が進んでも周辺の建築物の耐震化が遅れれば、地震の発生時にその地域全体が被災してしまう可能性もあります。耐震性が不十分な建築物の耐震化を図り、地震災害による被害を減少させるためには、まず建築物の所有者等が自ら自分の住宅・建築物が地域の安全性向上の支障とならないように配慮することが基本です。住宅・建築物の所有者等は、このことを十分に認識して自助努力のもと耐震化を進めることが重要です。

（２）耐震診断及び耐震改修に係る窓口の設置

リフォームや増改築時に耐震改修を実施することは、別々に工事を行うよりも費用や工期の面でより効果的なものとなりうることから、町では県に設置している相談窓口等において、住民からの耐震診断や耐震改修に関する情報提供の充実や各種相談等を受け付ける相談窓口の利用を促進していきます。

（３）国や県と連携した耐震化への支援

建物の所有者等が耐震化の取り組みを実施しやすいようにするため、国や県と連携して耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境の整備や情報発信など、必要な取り組みを総合的に進めます。また、建築士・施工者が、住宅や建築物の耐震化のプレイヤーとして活躍できる環境整備を図ります。



図Ⅵ-１：耐震診断・耐震改修の促進イメージ

（４）自治会と連携した周知・啓発

自治会を通じて必要な情報の提供を行う広報誌等は、情報の周知をより直接的に行うことができます。

耐震化に関する情報についても広報誌等を利用して、周知、啓発に向けた働きかけを行います。

2．耐震化の促進施策

（1）住宅

①アクションプログラムに基づく取り組みの促進

住宅の耐震化を加速させるためには、戸別訪問等による住宅所有者への直接的な働きかけや、耐震診断後に耐震改修の概算費用や改修補助制度を案内したり、相談を受けたりするなど、住宅所有者に合わせたきめ細かな取り組みを行うことが重要となります。そこで、住宅耐震化に向けた積極的な取り組みを位置付けた「住宅耐震化緊急促進アクションプログラム（以下「アクションプログラム」という。）」の策定を検討し、住宅の耐震化の促進を図ります。

②地震防災に関する情報の提供

建築物の耐震化の必要性や、日常生活における安全対策等の取り組みについての普及・啓発に努めます。

③耐震改修の支援

住宅の耐震化を促進するためには、住宅所有者が自宅の耐震性の状況について知ることが重要です。そのためには、住宅の耐震診断を実施する必要があることから、本町でも行われている木造住宅耐震診断者派遣事業を積極的にPRし、住宅所有者に活用してもらうことで、住宅の耐震診断を促進します。

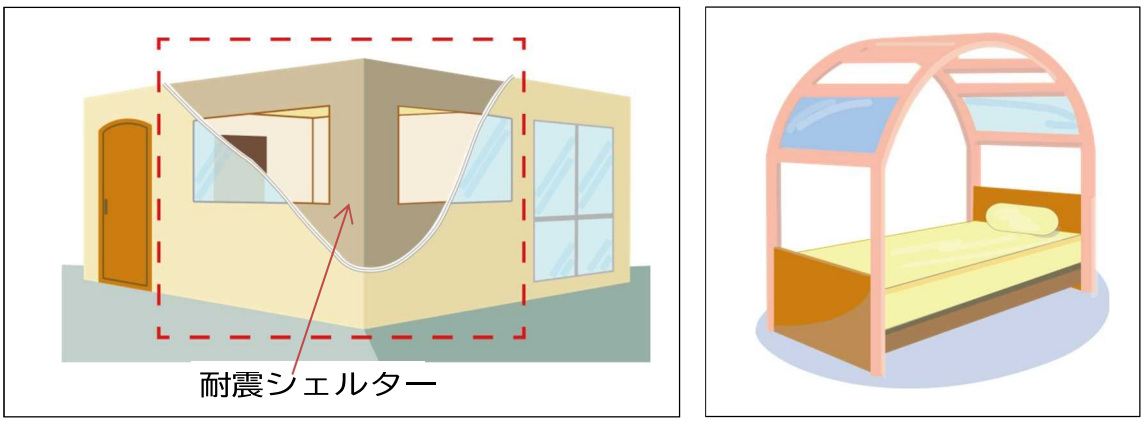
④耐震改修のプレイヤー（建築士・施工者）の育成と情報公開

木造住宅の耐震診断技術者の育成を図るため、建築士向けの「木造住宅耐震診断技術者養成講習会」の実施や、木造住宅の耐震改修に積極的に取り組む施工者を育成するため、県と連携した講習会等を開催し、施工者の地震環境に関する知識や技術力（耐震改修工法、金融知識及び営業上の工夫等）の向上を図ります。また、耐震改修を検討する住宅所有者が、安心して頼める施工者を見つけやすいように、講習会の修了者が勤務する耐震改修事業者のうち、所定のリフォーム制度又はリフォーム団体に加入している耐震改修事業者を、インターネット等で公開します。

その他にも、低コストで耐震改修が行える方法を普及させる建築士・施工者向けの講習会の開催や、住宅所有者が低コスト耐震改修に関する情報を入手できるよう、パンフレットやインターネット等による情報発信を促進します。

⑤命を守る住まいの補強

住宅の耐震化が費用などの面でなかなか進まない状況を踏まえ、耐震化されていない住宅の屋内で最も滞在時間の長い寝室などの必要最低限の空間の安全を確保するためのものとして、耐震シェルターや耐震ベッドなどによる圧死を防ぎ地震被害を軽減するための施策を推進します。



図Ⅵ-２：耐震シェルター・耐震ベッドイメージ

⑥リフォームに併せた耐震改修の促進

住まいの省エネやバリアフリー化、防犯対策などのリフォーム工事や増改築と併せて耐震改修を実施することが効果的であり、費用面でもメリットがあります。

吉岡町では民間事業者等が開催する住宅リフォームフェアや広報を通じて、リフォーム工事と耐震改修を一体的に行った場合のメリット等に関する情報提供を行い、建築物の所有者等の意識啓発を進めます。

昨今の悪質リフォームに係るトラブルに対して、消費者が身近な地域から適切なリフォーム事業者を選定することができるようにするために「リフォネット※1」登録事業者の拡充に向けた町内事業者への普及活動を検討します。

また、２０１３年（平成２５年）１１月に施行された「建築物の耐震改修の促進に関する法律等の一部を改正する法律」により、新たな耐震改修工法も認定可能になるよう、耐震改修計画の認定制度について対象工事の拡大及び容積率・建ぺい率の特例措置が創設されたことについて、周知を図ります。

⑦段階改修の普及

工事費用・生活スタイル等の理由により一度に耐震改修工事を実施することができない住宅について、二度に分けて耐震改修工事を行う段階改修を推奨し、助成制度を検討します。なお、段階改修を行うことで減災化の促進にも繋がるため、町民への周知に努めます。

⑧空き家対策

誰も住んでいない家というのは、維持管理がされないものが多いことから、倒壊など危険なことも多く、防犯面や景観面においても問題があります。また、空き家は昭和５６年以前の建築物も多くあると推測されるため、関係機関と連携を図り所有者の特定を行い、空き家の利活用や処分後の跡地利用等を検討します。

⑨新耐震基準木造住宅の耐震性能の確認の促進

柱とはり等との接合部の接合方法の仕様等が明確化された２０００年（平成１２年）以前に建築された新耐震基準の木造住宅について、耐震診断よりも効率的に耐震性能を検証する方法である「新耐震基準の木造住宅の耐震性能検証法（新耐震木造住宅検証法）（（一財）日本建築防災協会）」を周知し、特にリフォーム等の機会を捉え、新耐震基準の住宅の耐震性能の確認を促進します。

⑩家具の転倒防止

家具が転倒することにより負傷するなど、避難や救助の妨げになることが考えられます。住宅内部での身近な地震対策として、家具の転倒防止に関するパンフレット等の配布により町民に周知するとともに、効果的な家具の固定方法の普及徹底を図ります。

※１リフォネット：財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センターが適切な住宅リフォームを促進するために運営しているリフォーム業者情報を中心としてリフォーム相談窓口の案内、リフォームに役立つ情報の提供を行う公的サイト。
（http://www.refonet.jp//search/index.php）

（２）町有建築物

①町有建築物の耐震化の情報の提供

防災拠点となる主な公共建築物について、各施設の耐震診断を速やかに行い、耐震診断及び耐震改修の実施状況等の情報の公表に努めます。

②町有建築物の分類と耐震化の進め方

町有建築物については、町民の生命・財産を守る以外に、地震発生後の災害対策や避難・救助を図るための重要な役割があります。建築物の耐震改修促進法上の分類に応じて耐震化を進めていきます。

表Ⅵ-１：耐震化を積極的に推進する町有建築物の耐震化の考え方

耐震改修促進法上の分類	耐震化の進め方	優先度
Ⅰ　耐震診断義務付け対象建築物 ・要緊急安全確認大規模建築物 ・要安全確認計画記載建築物 （防災拠点庁舎）	・２０２６年（令和８年）度までのできるだけ早い時期に全ての対象建築物の耐震化が完了するよう、最優先で耐震化を進める。 ・対象建築物のあり方や耐震化の方針が決定していない場合は、早急に決定させる。	高い ↑
Ⅱ　特定既存耐震不適格建築物 ・多数の者が利用する建築物 ・危険物等を取り扱う建築物 ・避難路沿道建築物	・２０２６年（令和８年）度までに全ての対象建築物の耐震化が完了するよう、優先的かつ計画的に耐震化を進める。 ・対象建築物のあり方や耐震化の方針が決定していない場合は、早急に決定させる。 ・耐震診断を行っていない場合は、早急に耐震診断を行う（近く建替・除却・使用停止の予定がある場合は除く）。	
Ⅲ　既存耐震不適格建築物 （小規模建築物※１を除く）	・公共建築物の様々な特性を把握し、耐震性能を確保する優先度を評価し、耐震診断を行っていない場合は耐震診断を進め、計画的に耐震化を進める。 （評価項目の例：利用状況、利用者属性、災害時の位置付け、活用方針、立地、規模、建築年等）	

Ⅰ　耐震診断義務付け対象建築物における耐震化の取り組み

耐震診断義務付け対象建築物については、全ての建築物が耐震化されました。

Ⅱ　特定既存耐震不適格建築物における耐震化の取り組み

多数の者が利用する建築物においては、町有建築物全ての建築物が耐震化されました。避難路沿道建築物については、２０２６年（令和８年）度までに全ての対象建築物の耐震化が完了するよう、優先的かつ計画的に耐震化を進めます。

Ⅲ　既存耐震不適格建築物における耐震化の取り組み

既存耐震不適格建築物については、建築物の利用状況等を把握し、２０２４年（令和６年）度までに除却が行われるよう計画的に耐震化を進めていきます。

※１小規模建築物は以下のいずれかに該当する建築物
・構造が木造で、階数が２以下かつ延床面積５００㎡以下
・構造が木造以外で、階数が１かつ延床面積２００㎡以下

表Ⅵ-２：町有建築物の耐震化の現状と目標

大分類	小分類	具体例	総数	現状							目標	
				昭和５７年以降	昭和５６年以前	左記のうち耐震性ありと診断又は耐震改修されたもの	耐震化を図る必要がある建築物	耐震性あり	耐震性なし	耐震化率	耐震化の必要な棟数	目標耐震化率
			a	b	c	d	e=c-d	f=b+d	g=e	h=f/a		
Ⅰ. 災害対策拠点機能等の確保を図るうえで優先的に整備すべき町有施設	１　災害対策拠点機能関係	町庁舎等	１	１	０	０	０	１	０	１００.０%	０	１００.０%
	２　救助・救急、医療等拠点機能関係	病院、消防署（消防分団含む）、保健センター等	６	６	０	０	０	６	０	１００.０%	０	
	３　避難収容施設関係	避難所指定の学校、体育館、コミュニティセンター等	１７	１３	４	４	０	１７	０	１００.０%	０	
	４　ライフライン関係	上・下水道施設等	４	４	０	０	０	４	０	１００.０%	０	
Ⅱ. 震災時における被害防止の観点から整備すべき町有施設	５　要援護者施設	児童館、保育所、老人福祉センター、障害者福祉作業所等	９	８	１	１	０	９	０	１００.０%	０	
	６　多数の町民が集まる施設	文化会館、図書館、プール、温泉施設、集会施設等	５	５	０	０	０	５	０	１００.０%	０	
	７　比較的滞在時間の長い施設	町営住宅等	３	２	１	０	１	２	１	６６.７%	１	
Ⅲ. その他	８　その他の町有施設	事務所、調理場、駐車施設、附帯施設（倉庫、機械室）等	３	３	０	０	０	３	０	１００.０%	０	
合計			４８	４２	６	５	１	４７	１	９７.９%	１	－

③落下物の安全対策

大規模な地震では建築物の倒壊だけでなく、窓ガラス、外壁材、看板、天井等の損壊・落下による被害も起こります。２００５年（平成１７年）３月に発生した福岡県西方沖地震では、市街地にあるビルの窓ガラスが割れ、道路に落下する事態が発生しました。

また、２００５年（平成１７年）８月に発生した宮城県沖地震では、スポーツ施設の天井の落下によって多くの負傷者がでました。

これらの被害に対して、地震時の建築物からの落下を防ぎ、安全性を確保するため、建築物の適正な維持管理の啓発、指導を図ります。

④エレベーター・エスカレーターの安全確保

これまで、地震時にエレベーターが緊急停止し、かご内に人が閉じ込められるなど多くの被害が発生しています。また、東日本大震災によるエレベーターの釣合おもりの脱落やレールの変形、エスカレーターの脱落などの被害事例を受けて、エレベーターやエスカレーターの技術基準等について、建築基準法施行令及び告示が改正されています。

そこで、本町においては、これらの不安や混乱を避けるため、既設エレベーターに対する安全性を周知するとともに、地震時のエレベーターの運行方法や閉じ込められた場合の対処方法などについて、建物管理者や利用者に広く周知を図ります。

（３）ブロック塀等の安全確保

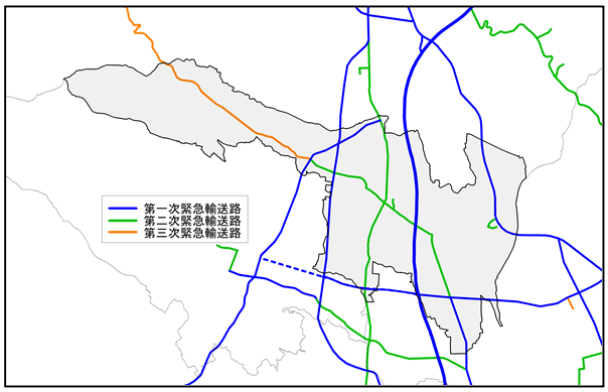
地震発生に伴いブロック塀等が倒壊すると、その下敷きになり死傷者が発生することや避難や救援活動のため道路の通行に支障を来す恐れがあります。本町においては、地震発生時におけるブロック塀等の倒壊などによる人命被害を減らすため、緊急輸送道路、町立小学校指定の通学路に面する危険なブロック塀等を除却する方に一部、除却費の補助を行い、ブロック塀等の安全確保の促進を進めています。

（４）避難路の指定及び沿道建築物

①地震発生時に通行を確保すべき道路

耐震改修促進法においては、建築物の倒壊によって緊急車両の通行や住民の避難の妨げになるおそれのある道路を「地震発生時に通行を確保すべき道路」として指定し、当該道路沿道の建築物の耐震改修に対する補助を充実して耐震化を促進することができます。

群馬県では、「群馬県地域防災計画」において、大規模な地震等の災害が発生した場合に救命活動や物資輸送を行うための道路を「群馬県緊急輸送道路」として位置付けています。



図Ⅵ-３：緊急輸送道路　路線図

また、「群馬県緊急輸送道路」は、地震発生時に市町村の区域を越えて通行を確保すべき道路であり、地震の揺れによる建築物の倒壊によって、住民の避難や緊急車両の通行の妨げが起こらないよう、沿道建築物の耐震化を優先的に進める必要があります。

そこで、群馬県では「群馬県緊急輸送道路」を避難路に指定し、通行障害既存耐震不適格建築物（建物）の耐震化を促進していきます。

＜耐震診断義務付け道路＞

重点的な取り組みを行うため、第１次群馬県緊急輸送道路のうち特に重要な広域ネットワークを形成している道路を、耐震改修促進法第５条第３項第２号の規定に基づく避難路（以下「耐震診断義務付け道路」という。）に指定し、当該道路沿道の通行障害既存耐震不適格建築物（建物）の耐震診断の義務付けを行います（２０２０年（令和２年）４月１日に第２期計画にて指定）。耐震診断の義務付けを指定する道路は表Ⅵ-２、図Ⅵ-４のとおりとし、所管行政庁への耐震診断の結果の報告期日は、２０２３年（令和５年）３月３１日とします。報告期日後、所管行政庁において、耐震診断の結果の公表を行います。（本町では国道１７号が対象となっているが、耐震診断義務付け道路沿道建築物の調査・耐震化状況として、盛り土形状のため通行障害既存耐震不適格建築物（建物）がない旨を群馬県に報告済み）

また、対象建築物の耐震診断・耐震改修等を行う所有者に対し、県と市町村が連携した補助事業により支援を行い、耐震化を推進します。

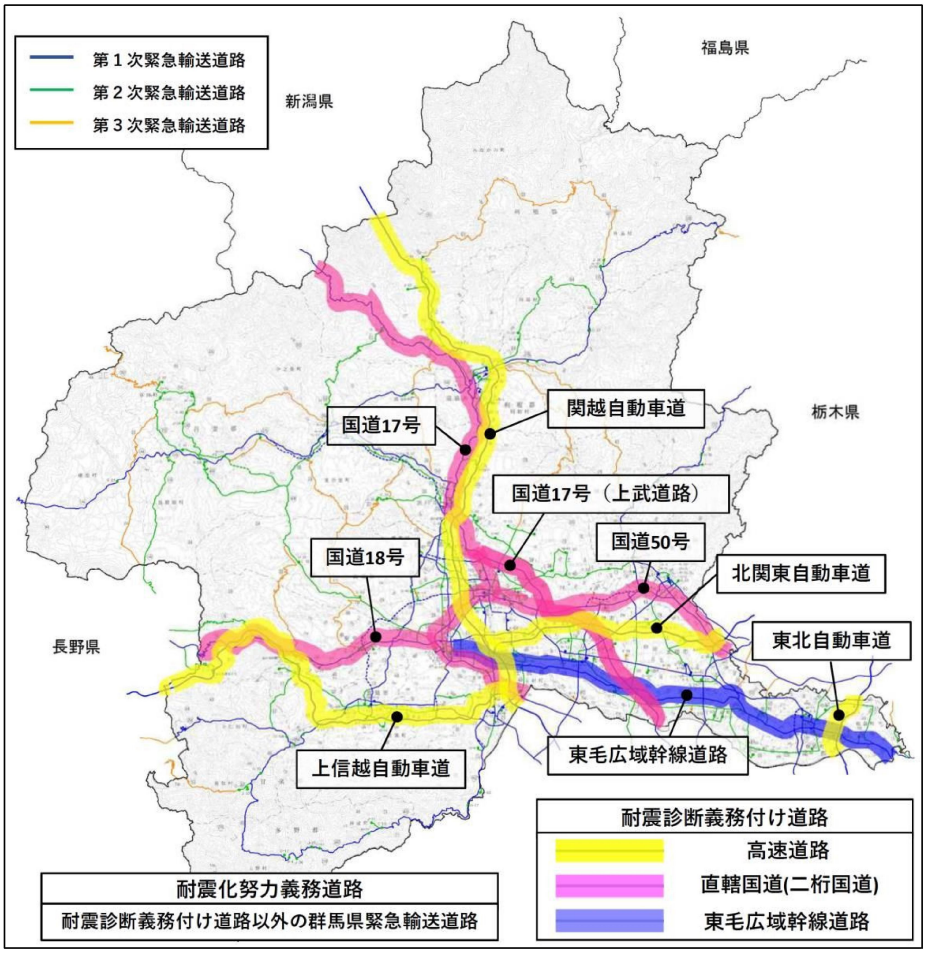
＜耐震化努力義務道路＞

耐震診断義務付け道路を除く群馬県緊急輸送道路を、図Ⅵ-４のとおり耐震改修促進法第５条第３項第３号の規定に基づく避難路（耐震化努力義務道路）に指定し、当該道路沿道の通行障害既存耐震不適格建築物（建物）について、耐震診断や耐震改修の努力義務を課し、所管行政庁が必要な場合に所有者に対し指示を行えるようにします（２０２０年（令和２年）４月１日に第２期計画にて指定）。また、対象建築物の特定を進め、所有者に対し、県と市町村が連携して耐震診断や耐震改修の普及啓発に取り組みます。（本町では県道前橋伊香保線、県道高崎安中渋川線、県道高崎渋川線、県道南新井前橋線、町道小倉陣場線、町道下野田・八木原線、町道漆原・総社線、町道温泉通り線が対象）

なお、市町村が別途、耐震改修促進法第６条第３項第１号の規定に基づいて、耐震診断を義務付ける道路に指定した場合は、市町村の指定が優先適用されます。

表Ⅵ-３：耐震診断義務付け道路

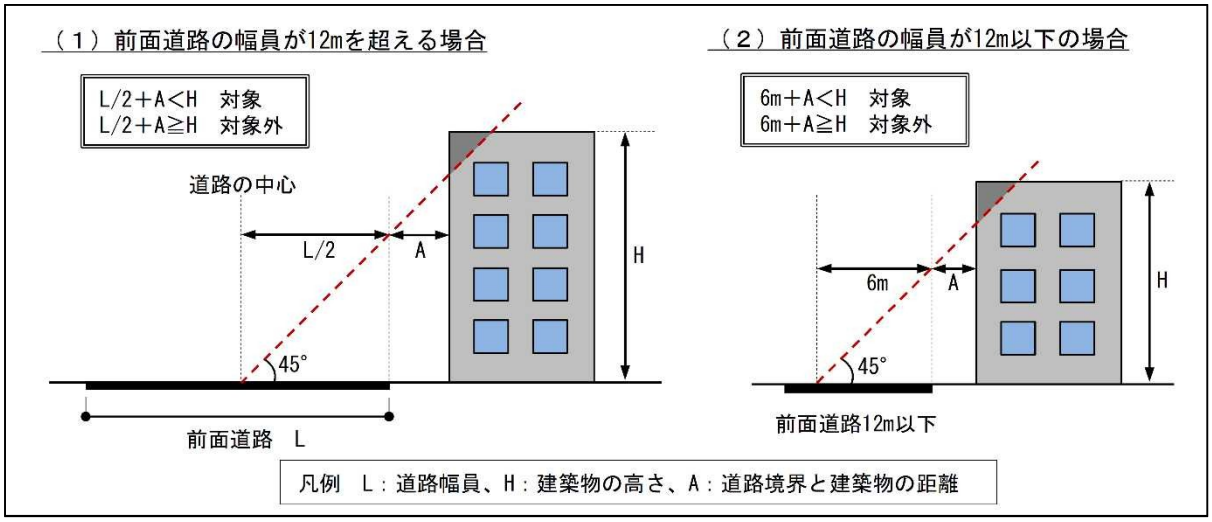
番号	路　線　名	区　間
1	東北自動車道	県内全域
2	北関東自動車道	県内全域
3	関越自動車道	県内全域
4	上信越自動車道	県内全域
5	国道１７号（上武道路含む）	県内全域
6	国道１８号	県内全域
7	国道５０号	県内全域
8	東毛広域幹線道路（国道３５４号）	高崎市栄町～邑楽郡板倉町大字下五箇



図Ⅵ-４：群馬県緊急輸送道路ネットワーク図（平成３０年３月）
及び耐震診断義務付け道路・耐震化努力義務道路（令和２年４月１日指定）

②避難路の状況把握及び沿道住宅・建築物等耐震化基礎資料の整備

吉岡町では、避難地や防災拠点施設等に通じる避難路及び、この避難路に通じる細街路等の幅員等を調査し、避難路等沿道住宅・建築物等耐震化基礎資料として整備することを検討します。これにより、これらの道路等を閉塞する恐れのある住宅・建築物等の耐震診断・耐震改修の促進を図ります。



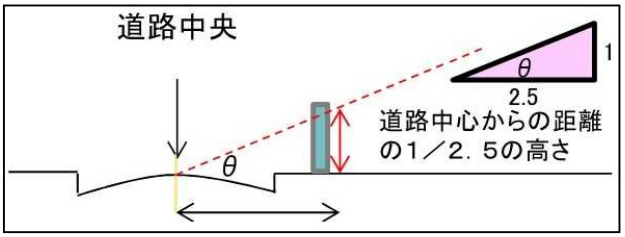
図Ⅵ-５：地震によって道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれのある建築物

③通行障害建築物の対象とすることが可能になったブロック塀等

２０１８年（平成３０年）の法令改正により、耐震診断が義務付けられる通行障害建築物にブロック塀等が追加されています。対象は、その前面道路に面する部分の長さが２５ｍを超え、かつ、その前面道路に面する部分のいずれかの高さが、当該部分から当該前面道路の境界線までの水平距離に当該前面道路の幅員の２分の１に相当する距離を加えた数値を２．５で除して得た数値を超えるブロック塀等であって、建物に附属するものとなっています。

また、対象となるブロック塀等の長さや高さは、地方公共団体の規則に基づき一定の範囲内で低減することが可能となっています。

本計画においては、ブロック塀等は通行障害建築物の対象とせず、所有者への普及啓発をはじめとした取り組みを行うことで、安全確保対策を進めることとします。



図Ⅵ-６：通行障害建築物の対象とすることが可能になったブロック塀等

３．耐震化を促進するための支援策

（１）老朽危険空家除却支援事業

老朽化により倒壊の恐れのある空家の除却を促進し、地域の住環境の向上を図るため、老朽危険空家除却に要する費用の一部を補助する制度です。

■対象となる空家
①町内に所在する１年以上使用されておらず、今後も居住の見込みがない、居住用の床面積が延べ床面積の２分の１以上のもの
②住宅地区改良法施行規則第１条各号に掲げる住宅の区分に応じ、町が行う調査により判定基準に達し、老朽危険空家とされたもの
③倒壊等により近隣住民等に悪影響を及ぼすおそれがあること
④公共事業等による移転または建替えの補償の対象でないこと
⑤国、地方公共団体、独立行政法人等が所有権等を有していないこと

■申込み対象
①町税等の滞納がない人
②空家の登記事項証明書に所有者として登録されている個人または法定相続人

■補助額　除却に要する設計費や工事費、工事管理費総額５分の４（上限５０万）

（２）木造住宅耐震診断者派遣事業

耐震診断を希望する人に木造住宅耐震診断者を派遣します。診断者が設計図書などをもとに現地調査を行い、どの部分が地震に弱いかや、倒壊する可能性の有無などについて一般診断を行います。

■該当する建物
①１９８１年（昭和５６年）５月３１日以前に着工された一戸建ての住宅又は併用住宅で、併用住宅は住宅部分の床面積が２分の１以上のもの
②平屋建て又は２階建てのもの
③在来軸組構造によって建築されたもの

■耐震診断者の派遣を受けることができる者
①派遣対象建築物の所有者かつ居住者（ただし、貸家は除く）
②町税の滞納がない者

■耐震診断を行う者
（一社）群馬県建築士事務所協会に登録された木造住宅耐震診断調査資格者

■耐震診断の費用
●耐震診断費・・・個人負担はありません。

（３）ブロック塀等除却補助金事業

地震発生時におけるブロック塀等の倒壊などによる人命被害を減らすため、危険なブロック塀の除却に要する費用の一部を補助する制度です。

■対象となるブロック塀等
①町立小学校が指定した通学路又は町内の緊急輸送道路に面するブロック塀
②道路面から高さが８０ｃｍを超えるもの
③町指定の点検表により、安全対策が必要と判断されたもの

■申込み対象
①ブロック塀等を所有又は管理する個人
②町税等の滞納がない人

■補助額　１ｍあたり２万円または除却費用の２/３の低い方（上限２０万円）

４．耐震改修等を促進するための指導や命令等

（１）県が行う建築物の所有者に対する指導等への協力

県は、法に基づき、要安全確認計画記載建築物の所有者に対して、耐震診断や耐震改修に係る指導及び助言を行い、必要な場合は指示や公表を行うこととしています。また、建築基準法に基づき、保安上危険な建築物の所有者、占有者又は管理者に対して勧告、場合によっては命令を実施していくこととしています。

町では、必要に応じ、これらの県の措置に協力するとともに、普段から当該建築物や空き屋等の情報収集に努めるものとします。

（２）県との連携強化

建築物等の耐震化促進に関する県及び市町村の役割分担や効率的な施策の実施について、群馬県建築物等耐震化推進協議会※1と連携を図りながら、本計画の実効性の確保を図るため、群馬県建築物等耐震化推進連絡会議※2を通して、建築物等の耐震化を計画的に促進します。

※１群馬県建築物等耐震化推進協議会：群馬県の関係課室により構成され、建築物等の耐震化推進に関する県、市町村及び建築物の所有者等の役割分担や、総合的かつ効果的な施策の推進について連携を図ります。

※２群馬県建築物等耐震化推進連絡会議：群馬県と県内の３５市町村の建築主務課により構成され、建築物等の耐震化推進に関する県、市町村及び建築物の所有者等の役割分担や、効果的な施策の実施について連携を図り、耐震改修促進計画の実効性を確保します。

（３）耐震改修促進法に基づく指導等の実施

群馬県建築物等耐震化推進協議会と連携して、耐震改修促進法に基づく指導等を次の①から③までに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該①から③までに定める措置を適切に実施し、住宅及び建築物の耐震化を促進します。

①耐震診断義務付け対象建築物

耐震診断義務付け対象建築物については、所管行政庁は、その所有者に対して、所有する建築物が耐震診断の実施及び耐震診断の結果の報告義務の対象建築物となっている旨の十分な周知を行い、その確実な実施を図ります。また、期限までに耐震診断の結果を報告しない所有者に対しては、個別の通知等を行うことにより、耐震診断結果の報告をするように促し、それでもなお報告しない場合にあっては、耐震改修促進法第８条第１項の規定に基づき、当該所有者に対し、相当の期限を定めて、耐震診断の結果の報告を行うべきことを命ずるとともに、その旨を公報、ホームページ等で公表します。

耐震改修促進法第９条の規定に基づく報告の内容の公表については、所管行政庁は、当該報告の内容をとりまとめた上で公表しなければなりませんが、当該公表後に耐震改修等により耐震性が確保された建築物については、公表内容にその旨を付記するなど、迅速に耐震改修等に取り組んだ建築物所有者が不利になることのないよう、営業上の競争環境等にも十分に配慮し、丁寧な運用を行います。

また、所管行政庁は、報告された耐震診断の結果を踏まえ、当該耐震診断義務付け対象建築物の所有者に対して、耐震改修促進法第１２条第１項の規定に基づく指導及び助言を実施するよう努めるとともに、指導に従わない者に対しては同条第２項の規定に基づき必要な指示を行い、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公報、ホームページ等を通じて公表します。

さらに、指導・助言、指示等を行ったにもかかわらず、当該耐震診断義務付け対象建築物の所有者が必要な対策をとらなかった場合には、所管行政庁は、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について著しく保安上危険であると認められる建築物については速やかに建築基準法第１０条第３項の規定に基づく命令を、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認められる建築物については、同条第１項の規定に基づく勧告や同条第２項の規定に基づく命令を行います。

※１所管行政庁：建築主事（建築基準法の建築確認等を行う行政職員）を置く市町村は市町村長をいい、その他の市町村の区域については都道府県知事をいう。

②指示対象建築物

耐震改修促進法第１５条第２項に規定する特定既存耐震不適格建築物（以下「指示対象建築物」という。）については、所管行政庁は、その所有者に対して、所有する建築物が指示対象建築物である旨の周知を図るとともに、同条第１項の規定に基づく指導及び助言を実施するよう努め、指導に従わない者に対しては同条第２項の規定に基づき必要な指示を行い、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公報、ホームページ等を通じて公表します。

また、指導・助言、指示等を行ったにもかかわらず、当該指示対象建築物の所有者が必要な対策をとらなかった場合には、所管行政庁は、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について著しく保安上危険であると認められる建築物については速やかに建築基準法第１０条第３項の規定に基づく命令を、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認められる建築物については、同条第１項の規定に基づく勧告や同条第２項の規定に基づく命令を行います。

③指導・助言対象建築物

耐震改修促進法第１４条に規定する特定既存耐震不適格建築物※（指示対象建築物を除く。）については、所管行政庁は、その所有者に対して、耐震改修促進法第１５条第１項の規定に基づく指導及び助言を実施するよう努めます。

また、耐震改修促進法第１６条第１項に規定する既存耐震不適格建築物についても、所管行政庁は、その所有者に対して、同条第２項の規定に基づく指導及び助言を実施するよう努めます。

（４）建築基準法に基づく指導等の実施

群馬県建築物等耐震化推進協議会と連携して、耐震改修促進法に基づく指導等を実施したにも関わらず住宅及び建築物の所有者が耐震改修等を行わない場合、そのまま放置すれば保安上危険となり、又は衛生上有害となるおそれがあると認める場合においては、当該建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者に対して、修繕、防腐措置その他当該建築物又はその敷地の維持保全に関し必要な指導及び助言を行い、住宅及び建築物の耐震化を促進します。

※指示対象建築物及び耐震改修促進法第１４条に規定する特定既存耐震不適格建築物の用途及び規模要件については、５４ページの表のとおりです。

参考資料

参考１：耐震改修促進法における特定既存耐震不適格建築物等の要件一覧表

用途			特定既存耐震不適格建築物の要件（法第 14 条）	指示※1対象となる特定既存耐震不適格建築物の要件（法第 15 条）	耐震診断義務付け対象建築物※2の要件（法附則第 3 条・法第 7 条）
多数の者が利用する建築物（法第14条第1号）	学校	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校	階数２以上かつ 1,000 ㎡以上（屋内運動場の面積を含む）	階数２以上かつ 1,500 ㎡以上（屋内運動場の面積を含む）	階数２以上かつ 3,000 ㎡以上（屋内運動場の面積を含む）
		上記以外の学校	階数３以上かつ 1,000 ㎡以上		
	体育館（一般公共の用に供されるもの）		階数１以上かつ 1,000 ㎡以上	階数１以上かつ 2,000 ㎡以上	階数１以上かつ 5,000 ㎡以上
	ボウリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設		階数３以上かつ 1,000 ㎡以上	階数３以上かつ 2,000 ㎡以上	階数３以上かつ 5,000 ㎡以上
	病院、診療所				
	劇場、観覧場、映画館、演芸場				
	集会場、公会堂				
	展示場				
	卸売市場				
	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗			階数３以上かつ 2,000 ㎡以上	階数３以上かつ 5,000 ㎡以上
	ホテル、旅館				
	賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舎、下宿				
	事務所				
	老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの		階数２以上かつ 1,000 ㎡以上	階数２以上かつ 2,000 ㎡以上	階数２以上かつ 5,000 ㎡以上
	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの				
	幼稚園、保育所		階数２以上かつ 500 ㎡以上	階数２以上かつ 750 ㎡以上	階数２以上かつ 1,500 ㎡以上
	博物館、美術館、図書館		階数３以上かつ 1,000 ㎡以上	階数３以上かつ 2,000 ㎡以上	階数３以上かつ 5,000 ㎡以上
	遊技場				
	公衆浴場				
	飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの				
	理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗				
	工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く。）				
	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの			階数３以上かつ 2,000 ㎡以上	階数３以上かつ 5,000 ㎡以上
	自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設				
	保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物				
被災することにより甚大な被害が発生することが想定される危険物等を取り扱う建築物（法第 14 条第 2 号）			政令で定める数量以上の危険物を貯蔵又は処理する全ての建築物	階数１以上かつ 500 ㎡以上	階数１以上かつ 5,000 ㎡以上かつ敷地境界線から一定距離以内に存する建築物
地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物（法第 14 条第 3 号）			耐震改修促進計画で指定する避難路沿道建築物であって、前面道路に対して一定の高さ以上の建築物（建物に附属するブロック塀等を含む）	左に同じ	耐震改修促進計画で指定する重要な避難路沿道建築物であって、前面道路に対して一定の高さ以上の建築物（建物に附属するブロック塀等を含む）
防災拠点である建築物					耐震改修促進計画で指定する大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な、病院、官公署、災害応急対応対策に必要な施設等の建築物

要緊急安全確認大規模建築物（法附則第３条）

要安全確認計画記載建築物（法第７条）

※１耐震改修促進法第 15 条第２項に基づく指示　　※２義務付け対象は旧耐震基準建築物

参考２：耐震改修促進計画に関する法律

ｉ）建築物の耐震改修の促進に関する法律（抜粋）

（平成７年１０月２７日）
（法律第１２３号）
最終改正（平成３０年６月２７日）
（法律第６７号）

第１章　総　則

（目的）

第１条　この法律は、地震による建築物の倒壊等の被害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、建築物の耐震改修の促進のための措置を講ずることにより建築物の地震に対する安全性の向上を図り、もって公共の福祉の確保に資することを目的とする。

（定義）

第２条　この法律において「耐震診断」とは、地震に対する安全性を評価することをいう。

２　この法律において「耐震改修」とは、地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕、模様替若しくは一部の除却又は敷地の整備をすることをいう。

３　この法律において「所管行政庁」とは、建築主事を置く市町村又は特別区の区域については当該市町村又は特別区の長をいい、その他の市町村又は特別区の区域については都道府県知事をいう。ただし、建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第９７条の２第１項又は第９７条の３第１項の規定により建築主事を置く市町村又は特別区の区域内の政令で定める建築物については、都道府県知事とする。

（国、地方公共団体及び国民の努力義務）

第３条　国は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に資する技術に関する研究開発を促進するため、当該技術に関する情報の収集及び提供その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

２　国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、資金の融通又はあっせん、資料の提供その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

３　国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する国民の理解と協力を得るため、建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に努めるものとする。

４　国民は、建築物の地震に対する安全性を確保するとともに、その向上を図るよう努めるものとする。

第２章　基本方針及び都道府県耐震改修促進計画等

（基本方針）

第４条　国土交通大臣は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

２　基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項

二　建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項

三　建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項

四　建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する基本的な事項

五　次条第１項に規定する都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する重要事項

３　国土交通大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなけれ

ばならない。

（都道府県耐震改修促進計画）

第５条　都道府県は、基本方針に基づき、当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画（以下「都道府県耐震改修促進計画」という。）を定めるものとする。

２　都道府県耐震改修促進計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

二　当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項

三　建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項

四　建築基準法第１０条第１項から第３項までの規定による勧告又は命令その他建築物の地震に対する安全性を確保し、又はその向上を図るための措置の実施についての所管行政庁との連携に関する事項

五　その他当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

３　都道府県は、次の各号に掲げる場合には、前項第２号に掲げる事項に、当該各号に定める事項を記載することができる。

一　病院、官公署その他大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物で政令で定めるものであって、既存耐震不適格建築物（地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定（以下「耐震関係規定」という。）に適合しない建築物で同法第３条第２項の規定の適用を受けているものをいう。以下同じ。）であるもの（その地震に対する安全性が明らかでないものとして政令で定める建築物（以下「耐震不明建築物」という。）に限る。）について、耐震診断を行わせ、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合　当該建築物に関する事項及び当該建築物に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項

二　建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（相当数の建築物が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する道路その他国土交通省令で定める道路（以下「建築物集合地域通過道路等」という。）に限る。）の通行を妨げ、市町村の区域を越える相当多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物（地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあるものとして政令で定める建築物（第１４条第３号において「通行障害建築物」という。）であって既存耐震不適格建築物であるものをいう。以下同じ。）について、耐震診断を行わせ、又はその促進を図り、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合　当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項及び当該通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。）に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項

三　建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（建築物集合地域通過道路等を除く。）の通行を妨げ、市町村の区域を越える相当多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築修の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合　当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項

四　特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成５年法律第５２号。以下「特定優良賃貸住宅法」という。）第３条第４号に規定する資格を有する入居者をその全部又は一部について確保することができない特定優良賃貸住宅（特定優良賃貸住宅法第６条に規定する特定優良賃貸住宅をいう。以下同じ。）を活用し、第１９条に規定する計画認定建築物である住宅の耐震改修の実施に伴い仮住居を必要とする者（特定優良賃貸住宅法第３条第４号に規定する資格を有する者を除く。以下「特定入居者」という。）に対する仮住居を提供することが必要と認められる場合　特定優良賃貸住宅の特定入居者に対する賃貸に関する事項

五　前項第１号の目標を達成するため、当該都道府県の区域内において独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）又は地方住宅供給公社（以下「公社」という。）による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施が必要と認められる場合　機構又は公社による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項

４　都道府県は、都道府県耐震改修促進計画に前項第１号に定める事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、当該建築物の所有者（所有者以外に権原に基づきその建築物を使用する者があるときは、その者及び所有者）の意見を聴かなければならない。
５　都道府県は、都道府県耐震改修促進計画に第３項第５号に定める事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、機構又は当該公社の同意を得なければならない。
６　都道府県は、都道府県耐震改修促進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、当該都道府県の区域内の市町村にその写しを送付しなければならない。
７　第３項から前項までの規定は、都道府県耐震改修促進計画の変更について準用する。

（市町村耐震改修促進計画）
第６条　市町村は、都道府県耐震改修促進計画に基づき、当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画（以下「市町村耐震改修促進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
２　市町村耐震改修促進計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。
一　当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標
二　当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項
三　建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項
四　建築基準法第１０条第１項から第３項までの規定による勧告又は命令その他建築物の地震に対する安全性を確保し、又はその向上を図るための措置の実施についての所管行政庁との連携に関する事項
五　その他当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項
３　市町村は、次の各号に掲げる場合には、前項第２号に掲げる事項に、当該各号に定める事項を記載することができる。
一　建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（建築物集合地域通過道路等に限る。）の通行を妨げ、当該市町村の区域における多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物について、耐震診断を行わせ、又はその促進を図り、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項及び当該通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。）に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項
二　建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（建築物集合地域通過道路等を除く。）の通行を妨げ、当該市町村の区域における多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項
４　市町村は、市町村耐震改修促進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
５　前２項の規定は、市町村耐震改修促進計画の変更について準用する。

第３章　建築物の所有者が講ずべき措置

（要安全確認計画記載建築物の所有者の耐震診断の義務）
第７条　次に掲げる建築物（以下「要安全確認計画記載建築物」という。）の所有者は、当該要安全確認計画記載建築物について、国土交通省令で定めるところにより、耐震診断を行い、その結果を、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期限までに所管行政庁に報告しなければならない。
一　第５条第３項第１号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された建築物　同号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された期限
二　その敷地が第５条第３項第２号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。）同号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された期限
三　その敷地が前条第３項第１号の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する

通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限り、前号に掲げる建築物であるものを除く。）同項第１号の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された期限

（要安全確認計画記載建築物に係る報告命令等）

第８条　所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物の所有者が前条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、当該所有者に対し、相当の期限を定めて、その報告を行い、又はその報告の内容を是正すべきことを命ずることができる。

２　所管行政庁は、前項の規定による命令をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

３　所管行政庁は、第１項の規定により報告を命じようとする場合において、過失がなくて当該報告を命ずべき者を確知することができず、かつ、これを放置することが著しく公益に反すると認められるときは、その者の負担において、耐震診断を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該報告をすべき旨及びその期限までに当該報告をしないときは、所管行政庁又はその命じた者若しくは委任した者が耐震診断を行うべき旨を、あらかじめ、公告しなければならない。

（耐震診断の結果の公表）

第９条　所管行政庁は、第７条の規定による報告を受けたときは、国土交通省令で定めるところにより、当該報告の内容を公表しなければならない。前条第３項の規定により耐震診断を行い、又は行わせたときも、同様とする。

（通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断に要する費用の負担）

第１０条　都道府県は、第７条第２号に掲げる建築物の所有者から申請があったときは、国土交通省令で定めるところにより、同条の規定により行われた耐震診断の実施に要する費用を負担しなければならない。

２　市町村は、第７条第３号に掲げる建築物の所有者から申請があったときは、国土交通省令で定めるところにより、同条の規定により行われた耐震診断の実施に要する費用を負担しなければならない。

（要安全確認計画記載建築物の所有者の耐震改修の努力）

第１１条　要安全確認計画記載建築物の所有者は、耐震診断の結果、地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められるときは、当該要安全確認計画記載建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

（要安全確認計画記載建築物の耐震改修に係る指導及び助言並びに指示等）

第１２条　所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物の耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、基本方針のうち第４条第２項第３号の技術上の指針となるべき事項（以下「技術指針事項」という。）を勘案して、要安全確認計画記載建築物の耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

２　所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物について必要な耐震改修が行われていないと認めるときは、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、必要な指示をすることができる。

３　所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた要安全確認計画記載建築物の所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

（要安全確認計画記載建築物に係る報告、検査等）

第１３条　所管行政庁は、第８条第１項並びに前条第２項及び第３項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、要安全確認計画記載建築物の地震に対する安全性に係る事項（第７条の規定による報告の対象となる事項を除く。）に関し報告させ、又はその職員に、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地若しくは要安全確認計画記載建築物の工事現場に立ち入り、要安全確認計画記載建築物、要安全確

認計画記載建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

２　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

３　第１項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（特定既存耐震不適格建築物の所有者の努力）

第１４条　次に掲げる建築物であって既存耐震不適格建築物であるもの（要安全確認計画記載建築物であるものを除く。以下「特定既存耐震不適格建築物」という。）の所有者は、当該特定既存耐震不適格建築物について耐震診断を行い、その結果、地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められるときは、当該特定既存耐震不適格建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

一　学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホームその他多数の者が利用する建築物で政令で定めるものであって政令で定める規模以上のもの

二　火薬類、石油類その他政令で定める危険物であって政令で定める数量以上のものの貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物

三　その敷地が第５条第３項第２号若しくは第３号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路又は第６条第３項の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害建築物

（特定既存耐震不適格建築物に係る指導及び助言並びに指示等）

第１５条　所管行政庁は、特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

２　所管行政庁は、次に掲げる特定既存耐震不適格建築物（第１号から第３号までに掲げる特定既存耐震不適格建築物にあっては、地震に対する安全性の向上を図ることが特に必要なものとして政令で定めるものであって政令で定める規模以上のものに限る。）について必要な耐震診断又は耐震改修が行われていないと認めるときは、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、必要な指示をすることができる。

一　病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店その他不特定かつ多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物

二　小学校、老人ホームその他地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する特定既存耐震不適格建築物

三　前条第２号に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物

四　前条第３号に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物

３　所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた特定既存耐震不適格建築物の所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

４　所管行政庁は、前２項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、特定既存耐震不適格建築物の地震に対する安全性に係る事項に関し報告させ、又はその職員に、特定既存耐震不適格建築物、特定既存耐震不適格建築物の敷地若しくは特定既存耐震不適格建築物の工事現場に立ち入り、特定既存耐震不適格建築物、特定既存耐震不適格建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。

５　第１３条第１項ただし書、第２項及び第３項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

（一定の既存耐震不適格建築物の所有者の努力等）

第１６条　要安全確認計画記載建築物及び特定既存耐震不適格建築物以外の既存耐震不適格建築物の所有者は、当該既存耐震不適格建築物について耐震診断を行い、必要に応じ、当該既存耐震不適格建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

２　所管行政庁は、前項の既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、当該既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

ii）建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（抜粋）

（平成７年１２月２２日）
（政令第４２９号）
最終改正（平成３０年１１月３０日）
（政令第３２３号）

（都道府県知事が所管行政庁となる建築物）
第１条　建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「法」という。）第２条第３項ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第９７条の２第１項の規定により建築主事を置く市町村の区域内のものは、同法第６条第１項第４号に掲げる建築物（その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都道府県知事の許可を必要とするものを除く。）以外の建築物とする。
２　法第２条第３項ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法第９７条の３第１項の規定により建築主事を置く特別区の区域内のものは、次に掲げる建築物（第２号に掲げる建築物にあっては、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２５２条の１７の２第１項の規定により同号に規定する処分に関する事務を特別区が処理することとされた場合における当該建築物を除く。）とする。
一　延べ面積（建築基準法施行令（昭和２５年政令第３３８号）第２条第１項第４号に規定する延べ面積をいう。）が１万平方メートルを超える建築物
二　その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、建築基準法第５１条（同法第８７条第２項及び第３項において準用する場合を含む。）（市町村都市計画審議会が置かれている特別区にあっては、卸売市場、と畜場及び産業廃棄物処理施設に係る部分に限る。）並びに同法以外の法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都知事の許可を必要とする建築物

（通行障害建築物の要件）
第４条　法第５条第３項第２号の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。
一　そのいずれかの部分の高さが、当該部分から前面道路の境界線までの水平距離に、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該イ又はロに定める距離（これによることが不適当である場合として国土交通省令で定める場合においては、当該前面道路の幅員が１２メートル以下のときは６メートルを超える範囲において、当該前面道路の幅員が１２メートルを超えるときは６メートル以上の範囲において、国土交通省令で定める距離）を加えた数値を超える建築物（次号に掲げるものを除く。）
イ　当該前面道路の幅員が１２メートル以下の場合　６メートル
ロ　当該前面道路の幅員が１２メートルを超える場合　当該前面道路の幅員の２分の１に相当する距離
二　その前面道路に面する部分の長さが２５メートル（これによることが不適当である場合として国土交通省令で定める場合においては、８メートル以上２５メートル未満の範囲において国土交通省令で定める長さ）を超え、かつ、その前面道路に面する部分のいずれかの高さが、当該部分から当該前面道路の境界線までの水平距離に当該前面道路の幅員の２分の１に相当する距離（これによることが不適当である場合として国土交通省令で定める場合においては、２メートル以上の範囲において国土交通省令で定める距離）を加えた数値を２・５で除して得た数値を超える組積造の塀であって、建物（土地に定着する工作物のうち屋根及び柱又は壁を有するもの（これに類する構造のものを含む。）をいう。）に附属するもの

（多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物の要件）
第６条　法第１４条第１号の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。
一　ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設

二　診療所
三　映画館又は演芸場
四　公会堂
五　卸売市場又はマーケットその他の物品販売業を営む店舗
六　ホテル又は旅館
七　賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舎又は下宿
八　老人短期入所施設、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの
九　老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
十　博物館、美術館又は図書館
十一　遊技場
十二　公衆浴場
十三　飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
十四　理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
十五　工場
十六　車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの
十七　自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設
十八　保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物

２　法第１４条第１号の政令で定める規模は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める階数及び床面積の合計（当該各号に掲げる建築物の用途に供する部分の床面積の合計をいう。以下この項において同じ。）とする。
一　幼稚園、幼保連携型認定こども園又は保育所　階数２及び床面積の合計５００平方メートル
二　小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校（以下「小学校等」という。）、老人ホーム又は前項第８号若しくは第９号に掲げる建築物（保育所を除く。）　階数２及び床面積の合計１０００平方メートル
三　学校（幼稚園、小学校等及び幼保連携型認定こども園を除く。）、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所又は前項第１号から第７号まで若しくは第１０号から第１８号までに掲げる建築物　階数３及び床面積の合計１０００平方メートル
四　体育館　階数１及び床面積の合計１０００平方メートル

３　前項各号のうち２以上の号に掲げる建築物の用途を兼ねる場合における法第１４条第１号の政令で定める規模は、同項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める階数及び床面積の合計に相当するものとして国土交通省令で定める階数及び床面積の合計とする。

（危険物の貯蔵場等の用途に供する特定既存耐震不適格建築物の要件）
第７条　法第１４条第２号の政令で定める危険物は、次に掲げるものとする。
一　消防法（昭和２３年法律第１８６号）第２条第７項に規定する危険物（石油類を除く。）
二　危険物の規制に関する政令（昭和３４年政令第３０６号）別表第４備考第６号に規定する可燃性固体類又は同表備考第８号に規定する可燃性液体類
三　マッチ
四　可燃性のガス（次号及び第６号に掲げるものを除く。）
五　圧縮ガス
六　液化ガス
七　毒物及び劇物取締法（昭和２５年法律第３０３号）第２条第１項に規定する毒物又は同条第２項に規定する劇物（液体又は気体のものに限る。）

２　法第１４条第２号の政令で定める数量は、次の各号に掲げる危険物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数量（第６号及び第７号に掲げる危険物にあっては、温度が零度で圧力が１気圧の状態における数量とする。）とする。
一　火薬類　次に掲げる火薬類の区分に応じ、それぞれに定める数量
イ　火薬　１０トン

ロ　爆薬　５トン
ハ　工業雷管若しくは電気雷管又は信号雷管　５０万個
ニ　銃用雷管　５００万個
ホ　実包若しくは空包、信管若しくは火管又は電気導火線　５万個
ヘ　導爆線又は導火線　５００キロメートル
ト　信号炎管若しくは信号火箭又は煙火　２トン
チ　その他の火薬又は爆薬を使用した火工品　当該火工品の原料となる火薬又は爆薬の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数量

二　消防法第２条第７項に規定する危険物　危険物の規制に関する政令別表第３の類別の欄に掲げる類、品名の欄に掲げる品名及び性質の欄に掲げる性状に応じ、それぞれ同表の指定数量の欄に定める数量の１０倍の数量
三　危険物の規制に関する政令別表第４備考第６号に規定する可燃性固体類　３０トン
四　危険物の規制に関する政令別表第４備考第８号に規定する可燃性液体類　２０立方メートル
五　マッチ　３００マッチトン
六　可燃性のガス（次号及び第８号に掲げるものを除く。）　２万立方メートル
七　圧縮ガス　２０万立方メートル
八　液化ガス　２０００トン
九　毒物及び劇物取締法第２条第１項に規定する毒物（液体又は気体のものに限る。）２０トン
十　毒物及び劇物取締法第２条第２項に規定する劇物（液体又は気体のものに限る。）２００トン

３　前項各号に掲げる危険物の２種類以上を貯蔵し、又は処理しようとする場合においては、同項各号に定める数量は、貯蔵し、又は処理しようとする同項各号に掲げる危険物の数量の数値をそれぞれ当該各号に定める数量の数値で除し、それらの商を加えた数値が１である場合の数量とする。

（所管行政庁による指示の対象となる特定既存耐震不適格建築物の要件）

第８条　法第１５条第２項の政令で定める特定既存耐震不適格建築物は、次に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物とする。
一　体育館（一般公共の用に供されるものに限る。）、ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設
二　病院又は診療所
三　劇場、観覧場、映画館又は演芸場
四　集会場又は公会堂
五　展示場
六　百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
七　ホテル又は旅館
八　老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
九　博物館、美術館又は図書館
十　遊技場
十一　公衆浴場
十二　飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
十三　理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
十四　車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの
十五　自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設で、一般公共の用に供されるもの
十六　保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物
十七　幼稚園、小学校等又は幼保連携型認定こども園
十八　老人ホーム、老人短期入所施設、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの
十九　法第１４条第２号に掲げる建築物

２　法第１５条第２項の政令で定める規模は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める床面積の合計（当該各号に掲げる建築物の用途に供する部分の床面積の合計をいう。

以下この項において同じ。）とする。
一　前項第１号から第１６号まで又は第１８号に掲げる建築物（保育所を除く。）　床面積の合計２０００平方メートル
二　幼稚園、幼保連携型認定こども園又は保育所　床面積の合計７５０平方メートル
三　小学校等　床面積の合計１５００平方メートル
四　前項第１９号に掲げる建築物　床面積の合計５００平方メートル
３　前項第１号から第３号までのうち２以上の号に掲げる建築物の用途を兼ねる場合における法第１５条第２項の政令で定める規模は、前項の規定にかかわらず、同項第１号から第３号までに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ同項第１号から第３号までに定める床面積の合計に相当するものとして国土交通省令で定める床面積の合計とする。

（特定既存耐震不適格建築物に係る報告及び立入検査）
第９条　所管行政庁は、法第１５条第４項の規定により、前条第１項の特定既存耐震不適格建築物で同条第２項に規定する規模以上のもの及び法第１５五条第２項第４号に掲げる特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、これらの特定既存耐震不適格建築物につき、当該特定既存耐震不適格建築物の設計及び施工並びに構造の状況に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の状況に関し報告させることができる。
２　所管行政庁は、法第１５条第４項の規定により、その職員に、前条第１項の特定既存耐震不適格建築物で同条第２項に規定する規模以上のもの及び法第１５条第２項第４号に掲げる特定既存耐震不適格建築物、これらの特定既存耐震不適格建築物の敷地又はこれらの特定既存耐震不適格建築物の工事現場に立ち入り、当該特定既存耐震不適格建築物並びに当該特定既存耐震不適格建築物の敷地、建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

（基準適合認定建築物に係る報告及び立入検査）
第１０条　所管行政庁は、法第２４条第１項の規定により、法第２２条第２項の認定を受けた者に対し、当該認定に係る基準適合認定建築物につき、当該基準適合認定建築物の設計及び施工並びに構造の状況に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該基準適合認定建築物の耐震診断の状況に関し報告させることができる。
２　所管行政庁は、法第２４条第１項の規定により、その職員に、基準適合認定建築物、基準適合認定建築物の敷地又は基準適合認定建築物の工事現場に立ち入り、当該基準適合認定建築物並びに当該基準適合認定建築物の敷地、建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

（要耐震改修認定建築物に係る報告及び立入検査）
第１１条　所管行政庁は、法第２７条第４項の規定により、要耐震改修認定建築物の区分所有者に対し、当該要耐震改修認定建築物につき、当該要耐震改修認定建築物の設計及び施工並びに構造の状況に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該要耐震改修認定建築物の耐震診断及び耐震改修の状況に関し報告させることができる。
２　所管行政庁は、法第２７条第４項の規定により、その職員に、要耐震改修認定建築物、要耐震改修認定建築物の敷地又は要耐震改修認定建築物の工事現場に立ち入り、当該要耐震改修認定建築物並びに当該要耐震改修認定建築物の敷地、建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

（独立行政法人都市再生機構の業務の特例の対象となる建築物）
第１２条　法第２９条の政令で定める建築物は、独立行政法人都市再生機構法（平成１５年法律第１００号）第１１条第３項第２号の住宅（共同住宅又は長屋に限る。）又は同項第４号の施設である建築物とする。

iii）建築基準法（抜粋）

（昭和２５年５月２４日）
（法律第２０１号）
最終改正（令和２年６月１０日）
（法律第４３号）

（保安上危険な建築物等の所有者等に対する指導及び助言）

第九条の四　特定行政庁は、建築物の敷地、構造又は建築設備（いずれも第三条第二項の規定により次章の規定又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用を受けないものに限る。）について、損傷、腐食その他の劣化が生じ、そのまま放置すれば保安上危険となり、又は衛生上有害となるおそれがあると認める場合においては、当該建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者に対して、修繕、防腐措置その他当該建築物又はその敷地の維持保全に関し必要な指導及び助言をすることができる。

（著しく保安上危険な建築物等の所有者等に対する勧告及び命令）

第十条　特定行政庁は、第六条第一項第一号に掲げる建築物その他政令で定める建築物の敷地、構造又は建築設備（いずれも第三条第二項の規定により次章の規定又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用を受けないものに限る。）について、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となり、又は著しく衛生上有害となるおそれがあると認める場合においては、当該建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用中止、使用制限その他保安上又は衛生上必要な措置をとることを勧告することができる。

２　特定行政庁は、前項の勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。

３　前項の規定による場合のほか、特定行政庁は、建築物の敷地、構造又は建築設備（いずれも第三条第二項の規定により次章の規定又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用を受けないものに限る。）が著しく保安上危険であり、又は著しく衛生上有害であると認める場合においては、当該建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用禁止、使用制限その他保安上又は衛生上必要な措置をとることを命ずることができる。

第３次吉岡町耐震改修促進計画
令和４年３月
発行・編集　吉岡町
☎お問い合わせ先　建設課都市建設室
ＴＥＬ　０２７９-５４-３１１１（代表）